

第七十二回国会 参議院社会労働委員会会議録第九号

昭和四十九年五月七日(火曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

鈴木 強君

補欠選任

藤原 道子君

四月二十七日

辞任

田中 茂穂君

補欠選任

小川 半次君

五月七日

辞任

塩見 俊二君
鹿島 俊雄君

補欠選任

嶋崎 均君
藤田 正明君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

衆議院議員

社会労働委員長

代理理事

政府委員

事務局長

説明員

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

山下 徳夫君

齋藤 邦吉君

今村 武俊君

三浦 英夫君

石丸 隆治君

滝沢 正君

高木 玄君

翁 久次郎君

八木 哲夫君

中原 武夫君

梅澤 節男君

齋藤 諱淳君

中野 徹雄君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

赤松 良子君

保健師法案(藤原道子君外一名発議)

栄養士法案(藤原道子君外一名発議)

理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

齒科技工法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

社会保障制度等に関する調査(厚生行政の基本施策に関する件)

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

御承知のように日本住血吸虫病は、農耕その他地域住民の日常生活に重大な障害を与えるものであります。山梨、佐賀、福岡、広島等の各県においては、いまだ広く蔓延しております。この疾病の根絶をはかりますためには、病原虫の中間宿主であるミヤイリガイを絶滅する必要があります。このため、昭和三十一年度より十一年の基本計画を立て、ミヤイリガイの生息地帯における溝渠のコンクリート化が行なわれ、また、昭和四十年の法改正では新たに昭和四十七年の法改正では昭和四十七年以降二十年の基本計画を立て、溝渠のコンクリート化が行なわれております。

このような施策等の結果、新しい患者の発生が著しく減少する等相当の効果をあげてはおりますが、日本住血吸虫病の予防の徹底をはかるため、本案は、さらに昭和四十九年度以降五カ年にわたる内容の基本計画を定めようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

委員(山崎昇君) 以上で趣旨説明は終わりました。別に御発言もないようですから、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

委員(山崎昇君) 御異議ないと認めます。それでは、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

委員(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

委員(山崎昇君) 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(山崎昇君) 次に、結核予防法等の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を順次聴取いたします。齋藤厚生大臣。

○國務大臣(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました結核予防法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

近年、結核医療の進歩、結核対策の進展等によって、結核患者は著しく減少し、健康診断による患者の発見率も低下してまいりました。特に、年少者については、患者が激減し、健康診断による患者の発見率もきわめて低いものになっております。この反面、危険度はきわめて少ないとはいえず、とりわけ年少者に対する健康診断の際のエックス線被曝による健康に対する影響については、十分に配慮する必要があります。このような状況等にかんがみ、年少者に対する定期の健康診断及び予防接種について適切な措置をとらうとするものであります。

まず第一に、結核予防法による定期診断は、現在、毎年実施することとされておりますが、患者の発生状況、エックス線被曝による健康に対する影響等を総合的に考慮して、適切に実施することができるように、政令で定める定期において実施することに改めることとしております。

第二に、予防接種は、ツベルクリン反応検査の反応が陰性または疑陽性である者に対して行なうこととされておりますが、疑陽性である者については、そのほとんどがすでに結核に対する免疫を

有しておりますので、陰性である者に対してのみ予防接種を行なうことに改めることとしております。

第三に、市町村長は、小学校就学の始期に達しない者のうち、幼稚園や施設で集団生活をしない者に対して、毎年、ツベルクリン反応検査を行ない、かつ、その反応が陰性または疑陽性である者に対して、定期の予防接種を行なうこととされておりますが、予防接種による免疫効果はかならず長期にわたって持続するものであることが明らかにされましたので、小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、ツベルクリン反応検査を行ない、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行ない、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行なうことに改めることとしております。

そのほか、結核予防法による医療に関する給付にかかわる診療報酬の審査及び支払いに関する事務を、新たに、国民健康保険団体連合会等にも委託することができるようにし、診療報酬事務の簡素化をはかることとしており、身体障害者福祉法及び児童福祉法についても同様の措置をとることとしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、年金の支給をはじめ各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今回これの支給金額の引き上げ、支給範囲の拡大などを行なうことにより援護措置の一層の改善をはかることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族援護法の一部改正であります。

改正の第一点は、障害年金、遺族年金及び遺族給与金等の額を恩給法に準じて増額することとしたしております。

改正の第二点は、準軍属に支給する弔慰金及び遺族一時金の額を軍人軍属に支給する弔慰金及び遺族一時金の額と同額に引き上げることとしたしております。

改正の第三点は、旧防空法の規定により防空業務に従事中にかかった傷病により障害者となった者またはこれにより死亡した者の遺族に、障害年金、遺族給与金等を新たに支給することとしたしております。

第二は、未婚遺者留守家族等援護法の一部改正であります。

留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げることとするほか、葬祭料の額を引き上げることとしたしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正でありまして、旧防空法の規定により防空業務に従事中の傷病にかかり現に第五款以上の障害がある者及び旧軍人または準軍人で公務上傷病にかかり現に第三目症または第四目症の障害がある者に対して戦傷病者手帳の交付を行なうこととするほか、長期入院患者に支給する療養手当の月額及び葬祭費の額を増額すること等の所要の改正を行なうこととしたしております。

第四は、戦没者の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正であります。

改正の第一点は、満州事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の妻及び父母等に対し新たに特別給付金を支給することとしたしております。

改正の第二点は、昭和四十八年の関係法律の改正により、遺族年金、障害年金等を受けることとなった戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に新たに特別給付金を支給することとしたしております。

以上がこの法律案を提出する理由、及び内容の概要であります。が、この法律案については、衆議院において、葬祭料、療養手当及び葬祭費の額の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行することとなっているものを、交付の日から施行し、昭和四十九年四月一日にさかのぼって適用することとする修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山崎昇君) 以上で、両案の趣旨説明は終わりました。

両案に対する質疑は後刻に譲ります。

○委員長(山崎昇君) 次に、保健師法案、栄養士法案、理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律案、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案、診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案、歯科技工法の一部を改正する法律案、以上各案を議題とし、発議者藤原道子君から趣旨説明を順次聴取いたします。藤原道子君。

○藤原道子君 私は、日本社会党を代表して保健師法案、栄養士法の全部を改正する法律案、理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律案、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案、診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案、及び歯科技工法の一部を改正する法律案、以上六法案について、その提案理由を一括して御説明いたします。

最近、地域医療や住民医療ということが強調されるようになってまいりました。これは、患者と各種医療担当者とが一体となって、言いかえると、医療現場を構成する住民が一体となって、一人一人の患者に最も適した医療の創造を旨とする理念であると考えられます。この場合、これら医療を構成する人々相互の間に信頼関係が成立していることが、

最近、地域医療や住民医療ということが強調されるようになってまいりました。これは、患者と各種医療担当者とが一体となって、言いかえると、医療現場を構成する住民が一体となって、一人一人の患者に最も適した医療の創造を旨とする理念であると考えられます。この場合、これら医療を構成する人々相互の間に信頼関係が成立していることが、

欠くことのできない条件でありましょう。これは、たとえ教育現場を構成する児童生徒、父兄及び教師の間に信頼関係がなければ、民主教育は前進しないことと同様であります。

しかし、今日の医療の荒廃は、医療を構成する人々の間に信頼関係を築くことがきわめて困難であることを示しています。その理由は、まず第一に、売薬医療とさえいわれる今日の状況では、医師と患者との間に、営利的な動機が介在していることとあります。すなわち、患者が薬を飲めば飲むほど医療機関と製薬企業の収入がふえるようになっているばかりでなく、薬にたよらず治療する医療機関は経営が成り立たないということによるものであります。

信頼関係を成立しにくくさせている第二の理由は、各種医療担当者は、ともすると医師の従属物であるかのように見られがちだということとあります。これは各種医療担当者は、医師の技術を部分的に補助する安上りの労働力としか位置づけられていないためであります。

このように、医療担当者との関係においても、また医療担当者相互の関係においても、信頼関係をつくりにくい現状では、地域医療も住民医療も理念でしかないといっても決して言い過ぎではありません。したがって、いま必要なことは、一つには、薬利依存の営利医療を打破することであり、二つには、医師が他の医療担当者に対して、円錐の頂点に君臨するのではなく、円の中心に位置するように改めることだといえましょう。このためには、薬剤による治療以外の各種の医療、すなわち看護、保健指導、食餌療法、リハビリテーションなどをレベル・アップさせ、それぞれの技術が、医学の一部門として自立して発展できるようにしなければなりません。単なる職業教育として行なわれている、高卒二年ないし三年の各種学校による養成制度を廃止して、四年制大学による養成に転換しなければならぬのはこのためであります。

次に、六法案のおもな内容をその要点だけ御紹介

第七部 社会労働委員会会議録第九号 昭和四十九年五月七日

介いたしますと、まず、保健師法案においては、現行の保健師助産婦看護婦法を廃止して、新たに保健師法を制定することにより、保健師、助産婦、看護婦の業務を総合し、その全部を行なうことのできる保健師制度を創設しようとしております。この保健師の養成を、四年制大学において行なうことは申すまでもありません。この改正に伴い、各種学校を前提とした看護婦試験は、昭和六十年三月末日をもって廃止し、同じく看護婦国家試験については、昭和六十五年三月末日までに現行法上の受験資格を取得した者、または旧免許を得た後六年以上（高卒者は三年以上）業務に従事している看護婦で厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者だけが受けられるようにすることとし、同じく保健師国家試験及び助産婦国家試験は、昭和六十六年三月末日までに現行法上の受験資格を取得した者だけが受けられるようにすることといたしております。なお、これら旧免許を受けた者が保健師になることができる道を講じたことはいりまでもありません。

栄養士法の全部を改正する法律案においては、まず、栄養士は、医療担当者として栄養指導に従事する者であることを明記するとともに、その養成は四年制大学（当分の間は短大も含む）によることとしました。これに伴って、現行の管理栄養士制度を廃止すること、都道府県知事免許を厚生大臣免許にすること、各種学校による養成は、事実上、昭和五十四年三月末をもって終わるようにすることなどを定めております。

理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律案においては、その養成を、すべて四年制大学によるものとし、現行の各種学校による養成は、事実上、昭和五十四年三月末をもって終わるようにしております。これに伴って、外国の免許取得者に対する無試験制度は、廃止する等の改正を行なっております。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案においては、現行の臨床検査技師の制度と衛生検査技師の制度とを統合して

医療検査技師制度とし、したがって、法律の題名も医療検査技師等に関する法律に改めることになりました。

医療検査技師は、四年制大学において養成することとし、その業務は、現行の臨床検査技師と同様といたしております。また、現行法の規定によって臨床検査技師の免許を受けた者は、新法の規定による医療検査技師の免許を受けた者とみなすなど、必要な経過措置を定めております。なお、各種学校による養成は、他と同様に、昭和五十四年三月末をもって終わるようにいたしました。

診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案においては、現行の診療エックス線技師の制度を廃止し、診療放射線技師の制度に統合することとし、したがって、法律の題名を診療放射線技師法に改めております。診療放射線技師は、四年制大学において養成することといたしますが、その業務の範囲は、現行のままであります。なお、各種学校による養成は、他と同様に昭和五十四年三月末で終わるようにいたしました。

歯科技工法の一部を改正する法律案においては、その養成を四年制大学によるものに改めるに伴い、歯科技工士となるには、歯科技工士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならぬものといたしました。また、四年制大学を経た歯科技工士、及び各種学校による者で、さらに厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した歯科技工士については、その業務範囲を拡大し、印象採得、咬合採得または試着を行なうことができることといたしました。なお、各種学校による養成は、他と同様に、昭和五十四年三月末で終わるようにいたしました。このような改正に伴い、法律の題名を歯科技工士等に関する法律に改めることといたしました。

おおよそ、以上がこれら六法案の要点であります。社会党はこのほか、これら各種医療担当者にならうとする者には、月々六万円で修学資金を貸与する制度を創設するための医療担当者修学

資金貸与法（仮称）、あるいはまた、特に重要な大きい看護婦、保母等について有給の育児休暇を保障するため看護婦、保母等の育児休暇等に関する法律案（仮称）を準備し、近日中に提案する運びになることを申し添え、私の提案理由説明いたします。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに成立を期されんことをお願いいたします。

○委員長（山崎昇君） 以上に各案の趣旨説明は終りました。

○委員長（山崎昇君） 次に、社会保障制度等に関する調査を議題とし、厚生行政の基本施策について質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢山有作君 きょうは、先般の三月二十六日の予算委員会で質問させていただき予定にしておりますが、そのときに十分触れることのできなかった社会福祉施設の給食体制の問題についてお伺いしたいと思っております。

そこで、まず第一にお伺いしたいのは、栄養士の任務をどういうふうに理解されておるかということとあります。

○政府委員（高木玄君） 社会福祉施設におきまする栄養士の任務は献立の作成、それからカロリー計算、その他給食の管理に関する仕事である、かように考えております。

○矢山有作君 栄養士の任務については、具体的には栄養士法で「栄養の指導に従事することを業とする者」と、こういふふうに規定してありますね。そこで、その栄養士を調理人として扱っておるとしか思えないような規定があるわけですね。それに対してどういふ見解を持っておられるか。といいますのは、精薄児通園施設設備基準についてという児童局長通知の中に、その職員の中の第三に、「調理人は、栄養士の資格を有することが望ましい」と、こういふふうにあるわけですね。そうすると、これは栄養士というものの資格という

ものについて、どういふ御理解をなさっておられるのか、ちょっと疑問があるものでお伺いしたい。

○政府委員(翁久次郎君) 御指摘のように、精神児通園施設の設備の運営の基準、この中に「調理人は、栄養士の資格を有することが望ましい」とございしますが、これは栄養士本来のあるべき資格あるいは内容を規定するものではございせんので、むしろ調理人である人が栄養等について格段の配意ができる方が望ましい、むしろ調理人のほうからの要件をできるだけそいうった栄養上の配慮のできる栄養士であることが望ましい、という意味で規定されたものでございします。

○矢山有作君 それらの問題に関連しては、私どもの考え方はまた後ほど述べるといたしまして、栄養士は専門職として法的に格づけをされておるんですか、どうなんですか。この辺はあやふやなままなんです。

○政府委員(高木玄君) 専門職として格づけいたしております。

○矢山有作君 されておる。——そうするとね、社会福祉施設などでね、栄養士の配置を義務づけおる場合にね、これはどういふ取り扱いになってますか。

○政府委員(高木玄君) 処遇の問題でございしょうか。

○矢山有作君 ええ。

○政府委員(高木玄君) 栄養士の格づけでございしますが、これは国家公務員の医療職の四等級四号の格づけをいたしております。

○矢山有作君 それはね、その格づけはね、すべての社会福祉施設に置かれておる栄養士について一律に扱われておりますか。

○政府委員(高木玄君) これは一律とは申せませんが、ただいま申し上げましたのは平均的な格づけでございします。

○矢山有作君 専門職の要件としてね、その専門職として定められた資格のない者がそれにとつてかわることができない、少なくとも望ましくない

ということがいわれておると思うんですけれどもね、栄養士についても専門職として考えられておるなら同様に理解していいわけですか。

○政府委員(高木玄君) さようでございします。

○矢山有作君 そうなるとね、もう一つ私は疑問があるんですが、児童福祉施設最低基準の第九十二条の五、第四項に、虚弱児施設のうち五十人未満の施設では「栄養の理論及び実際に通じた保母又は看護婦をもって栄養士にかえることができる」とございしますが、これは栄養士の専門的資格というものを無視しているような規定だと思われんですが、この点いかがでしょうか。この点は前に申し上げました児童局長通達にも関連する問題です。

○政府委員(翁久次郎君) 児童福祉施設におきましては、職員の配置の基準が、従来特に栄養士に關しましては必ずしも十分ではございせんでした。したがって、たとえば今年から一般の収容施設についても、ある一定以上の収容をしている施設については栄養士の配置をきめることになりましたけれども、従前こういった施設についても必ずしも栄養士の、必ず配置しなければならぬというものができなかったために、しかも一方では栄養的な配慮がきわめて必要であるということがございしたので、先ほどの虚弱児施設におきましてもそうでございすけれども、栄養士も、もつてかえることができる、あるいは保母さんが栄養的な管理あるいは配慮ができる人を置くことが望ましいという努力的な規定を設けておったわけにございします。

○矢山有作君 そうすると、これらの規定というのは、栄養士のたゞいまおっしゃった専門的な職務という立場から見ると、適当ではありませぬね。

○政府委員(翁久次郎君) 御指摘のとおりでございします。

○矢山有作君 そこで、次にお伺いしたいんですが、施設入所者の食事に関しまして、乳児院については詳しく所要栄養量が定められております、

御案内のとおりです。カロリーは体重一キログラムにつき、六カ月未満が百二十カロリー以上、六カ月から一カ月前が百十カロリー以上、一年から二年未満は百カロリー以上、たん白質は四グラム、脂肪は三・五グラムというように定められてある。で、その他の施設にあっては、これは年齢別、男女別に定められておる国民栄養所要量を確保するように配慮するべきだと思ひますが、しかし入所者の年齢や性別が区々である各施設ごとに正確な算定をすることが事務上困難でありまして、予算積算の便宜上、施設分類別に目標栄養量を推定をされておるようであります。その資料は、先般、私の手元にいたしておりました。三月十六日に御提出をいただいたわけですが、また、その栄養量を確保するための食費として、養護老人ホームでは一月七千七百八円、養護施設では一月九千七百円が見込まれているという資料もいただきました。さらに、その食費のワタの中で目標栄養量を満たすためにはどういふ献立になるかというサンプルも資料としてもらったところでありました。

○政府委員(高木玄君) この社会福祉施設に栄養士がすべて配置されておることが最も望ましいの

○矢山有作君 いまの御答弁で、栄養指導を月に一べんか二べんかやるといふことでは、その必要

○政府委員(高木玄君) 社会福祉施設に対する栄養士の設置の状況でございしますが、これは社会福祉施設における給食業務の重要性から考えますと、すべての社会福祉施設に専任の栄養士を設置することは最も望ましいことは言うまでもございせんが、現在のところ、栄養改善法の第九条の二の規定におきまして、特定多数人に継続して一日二百五十食以上給食する施設には栄養士を置くよ

○政府委員(高木玄君) 不十分であらうかと思ひます。

○矢山有作君 そこで、お伺いしたいのは、各種社会福祉施設に対する栄養士の設置は法規上どういふふう

○政府委員(高木玄君) 社会福祉施設に対する栄養士の設置の状況でございしますが、これは社会福祉施設における給食業務の重要性から考えますと、すべての社会福祉施設に専任の栄養士を設置することは最も望ましいことは言うまでもございせんが、現在のところ、栄養改善法の第九条の二の規定におきまして、特定多数人に継続して一日二百五十食以上給食する施設には栄養士を置くよ

栄養量を確保するには体制としては不十分であるといふことはお認めになったと思ひます。そういうふう

○政府委員(高木玄君) 専任の栄養士が配置されない施設につきましては、非常勤の栄養士を置くようにいたしまして、週に一回か二回指導を受けるようにいたしてお

○矢山有作君 週に一回か二回。○政府委員(高木玄君) はい。しかし、やはり方向としては、専任の栄養士がいることが最も望ましいであらうと、かように考えてお

○矢山有作君 週に一回か二回指導云々というお話がありました。これは週に一回や二回でとも指導できるような体制ではないといふことは、局長は御存じだらうと思ひます。さらに、そういうことで、そういうふうな指導が不十分であるといふことは、これはかつて四十八年の六月に、行管が「老齢者対策に関する行政観察結果報告書」を出して

○政府委員(高木玄君) 不十分であらうかと思ひます。

○矢山有作君 そこで、お伺いしたいのは、各種社会福祉施設に対する栄養士の設置は法規上どういふふう

○政府委員(高木玄君) 社会福祉施設に対する栄養士の設置の状況でございしますが、これは社会福祉施設における給食業務の重要性から考えますと、すべての社会福祉施設に専任の栄養士を設置することは最も望ましいことは言うまでもございせんが、現在のところ、栄養改善法の第九条の二の規定におきまして、特定多数人に継続して一日二百五十食以上給食する施設には栄養士を置くよ

うに定めなければならないという規定がございます。その規定を受けまして、八十一人以上の収容者を持つ成人の収容施設につきましては、栄養士を、すべて専任の栄養士を設置いたしてございませぬ。それから、八十人以下でございませぬ、重度の身体障害者を収容する施設、重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者の収容援護施設あるいは身体障害者の療護施設、こういった重度の身体障害者を収容する施設につきましては、定員が八十名以下でございませぬ、専任の栄養士を設置してございませぬ。それから食事については特に配慮を要します老人ホームにつきましては、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにつきましては、八十人以下の場合には非常勤の栄養士を設置するようになります。原則として、八十人以上は専任の栄養士、それから八十人以下でも、重度の身体障害者施設につきましては専任の栄養士、それから特別養護老人ホーム、養護老人ホームにつきましては、八十人以下の場合には非常勤の栄養士、かように相なっております。それから児童福祉施設につきましては、百人以上以上の収容施設につきましては専任の栄養士を設置すると、かようなことになっております。

○矢山有作君 いま栄養改善法第九条の二の集団給食施設における栄養士の設置の問題で、社会福祉施設における栄養士の設置の点を御説明なされたんですが、これは全然趣旨が違うと思いませんか。というの、この栄養改善法の第九条の二に定められておる栄養士の設置というのは、これは一般の給食施設において、経営上の配慮からこういう私は規定を設けたと思うんです。それを社会福祉施設にそのまま持ってきて当てはめると、いう考え方は、私は非常な間違いじゃないか。社会福祉施設は営利を目的とする経営ではないんですから、この点で私はその考え方というものは間違っております。だから、栄養改善法第九条の二による栄養士の配置でもって社会福祉施設の栄養士の問題を論ずることは間違いだと、一口に言うならば私はその理解するんですが、どうでしょう。

○政府委員(高木玄君) 確かに先生おっしゃるとおり、社会福祉施設の性格あるいは社会福祉施設における給食業務の重要性から考えまして、私はすべての社会福祉施設に専任の栄養士を置くことが望ましいと、そういう方向で努力すべきである、かように考えておる次第でございませぬ。

○矢山有作君 そうすれば、今後のものの考え方として、栄養改善法を引っぱってきて栄養士の設置問題を論ずるといふことはやめていただきたいと思ひます。

そこで、ただいまおっしゃった各種社会福祉施設に対する栄養士の設置が法規上どうなっておりますかということ、いま御説明いただいたわけですが、私のほうで一応整理いたしましたので、それで簡単に申し上げてみたいと思ひます。これは次のようになっておりますね。

施設の設置に関する最低基準を見ますと、栄養士の設置が規模の大小を問わないですべてに義務づけられておるのがありますね。これは乳児院、それから重症心身障害児施設、虚弱児施設、虚弱児施設には一部問題点もありませんけれども、それから肢体不自由児施設だと思ひます。それからもう一つは、一定規模以上のものにだけ設置が義務づけられておるのがあります。これは、先ほどの御説明になっておった、たとえば老人ホームは八十一人以上とか、精神者更生施設なり精神者授産施設は七十人以上と、あるいは救護施設は八十一人以上、あるいは生活保護の更生施設では七十人以上、その他ありますが、そういうふうなもの一つあります。

それから、もう一つは、なるべく栄養士を置くことが望ましいというふうなだけだわっているものがあります。それは、身障者の更生援護施設はそういうふうなようになっておるのがあります。それから第四番目に、その他の分類に入ると思ひますが、それは養護施設、精神児施設、盲ろう児施設、教護院、それから保育所、これについては、栄養士についての何らの規定がなされておらない、こういう状態になっております。そういう

ふうに整理をして質問をさせていただきたいと思ひますが、いま申し上げたことで間違いございませんか。

○政府委員(高木玄君) 間違いございません。

○政府委員(翁久次郎君) ただいま社会局長が答弁したとおりでございませぬ、児童福祉施設の中で百人以上の収容施設につきましては、近く最低基準を改定いたしました、栄養士の設置についての最低基準をつくりたい、かように考えております。従来、児童福祉施設の収容施設については、栄養士の設置が措置費上も算入されておりましたので、この最低基準も栄養士については欠いておったわけでございますが、これは改めてまいりたいと思ひます。

○矢山有作君 そこで、次に質問を移しますが、設置が義務づけられておる施設について栄養士の設置率を見ますと、厚生省からいただいた資料であります、四十七年の十月一日の調査であります。それで見ると、重症心身障害児施設は二一・八％、肢体不自由児施設は四一・〇％、この二つが一〇〇％をオーバーしております。しかし乳児院では八二・二％しか栄養士が満たされていません。虚弱児施設では八一％であります。栄養士は最近非常に数が多く供給されておるといふんでありますが、それなのにどうしてこういうふうな現象が起こっておるのか、お伺いしたい。

○政府委員(翁久次郎君) 乳児院あるいは虚弱児の施設につきましては、御指摘のように配置基準を下回る栄養士しかいないというところにつきまして、いま直ちにその明確な理由を申し上げるまで私、十分内容についての検討はしておらないのでございませぬけれども、栄養士は、乳児院については必ず一施設一人、それから虚弱児施設につきましても五十人以上以上について一人ずつ、こういう基準になっておるわけでございます。全体として御承知のとおり、乳児院あるいは虚弱児施設それぞれ措置費でこの予算が配付されております。施設はほうで保母さんあるいは看護婦さん、いずれも乳児院、虚弱児施設についてはそういう専門の

職員が必要でございますが、そういう関連で、あるいは栄養士については必ずしもいままで十分ではなかった点があるのではないかと存じます。この点につきましては、なお詳細を調べまして、少なくとも一〇〇％にいくように指導してまいりたいと存じます。

○矢山有作君 私はそういう現象が起こるといふのは先ほどの答弁の中でもうかがえたのですが、栄養士は専門職だといわれながら、専門職としての扱いは社会福祉施設の中で一貫して行なわれていない、こういうところに一つは問題があるんじゃないか。たとえば医療職(一)として扱われておる施設もある。かと思えば医療職(二)としての格づけがなされてないで扱われておる施設もある。こういう状態に栄養士を専門職といながら、その取り扱いがきちっと整理をされておらぬところが問題じゃないかと思ひますが、この辺はどうでしょうか。

○政府委員(翁久次郎君) 確かに御指摘の点はあろうかと思ひます。と申しますのは、こういう施設については、繰り返すようございませぬけれども、全体として措置費のワツクの中である程度機械的に管理者が人員の配置をしていっている点がございますので、必ずしも最低基準どおりにいない施設があるといいたしますならば、栄養士を必ず置かなければならないにもかかわらず、そういう認識に欠ける点がある、結果としてそういうことになっておるといふ点があるのではないかと存じます。

若干問題を離れて恐縮でございますけれども、最近、施設についても一度栄養基準等を中心に調査をいたしました際にも、やはりこういう時代には栄養的な配慮が必要だということ、施設については、ぜひ栄養士の配置が望ましいという施設の声を聞いてもおりますので、最近ではこういう認識について改めつつあると思ひます。したがって、その点について、ただいま御指摘の点も含めて指導を強化してまいりたいと存じます。

○矢山有作君 医療職(二)として格づけをして扱っておるのはどういふ場合ですか。たとえば国公立の福祉施設に栄養士を配置した場合だけそうしておるのか、それとも民間の社会福祉施設に義務づけられておる場合も医療職(二)としての格づけによつて措置費を算定しておるのか、そこら辺があまりないもので、医療職(二)として扱っている場合は、どういふ施設に配置した場合医療職(二)として扱っているか、あとはどういふ扱いになっているか、このところ明確にしたいです。

○政府委員(高木玄君) 措置費の積算上、栄養士につきましては、専任の栄養士を置く場合には、医療職(二)の四等級四号の格づけをいたしまして、その予算を公立、民間を問わず配付している次第でございます。

○矢山有作君 そうすると、国公、私立を問わず栄養士の配置が義務づけられておる施設については、医療職(二)として位置づけられておると、こういうことですね。

○政府委員(高木玄君) はい、さようでございます。○矢山有作君 そうすると、それにもかかわらず栄養士が十分満たされていない、たとえば乳児院だとかというものについては、やはりこれは私はどこに問題があるのかということをお早急に実態を把握して対処していただきたいと思つておる。

それから栄養士の設置が義務づけられていない社会福祉施設においては、医療職(二)として扱われていないで、どういふふうな扱いになっておるのか。

○政府委員(高木玄君) たとえば八十人以下の養護老人ホーム、特別養護老人ホームには非常勤職員としての予算を配つておるわけでございます。

○矢山有作君 そうすると全部任意ですね。栄養士の設置が任意であるという場合は全部非常勤職員の扱いですか。

○政府委員(高木玄君) 社会局関係で申しますと、特別養護老人ホームと養護老人ホームにつきましては、八十一人以上は専任の栄養士、それから八十人以下の場合には非常勤の栄養士というふうに予算上措置いたしましたして、それを配付しておる次第でございます。

○矢山有作君 児童福祉施設はどうなんだ……○政府委員(鶴久次郎君) 児童家庭局関係で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、今年度から収容施設につきまして百人以上以上について一人の配置をきめ、それ以外のたとえば母子寮、情緒障害児短期治療施設等につきましては何らの規定も設けていない、こういう現状でございます。

○矢山有作君 私は、やはり先ほどおっしゃったように、栄養士を配置しておるとおっしゃったように、栄養士の問題というのはきわめて重要ですから、栄養士を配置しておるところにはそれが義務づけられておるとおるまいと、むしろ専門職としての格づけをして、措置費の中で見ていくというのが栄養士の配置を現行の法規のワケ内でも促進することになると思つておる。

○政府委員(高木玄君) 将来は、やはり現在非常勤職員として措置しております栄養士につきましてはこれを常勤化していく、こういうふうな予算措置が必要であらうかと思つておる。

成人の収容施設につきまして、八十一人以上は専任、八十人以下が非常勤と分かれておるわけは、やはり財政当局との折衝におきまして、先ほど申しました栄養改善法の第九条の二の規定が一つの事実だと思つておる。

○政府委員(鶴久次郎君) 児童家庭局におきましては、先ほど申し上げましたように、収容施設に配付しているの、百人以上の施設について栄養士の配

置がなされておりますが、これはいわゆる措置費の単価の中に積算として入っておるわけでありませぬ。ただいま御質問のございました、配置を義務づけられていない施設であつて現に栄養士を配置してあるものについての措置費上の取り扱い、この辺は、ただいまのところは全部一応収容児に割り戻した単価制をとつておるもので、この辺は必ずしも配置したから直ちにそれを医療職の基準——給与単価をそのままはね返すことができるかどうか、ちょっとむずかしい問題があるかと思つておる。

○矢山有作君 厚生大臣ね、社会福祉施設に入っておる人たちというのは、これは自分の選択によつて好きなものを食べるというわけにはいかぬわけですね。そこでまあ大体一生生活をしながら、しかも一番生きていく上に大切な食事というの、一方だけに提供されるわけですから、したがって、それだけに私は健康保持あるいは発育を促進していく、そういうふうな立場から考えて、専門的な栄養士による栄養指導というの、給食管理というの、そういうものが当然あつてしかるべきだと思つておる。

○政府委員(高木玄君) 給食管理というの、私はいまの法制を前提として考えても、任意設置になつておる施設が、みずから栄養士を配置して給食の完べきを期するという努力をしておるわけだから、——しているものについては、これは私は政府としてやっぱり栄養士を医療職(二)として格づけをして措置費の中で見ていく、こういうことを打ち出すことが望ましいんじゃないかと思つておる。

○国務大臣(齋藤邦吉君) いや、実は私も先ほどの質疑応答を承りまして、非常に教えられるところがあつた——と言つては失礼かもしれませぬが、そういう感じを持つたのでございます。

○政府委員(鶴久次郎君) 児童家庭局におきましては、先ほど申し上げましたように、収容施設に配付しているの、百人以上の施設について栄養士の配

まず第一点の問題は、栄養改善法というものを引っぱり出して、集団給食をやる——ある程度の集団給食をやるときには栄養士を置くようにつとめなければならぬ、こんなふうな規定を採用して社会福祉施設の栄養士の数の問題、設置の義務の問題、これを議論するといふのはやっぱり私はちょっとまずいんじゃないかと思つておる。

その一般法の中で、——と違つた社会福祉施設というものには、やはりそれなりの特殊性のあるやり方を考えていかなければならぬ。しかもそれは法律からいへば、そういう福祉施設についても独立の法律をつくれないという意見があつてしかるべきものかもしれない。

議論するということは社会福祉施設の場合にはあまり私は適当ではない、それよりもやっぱり上回つたものを常に考えておかなきゃならぬ、これが私、質疑応答を通じて非常に感じ入つた点の第一点でございます。

それから第二点の問題は、やっぱり私はこの社会福祉施設に入つておられる方々は、いまお述べになりましたように自分で食事の選択ができない、やはりそこで長いこと生活していかなくやならぬ、しかも栄養というものが——食事というのは一番大事なことでございます、施設の入所者にとつては、そういうことであつてみれば、私はやっぱり全施設について栄養士というものは必ず置くようにしなければならぬ、そういう方向に私は努力すべきではないかと思つておる。

私は今後ともできるだけ全施設に栄養士は必ず置くようにという方向で今後とも努力をいたして

置がなされておりますが、これはいわゆる措置費の単価の中に積算として入っておるわけでありませぬ。ただいま御質問のございました、配置を義務づけられていない施設であつて現に栄養士を配置してあるものについての措置費上の取り扱い、この辺は、ただいまのところは全部一応収容児に割り戻した単価制をとつておるもので、この辺は必ずしも配置したから直ちにそれを医療職の基準——給与単価をそのままはね返すことができるかどうか、ちょっとむずかしい問題があるかと思つておる。

まいりたい、こういうふうに考えております。

それから第三点には、そのまあ設置が義務づけられていない、措置費の支弁によって義務づけられていないもの、非常勤その他の問題については、やはりそれぞれ措置費の配分にあたっては、医療職(二)というのであるならばそれに見合った単価の措置費を支給すると、こういうふうなやり方をしている、りっぱな栄養士がそこに就職できるように今後とも努力をしていかなければならぬと、こういうふうな感じに次第でございます。

いずれにいたしましても、施設に入所してある方々にとつての給食というのは非常にこれは大事な問題でございますから、確かにいまままで不十分な点はあるいはあつたかもしれませんが、まあ年々努力はいたしておるわけでございますが、今後とも非常な重点を置きまして努力をいたしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○矢山有作君 いま大臣の非常に改善を目ざす前進的なお話でありますから、私もぜひそれが早急に実現できるように期待もし、さらにまた重ねて強く要望もいたしまして、次に問題を移してみたいと思つておるわけで、その問題というのは、現行の栄養士の配置のやり方というものがいかに問題をばらんでいられるかという、そういう点を一、二指摘してみたいわけで。

一つは、御存じの児童憲章、これは昭和二十六年の五月の五日に出されたものでありますが、この児童憲章の第二項、第三項にはこういうことをいっております。「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられること」、「家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられて」、「適当な栄養が与えられるべきこと」、これを定めておられます。それから昭和三十三年十一月二十日の児童権利宣言の第四条を見ますと、「ここに「児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有すること」、そのためには「適当な栄養」を与えられる権利を有する」、「こういうふうな定められているわけですね。そうすると、家庭に恵まれない児童の養育をつかさどつておる

養護施設に栄養の専門家である栄養士の設置が義務づけられていないということ、このことは児童憲章や児童権利宣言の精神から見ても私は非常に矛盾があると。先ほど百人以上ですか、収容の施設については今後これを配置するんだということでありませうけれども、これは私は、百人以上というふうな限定をすることが、またあとから述べる問題とも関連して問題があると思つておる、百人以上の施設に入つておるからそれには栄養士を配置して、そこでは十分この児童憲章なり児童権利宣言に沿つたような給食をしてやるんだと、それ以下の施設に入つておる者はこれはそれをやらななんだということでは、これは私はやっぱり問題があると思つておる。だから、児童施設というのは特に発育盛りの子供を置いておるわけですから、特にこの栄養という問題については注意をしなければならぬ問題だ。したがつて、児童福祉施設については、養護施設だけではありません、ほかにも御案内のようにあります、栄養士の設置が義務づけられていないところがありますから、これら全体についてやっぱり栄養士を設置させると、そういうふうな国みずからがやるというのが当然じゃないでしょうか。

○政府委員(久次郎君) 確かに御指摘のように、こういう児童福祉施設の栄養問題というのはわれわれ配慮しなければならぬ大きな課題であると思つておる。したがつて、本年度から先ほど申し上げましたように百人以上の収容施設について必置をするようにしたわけでございます。ただ、これで十分だとは少しも考えておりません。従来、御承知のように、福祉施設全体が、たびたび繰り返すようにござつておるけれども、措置費という一つの大きなワツクの中で施設の運営がなされるように組み立てられておるわけでござつて、栄養士を配置してない段階における、設置運営しておられますところとそれから都道府県の衛生関係、これが十分連絡をとつて、先ほど社会局長が申しましたように、ある程度献立表の御相談を受けたり、あるいは市によりましては過ごとの献立表を作成して施設にお配りして相談にあつておるというふうなこともしております。ただ、これは最近私も養護施設あるいは精神施設二、三、特に栄養の点を中心に調べましたところでは、やはり栄養士の点を中心として必要であるという声を聞いておる。したがつて、この百人以上の収容施設の栄養士の配置というものをさらに一つの努力といたしまして、将来おとなの施設に近づけ、あるいは乳児院、虚弱児施設とまではいかないまでも、栄養士が配置できるような努力をしてまいるのが一つだろつと思つておる。

それからもう一点は、従来保健所を中心として、栄養相談あるいは献立表の作成等の事務を行なわせておりましたが、なかなか手が回らないようでございます。そういう実情も踏まえた上で栄養士を配置してないところにおける栄養問題というものを、前向きに行なうようにしてまいりたい。

なお、毎年全国の栄養士、保健所の栄養関係の方を集めて研修をしております。これが年々非常に数がふえておるようでございます。こういった点から見ましても、栄養問題についての関心並びに必要度が高いということも見受けられますので、ただいま御指摘の点も含めて前向きに取り組んでまいりたいと思つておる。

○矢山有作君 児童福祉施設は百人以上でございます。百人以上四十九年度から配置と、そういうことで前向きに進まれることはいいと思つておる。しかし、さっきの大臣の御答弁を聞いておられておわかりのように、やはりこの問題大臣自身も非常に前向きで考えておるわけですから、特に児童福祉施設にあつては子供であるだけに、これは十分栄養管理という問題は考えてもらわなくちゃいかぬと思つておる。そうでなくとも養護施設に入ら子供というのは、平養護に欠けておる子供でございましょう。養護に欠けておる子供なんだから、その時点ですでに栄養等の問題については私は一般の子供よりだいたい見劣りがしておると思つておる。それが養護施設に入つて、さらに十分な給食管理のもとにおける栄養の確保ができないとするなら、これは全くみじめな話なので、それでは私は問題の解決にならぬと思つておる。したがつて、四十九年度から百人以上の施設に栄養士を配置するというのはよろしいが、それだけで事足りりとしてもらつておると。だから、これは早急に子供の施設には全部栄養士を配置できるように積極的に御努力が願いたいと思つておる。いま言いましたことは養護施設だけの問題じゃありませんよ。御案内のように、精神児施設、盲ろう児施設、教護院、保育所等みんなあるわけですから、これは十分その点で考えてください。

それから次はね、これは私は憲法との関連で問題を考へてみたわけですが、憲法第十四条、御存じのとおり、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」、こういう平等原則が掲げられておるわけですね。これで見ると、先ほどおっしゃつたような、たとえば児童福祉施設に入ら子供が百人以上の施設に入ら栄養士の配置のものと十分な栄養量が確保できるような給食を受けることができる。あるいは老人ホームで言うならば八十一人以上の規模の老人ホームに入ら栄養の専門家である栄養士のサービスを受けることができる。ところがそれ以下の施設に入らる者にはそれが全然受けられない、こういう形と云つては、私はまさにこの平等原則から見ても問題があると思つておる。したがつて、この点は先ほど大臣もお述べになつたように、その社会福祉施設というものは営利を目的とする施設ではないのですから、人間がそこで相当長期あるいは一生生活の場として入らるわけですから、それだけにこの栄養士の配置というものはこれは人数によって制限して配置する施設、配置しない施設、そんなことをやってはいけない、こういうふうなことは私に思つておる。重ねてあなたの方の考え方を聞きたい。特に大臣が非常に前進的な考え方を持っておるんだから、実際に大臣

を補佐してその政策を実現していかなきやならぬ局長や課長の段階でへっぴり腰でおったんでこれはどうにもしたくないので、これはそれぞれの担当局長に強い決意をもってこれは将来の予算折衝等に備えてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(高木玄君) 先ほどの大臣御答弁の御趣旨に従いまして、私どもは社会福祉施設に専任の栄養士をすべて配置することが望ましいと思っておりますので、その方向で努力いたしたいと思っております。

○政府委員(鶴久次郎君) 児童福祉施設につきましても、先ほど申し上げましたように、都道府県あるいは政令市等における保健所の栄養士関係の部局を通じてこれらの収容施設の中で栄養士の配置されていない施設についての指導につきまして、従来から母子衛生課を中心といたしまして指導を重ねておりますけれども、今後ともこの点については格段の配慮をいたしてまいりたいと考えております。

○矢山有作君 児童家庭局長ね、どうも保健所の指導なんかにはえらい期待をしているような答弁が続くのですが、保健所の栄養指導なんというのは、いま私も地元で保健所の執務状態よく知ってますがね、もう保健所の本来の仕事でとてまじやないが外に出てそんな給食指導なんかできるような状態でないわけです。それはあなたがおっしゃってても、それはおっしゃるだけに終わるので、やはりこれは社会局長もおっしゃったように、大臣もおっしゃったように、やはり積極的に栄養士を必置のものとして配置する、こういう姿勢で取り組んでいただかぬといかぬと思うのです。特に先ほ

ど言った子供の問題、発育盛りの子供の問題ですから、ここはあまり局長、うしろのほうを見ないで、常に前を向いて積極的に問題を考えていただきたい。どうもあなたはあまり慎重居士のようですね。

それからもう一つ指摘しておきますと、これは京都市の老人福祉研究会が四十七年に調査したのです。たとえば老人ホームで見ると、現実には八十人以下の規模であっても養護では三〇%それ以外で設置してあるわけですね。これは入所者の福祉という立場に立てば、そういう努力をされている福祉施設というのは私は敬意を表するに値すると思うんです。そういう実情もひとつお考え願いたい。

それからまた老人ホームだけになしに、たとえば養護施設についても二九%、精神児施設について四六%、盲人施設で三四%、老人施設で四四%、教護院で四四%、保育所で一五%これくらいがみずからの努力で栄養士を設置しているわけですよ。したがって、こういう状態から見ると、やはり設置基準に誤りがあると、これはやはりそれぞれの施設の経営者は、自分が実際にやってみてどうしても栄養士が要るんだという形で苦しんでいるのを設置してある。この現実を見たときに、私はやはり設置基準に問題があると思うのです。したがって、先ほども言いましたように、現在みずからの努力で栄養士を設置してあるところについては、くどいようであります。きちっとした格づけをして、つまり必置義務のある施設と同じような格づけをして措置費の中で早急に見てやってほしい、こう思うんですが、その現状について早急にそういう措置ができる余地があるかないか、その点いかがですか。

○政府委員(高木玄君) 施設がみずからの努力で栄養士を設置していると、私どもの調査におきましても、養護老人ホーム、特別養護老人ホームにつきましても、設置基準を上回る栄養士が配置されております。これは裏返して言えば、この専任

職員を置くことになっていない施設におきましても、施設の努力で専任の栄養士を置いているというところは、それだけ栄養士の必要性を施設が感じていることであるかと思うんです。そういうった意味合いにおきまして、先ほど申しましたように、この養護老人ホーム、特別養護老人ホームにつきましても、現在非常勤で置いておられる者を常勤職員に切りかえていく、こういう方向で予算の努力をいたしたいと思っております。

○矢山有作君 児童局長も同じように一生懸命やってもええですね。

○政府委員(鶴久次郎君) そのようにいたしたいと思っております。

○矢山有作君 厚生大臣ね、いま置いておられるものについて、早急に見てやるという方法はありませんか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 本年度の予算でそれを見るというのは無理だと思っております。実際問題です。五十年以降の問題として私は必ずこの問題の解決のために最大の努力をいたします。これはもうお述べになりました点、私も実はほんとうに勉強不十分だったなあとという感じをしましめておられるんです。実は承りながら、でございますから、私はやっぱりこの社会福祉施設に入所しておられる方々、ほんとうに相当長いことそこで生活をしていかなければならぬ方々ばかり、しかもいまお述べになりましたように、働きざかりの子供が養護施設に入っていると、こういうことを考えてみれば、やっぱりもう少し栄養士ということに重点を置いた施設の経営ということに本省としても努力してあげなきゃならぬということを私はしんど感じているわけでございます。それから、明年度以降の予算編成にあたりましては、いま述べましたように、社会福祉施設には栄養士というものを八十一人以上は置くとか、以下は置かぬでもいいんだといったふうなことでなしに、栄養の改善に一そうの努力をいたしたい、このことをはつきりお約束申し上げておきたいと思っております。

○矢山有作君 この問題の最後でもう一つお伺い

したいんですが、四十七年度に全国の老人福祉施設調理実態調査というのを京都の老人福祉施設給食研究会というのがやりました、調理員の労働実態がどういふ状態にあるかということを発表しておるんです。これで見ると、調理員の定められた定員をオーバーして養護老人ホームなり特養老人ホームでかなりのところが調理員を配置しております。問題が一つは指摘されておるわけですね。養護老人ホームで二二%ぐらい、特別養護老人ホームでは三〇%ぐらいですね、そういうふうにいわれておりますね。それから調理員の労働時間が、実労働時間が八時間をこえる施設が二六%ぐらいあったと、それから拘束時間が十時間をこえるものが三三%ぐらいある、だから相当な労働過重になっておるといふことも指摘されております。それから調理員で休をとっている者についての充足がないままでもやられておるのが五〇%、病欠で休んでおられる者についてこれまた充足のないままでもやっておられるのが四〇%ぐらい、こういう状態です。調理員の絶対数が不足の上に欠員のままで仕事をやらされるといふことできわめて過酷な労働になっておると、こういうことが指摘されております。そうしてそういう人手不足は、これは一時しのぎに手数を省いた調理をしようということになってサービスが低下したり、栄養量の確保に問題が生ずる、あるいは食器や食品の取り扱いについても影響を及ぼして食中毒発生の原因にもなりかねない。こういうふうなことが指摘されております。そして、さらにまた、そういう人手不足の中でありますから、どうしてもその施設の食事時間間もこれは職員の仕事時間にあわせて食事時間を定めるような形になる、だから夕食が五時までに済ませてしまわなければならぬと、こういうようなことになると、それでまたいろいろ補食の問題、夜食の問題等まで問題が起こってくると、さらにまた、夕食をこいうふうにおおしくしないとすれば、どうしても調理員の交代勤務だとか、あるいは時差勤務をしなければならぬと、こういうことで現状ではとてもその改善はできない、ある

いは病人食の実施をやっておるのが養護老人ホームで五三%、特別養護老人ホームで七一%ぐらいでしか実施ができない、あるいは選択できる給食をやっておるというのはこれは皆無である、こういうふうに調理員の問題についても非常に不足が訴えられているわけでありませう。

たとえば、この調査で見えますというところ、この調査といいますが、これから申し上げるのは、社会福祉施設の栄養士、調理員で四十七年の十月一日に厚生省からいただいた資料についていっているわけですが、これによりまして、調理員の数と入所者の比率をみると、各施設の間に非常に相違がある。それから一人の調理員がかなうべき食数が、最も少ないところで乳児院が一日四十五食、多いところという更生施設では一日百三十五食、こういうふうになっておるわけです。で、職場は御案内のように非常に湿度の多いところだし、非常に朝早く出なければならぬし、先ほど言ったように超過勤務手当もないと、こういうふうなことで長時間労働させられておる、したがってやめていく者も非常に多いと、こういうふうなことになるわけですが、したがって、給食の完べきを期しようと思えば、ただ単に栄養士の問題だけでなしに、調理員の配置の問題についても考えなければならぬ問題になってきておるわけです。だから、幾らたえば金だけをふやしても、措置費だけをふやしても、調理員が人手不足であるならば、十分なその給食に対しての効果をあげることができないという問題も起こるわけです。したがって、調理員の問題についても、これは適正な配置基準というものを検討していただかなければならぬという問題が出てきておると思ふんですが、この点いかがですか。

○政府委員(高木玄君) 調理員の配置基準につきましては、施設の種類、規模によって異なっておりますが、養護老人ホームの例で申しますと、定員五十名から九十名の施設には三名、九十一名から百四十名の施設には四名、百四十一名から二百名の施設には五名、二百一名から三百名の施設には六名、これが配置されることになっております。しかし、この施設における調理員の労働条件の改善という問題は私ども非常に大事な問題だと思っておりますので、四十八年度、四十九年度の両年度にわたって、二千四百四十七名の調理員の増員をはかってまいりました次第でございますが、なお、現在の改定基準の数から見て十分な望ましい労働条件を確立したいというふうにも思われますので、今後とも必要な職員の増員を考へ、あるいは調理員の方々が十分な休養をとれるための休憩室をつくる、あるいは調理用機械の導入によって給食業務の省力化をはかる、こういったような各般の問題につきましまして極力努力をいたしまして労働条件の改善につとめてまいりたいと、かように思っております。

○矢山有作君 それでは調理員の問題につきましても現状をよく把握されまして、十分な給食体制が整うように調理員の配置基準について御検討いただくといいことで、次に問題を移してまいりたいと思ひます。

次は、四十八年の十二月の十八日に当委員会において私のほうから資料要求をいたしました。それは施設に入っておる人が十分健康を維持し、増進していくのどの程度の食事が必要を示した一週間分のメニューと、それをつくるに要する経費を計算して提出してもらいたいという要求でありましたが、それに対して去る三月十六日に社会福祉施設の給食についての献立事例をいただいたわけでありませう。私のほうでお伺いしたいのは、この献立事例はどういうふうにして作成されたのか。さらにこれを標準的な献立と考へていいのかどうか。その二点をお伺いいたします。

○政府委員(高木玄君) 実は、御提出申し上げました献立表は資料の御要求がありまして、都内の該当の施設につきまして、実際の献立を調査いたしました資料でございます。これをもって直ちに標準的な献立表というわけではございません。実際に施設でつくって実施しておりました献立表を提出いたしました、かような次第でございます。

○矢山有作君 そうしますと、これは大臣を含めてお聞きいただいておりますが、一定の意図をもつてやっておるわけでありませうので、その意図を十分にくだらんとつ資料の提出に際していただきたいのです。私が申し上げましたのは、現在行なわれておる施設から参考的にどういふ給食献立をやっているのか出してみたいと、それを提出していただくというんでなしに、私のほうから要求しましたのは、その目標栄養量を確保するために一体どういふ献立事例があるのか。そしてそれをやるとするなら一体一人一日食費はどの程度かかるのか、それを知りたかったから言ったわけですが、その金額を、現在措置費に含まれておる飲食物費の中でことさらに押えた献立もほしくない、ということなんですね、その実際に施設に入っておる人たちの健康を考へて、この程度の食事をとらせなさいかぬ。それにはこれだけの金がかかるんだというものがほしいわけですが、ですから、この点もいいたたいと思ひます。

資料というのは私の要求したところは沿っていないわけでありませうが、そこで、私はこの資料をいただきました。自分ではなかなか分析はできませんので、これをそれぞれ専門の栄養士に分析してもらいました。養護老人ホームの分と身障者の更生施設施設の分と、それから養護施設の分、この三つについて分析してもらったんです。それでその結果、私のところへ戻ってきた結果を総括して言いますと、この献立では成長発育に特に必要だといわれるビタミン類などのいわゆる微量栄養素、——いま、微量栄養素の摂取ということが健康保持、増進の上で非常に重視されているようでありませうが、この微量栄養素に不足が著しいと、こういう指摘を受けたわけでありませう。したがって、私は、現在行なわれておるその給食には、そういう点があるだろうと思つたから、厚生省でこれこそ標準的な献立表ですというものを例示的に示してはしかなかったわけですが、こういうものが私どものところに資料としてこれで提出されてまい

りますと、これは厚生省はこういうものを標準的なメニューとして考へておるのかというふうな理解になりまして、かえって私は所要栄養量確保の給食をやらせるのには非常に弊害が出てくると思ふのです。この点いかがでしょうか。

○政府委員(高木玄君) 先ほど申し上げましたように、都内のそれぞれの該当施設の現実に実施しております献立表を提出いたしました次第でございます。私どものほうで標準的なものとして作成したものではありません。施設この給食の指導につきまして、現在、施設運営に関する最低基準におきまして基本方針を示してございますけれども、実は、その実細則につきましましては特に明文を設けておりませう。したがって、そういう点、私どもの指導におきまして非常に不十分な点であったと反省いたしております。私どももいたしましては御指摘もございませうので、早急に施設給食の実施要領を策定いたしました。目標栄養量あるいは基準食糧構成等の標準を明確にいたしますとともに、献立事例その他給食業務の細部の処理要領を定めまして、入所者に対する給食の適正に行なわれるようにしたいと、かように考へて、現在検討いたしておるところでございます。

○政府委員(翁久次郎君) 実は今年の二月と四月の一週間、それぞれ一週間分をとりまして、児童福祉施設の中でたとえば養護施設、精神施設、これについて一週間分のある施設を例にとつて、実際の献立並びにそのカロリー等について私のほうから人を出しまして調査をいたしました。そういたしましたので、この措置費等、二月については措置費、旧年四十八年の措置費でございます。それから四十九年の四月につきましては新しい四十九年度の措置費でどのようになっているか。一週間でございませうので、一日、一日の単価につきましては多少の出入りがございませう。そこでわかりましたことを率直に申し上げますと、実際に栄養士が配置されております施設については、その当時の物価等を勘案して発育する児童に必要な、いま

御指摘のありましたビタミンをはじめとする摂取量を、ある程度措置費の範囲内でとり得るということがわかったのでございますけれども、しかし、実際に献立をつくって、そしてこれを給食するにあたりましては、先ほど社会局長が申し上げましたように、ただ観念的なカロリー計算ではなくて、もっと実際に即した栄養摂取あるいはビタミン等を中心とした児童の発育に必要な献立あるいは給食指導が必要であろう、必要であるということを感じた次第でございます。そういう意味におきまして、ただいま社会局長が申し上げたように、今後、こういったものをもっと実際に即した指導が得るようになり、これを進めてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○矢山有作君 ひとつ、厚生省にこの際特に申し上げたいのは、現実に行なわれておる施設の給食というのは、必ずしも十分所要栄養量を確保できるような状態ではないというところの事象というのは、すでに行管からも指摘されたことがあるはずで、これは老人ホームの関係についてね。また、その他いろいろの場合に指摘されて、あなたの方のお耳には入っておると思うのですよ。現実にあなたのほうから提出していただいた、いわゆる実際に行なっておる施設からとったものを見て、私が専門的な人に分析してもらっても、やっぱり微量栄養素の不足が著しいといわれておるわけですから、したがって、これはやはり率直に私はそういう批判を受け入れてもらって、それでそれを改善するところの姿勢で取り組んでほしいんです。いまのところ何とか立っておりませんか、そういう議論ではない。やっぱり第三者がこれはほんざら私が依頼して、その専門家の人が無責任な分析をしていくわけはない。しかも一人でやったわけでもありませんね。その点は十分お考えいただきたい。しかも、どうも注意しているところ聞いてみますと、案外ここへ出されておるのは、施設の中であまりよくない給食状態のところが出てきておるような気配も感ぜられるんです。これは気配

でありますから。したがって、そういうものをひとつ標準にものを考えにならぬようにしていただきたい。このことを重ねて申し上げておきます。そこで、四十九年度の措置費に含まれておる飲食物費というのが、大体老人ホームについて見ますと、一日、一人当たりで養護老人ホームが二百六十一円、特別養護老人ホームが三百四十四円です。それから身障者の更生援護施設が三百二十五円、養護施設、これは子供の場合ですが三百三十六円、乳児院が三百四十円、こういうふうにいわれております。

そこで、これは率直な感じとしてお伺いしたいんですが、厚生大臣、これではいまの高物価の中で所要の栄養量の摂取が可能だというふうにお考えになりますか、どうですか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) これはなかなか非常に答えにくいむずかしい問題でございますが、私もたびたび国会でお答えいたしております。前に、前年度に比較いたしました本年度は二〇〇程度の引き上げをやっております。そういうものをばいじっていないわけでございます。そういうふうなことで、はたして栄養がこれで足りるのかと言われると何とも言いにくいものが私はあると思えます。しかしながら、これは言いわけのようにもなるかもしれませんが、この金額というのはほんとうにこれは材料費だけの金でございます。集団的に大量購入するということになります。すればある程度の利便も得られるであろうとか、いろんなことを申し上げておるわけでございます。が、確たる自信があるかと言われれば、前年度よりはこれだけ上がっておりますからこの程度でございんばいいか、こういうことときり言えないんじゃないだろうか、こういうふうにごり言っております。私率直に答えておるんです、率直に前年度よりは二〇〇程度上がっておりますから、これでひとつございんばいいか、こういうことときり言えないんじゃないでしょうか、先ほどお話ししたとおり、

たように、標準的な献立表を所要栄養量というものを頭に入れて考えなければならぬと、こういう問題もありませんので、私ももう少しそういう問題を医学的また栄養学的な見地から十分ひとつ研究をしまして、世間の批判に答えるようなものにしていきたい、こう考えておる次第でございます。

○矢山有作君 大臣、これは私はそういうふうにして世間の批判に答えることはぜひやっていただきたいし、それから一体施設に入っている人、女の人、男の人、年齢別、いろいろ違いますが、大体これだけの栄養量が必要なんだということ、一応の目安というものをきちんと立てて、それを現在の物価情勢の中で摂取させるのに何ほ必要なのか、これは主観を交えないで純客観的にはじき出して、そしてたとえば五百円かかったとか、たとえば七百元かかったとか、そういう的確な資料をもつて私は予算折衝にも臨まれないとなかなか大蔵省もろんと言わぬのじゃないかと思っております。だからやはり私は先ほど申し上げておりますように、食べるということ人間にとって第一のことですから、ましていわんや社会福祉施設に入っている人にとっては食事がもうほんとうに生活の大部分を占めるわけでしょう、だからその食事についてはことさらに気を配らなきゃならぬわけですから、ひとつ客観的に大体こういう層にはどれだけの栄養量が必要と、それを摂取するには現在の物価を率直に反映してどれだけかかるというものをばいじき出してもらいたい。それでやっぱり大蔵省とも話し合いをしないとかぬのじゃないかと思うんです。いままでのようにつまみで考えてはいけな、こういうふうなことを私は痛感しますので、ぜひその点は先ほどおっしゃったように再検討していただきたいと思っております。

そこで、私はこの間から一体どの程度に金がかるんだらうかと思っております。調べたんです。その例がありますのでひとつ申し上げてみますと、これは実際にいまの施設でやっておりますこと

でありますから、それで必ずしも十分な栄養が確保できておるといことは言えませんよ。というのは、あなたのはうで御調査になって御提出されたその資料によって、これは現実にこなされておる施設の資料とおりに比べて、しかもそれで微量栄養素においては大いに欠けるという指摘が出ておるんです。だから、これがこれから申し上げるの十分なものだという前提で申し上げるんではないんで、いま不足だといわれながら、十分だといわれながら行なわれておるその中で、一体どのくらい金がかかっておるか、そのことを調べてみましたので申し上げます。これは老人ホームで、養護と特養に分けていない調査なので、ちょっとその点残念なんです。それによりまして、二月の食費支出の実績が二百五十一円から三百七十八円、それから三月の実績が二百五十九円から三百七十円、四月からの施設においての支出の予定額が二百六十円から三百七十円、これは老人ホームです。

それから神奈川県、これも同じく老人ホームで、これは養護と特養に分かれて調査をいたしました。養護老人ホーム十一施設について見ますと二月の食費の支出実績が二百八十一円から三百六十七円二十八銭、三月のそれは二百六十六円から三百三十九円、それから四月からの支出予定額が三百三十円から三百五十六円、いまは養護老人ホームです。それから特別養護老人ホーム五施設、これについて見ますと、二月の実績が三百十四円から四百四十四円七十七銭、三月のそれが三百二十八円から三百九十三円、四月からの支出予定額が三百四十円から四百四十二円。

それから京都市、これは養護老人ホーム九施設について調べました。その結果は、二月の支出実績が二百八十円から三百六十六円、三月のそれは三百四十四円から四百四十二円、四月からの施設での支出予定額が三百十五円から三百三十円となっております。これに対して、先ほど申し上げましたように四

十九年度の老人ホームにおける措置費に含まれている飲食物費は、養護老人ホームで二百六十一円、特別養護老人ホームで三百十四円であり、それと比べると、その差が大体どういふふうになるかというところ、東京都で大体最後のところをとって五十六円の差ができる。神奈川県では、養護では六十九円から九十五円の差ができる。特養では二十円から百二十八円の差ができる。京都市では養護で五十四円から六十九円の差ができる、こういうふうになるわけです。

それからさらに養護老人ホームにおける適正食費というのを今年の一月の物価を基準にして神奈川県のある施設に算出してもらいました。ところがそこで三百五十一円二十銭と出てきました。三月には一月に比して大体四・四％の消費者物価の上昇であり、三月に換算すると三百六十六円六十五銭、こういうふうに出たんです。神奈川県に比べて東京都のほうが割と高いといわれておりますから、大体四百円をこえる額になるだろう。いずれにしても四十九年度予算で見ている飲食物費というのは現実とは大きく開いているわけです。この実態を大体どうお考えになりますか。

○政府委員(高木玄君) おそらく現在の物価動向、特に生鮮食品の高騰の状況等から見ますと実態はそれよりなものであらうかというふうにも思われます。

○矢山有作君 これは私は社会局長率直にお認めいただいたので、私も調査の実績というものからそういうふうには評価していただいたということはけっこうだと思えます。

ただ、もし最近の物価の問題について、それほどにはならぬじゃないかというふうなお考えが一部にあるとすれば厚生省ではこれは直していただきたい。たとえば、全社協が二月に全国的な物価動向を調査いたしました、その結果、物価の高騰が激しいので赤字が出て困るといふことを申しておりますが、それらの物価の動向の調査の結果も私は念のために総理府の小売り物価統計で調べて

みましたが、大体似たような結論が出ております。特にそれらはみな生活必需物資のことでありますから、したがって、これは率直に物価動向からしてお認めいただいて、今後これは是正についてぜひともお考えをいただきたいのであります。こうした状態の中で是正についての具体的な考え方というものが厚生省のほうにおありでしょうか、大臣からお伺いしたいと思います。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 先ほど来の御質問に私の感じたことをまずお答え申し上げますが、やはり施設に対する、施設に入っておられる方々の処遇の問題として給食というの非常に重要な問題でございます。しかも、それは栄養的な面において世間の批判にこたえ得るものでなければならぬ、こういうことだと思えます。そこで従来とも、率直に申し上げますが、厚生省においてはそういう面の検討というものは今日まで十分なされておられませんでしたが、私はやっぱりこの際思い切って、国民というか、施設に入っておられる方々の性別、年齢別による栄養所要量というものを十分頭に入れて、しかもまた施設に入っておられる子供の心身の状況等も十分頭に入れて、栄養学的に医学的にひとつ科学的に究明をするということが絶対必要だと思ふんです。私がほんとうにいままで国会で、予算委員会などにおきましては二〇％上げたいからこれでごしんぼういたしたいというふうなことをばかり言うてきたわけでございますが、これは専門の社労ですから、私も率直に申し上げますが、私はやっぱり来年度の予算編成までいまま申し述べましたような科学的な検討をいたしたいと思えます。これはほんとうに。そして、それに基つて予算要求をするというんでなければ、ただ単に物価の動向に応じて物価が二〇％上がったから、じゃ二〇％上げようというふうなことじゃなしに、やっぱり多数の子供さんや御老人の方々をお預かりしておる厚生省としては、

ただきますよというやっばり科学的な基礎資料というものを整備するということが最も大事だと思いますから、来年度の予算編成までに必ず、栄養審議会等の専門委員会において、たとえば先ほどお述べになりましたような標準的なそういうふうな献立表をつくってそして研究する、それならば食費は何ほ足りないんだということをはっきり出すような科学的な検討をいたしましてこの問題の解決に当たるといふふうな努力をしてまいりたい、これをまずお約束を申し上げておきたいと思ふます。

第二の問題でございますが、来年、昭和四十九年度は、前年度に比較いたしましたところ、この飲食物費等につきましては二〇％のアップをいたしたわけでございますが、最近の物価動向にらみ合わせまして、私はある程度の改定が年度内に必要だと、こう考えております。したがって、いま申し述べましたような科学的な検討はまだされておられませんから、要するに物価上昇に見合つて改定をする、必要があれば、こういうふうな考えをしております。

そこで、最近における三月それから四月、この辺の消費者物価の動向をにらみ合わせまして、その結果が出ますのは五月にはもうすっかりでき上がるわけですから、今月の末には出ますから、それと見合つてある程度の給食費の引き上げ改定をいたしたい、こんなふうには私がお考えしております。

○矢山有作君 そこで先ほど述べました各施設の四月以降の食費の支出予定額は措置費の中の飲食物費を上回っておるわけですから、この超過分というのはおそらく地方自治体が上積みをしておるか、それがなければ施設のやりくりでまかなつておると思ふんですね。そこで地方自治体が大抵どの程度の上積みをやっておるか、これは厚生省でお調べになったことがありますか。これは社会局関係、児童局関係両方。

○政府委員(高木玄君) 地方公共団体の上積み分は調査したものはございません。そこで予算上の

飲食物費準備を現実の飲食物費が、原材料費の購入価格が上回っておるといふ面につきまして、いま施設の生活費につきましてには内訳は飲食物費と日常生活諸費、この二本に分かれておりますが、飲食物費と日常生活諸費は彼此融通して経理していることになっておりますので、この飲食物費の上回った分は、日常生活諸費が食われているといふこと、総体のやりくりでしのいでいる、かように考える次第でございます。

○政府委員(齋久次郎君) 児童家庭局の施設につきまして、また社会局長が答弁したとおりでございます。

○矢山有作君 これは自治体がどの程度負担しておるか、これはお調べになっていないということですが、やはり私は自治体の負担というものを一応お調べになる必要があるんじゃないかと思うのです。というのは、必ずしも飲食物費に対する負担ということでは、社会福祉施設全体について自治体というのは相当な負担をしておるようです。したがって、これはぜひ一べんどの程度の負担をやっておるかという実態をお調べ願いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(高木玄君) 調査するようにいたします。

○矢山有作君 それで、社会局長、まことにつらあつかましいことを申し上げますが、なかなか厚生省の調査は時間がかかりましたね、資料がなかなか二カ月も三カ月もせぬと出てこないの、なるべく早く調査をしてほしいと思ふのですが、やれますか。

○政府委員(高木玄君) 施設の経理状況調査というものが本省に上がつてくるのは八月だそうでございますので、それを待つて調査いたしますとおくれますので、幾つかの点について具体的に調査してみたいと、かように考えます。

○矢山有作君 調査できましたら、資料をひとつぜひわれわれにもお見せいただきたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

○政府委員(高木玄君) 調査でき次第お届申し

上げます。

○矢山有作君 ところで、社会局長に申し上げたい、これは大臣にも申し上げたいのですが、一般生活費ということで飲食物費、日常生活諸費ということを出してあるから彼此やりくりして何とかなるのだと、こういうお話だったと思うのです。私はことばじりをとらえるわけじゃありませんけれども、とても彼此やりくりができるような一般生活費が出されておるわけではないことを申し上げてみたいのです。

というのは、御案内のように、たとえば特別養護老人ホームでは飲食物費が三百十四円、日常生活諸費が三百六十五円、合計で六百七十九円です、一人一日分がね。それから養護老人ホームでは飲食等費が二百六十一円ですが、それから日常生活諸費が二百七十二円ですか、合わせて五百三十三円、それから身障者更生援護施設で飲食物費が三百二十五円、日常生活諸費が二百一円、合計五百二十六円、まあそのほかありますが、こういう状況ですから、しかも日用品の値上がりもこれは非常に激しいわけです。しかもこういう施設入所者が調達する日用品というのはまさに、ぜいたく品はないのでしてね、まさに生活必需品なんです。その生活必需品の値上がりは激しいのですからね。したがって彼此融通をしてやるといふだけのゆとりはないわけです。だからこの点はひとつ頭に置いてものを考えたいと思いが……。

○政府委員(高木玄君) おっしゃるとおりの面が確かにあると思います。私もこの消費者物価の動向を見てまいっておりますと、特に消費者物価の中で上昇が著しいのは食糧費でございますので、飲食物費の現実の価格が相当高いものになっておるだろうと、かように考えておるわけでありませう。この点につきましては私も絶えず消費者物価の動向というのを見てまいりまして、先ほど大臣が申されましたように、さしあたりは四月の消費者物価の動向を見て、もし必要があれば措置をとりたい。かように考えます。

○矢山有作君 ぜひ早急に現状に即して措置費の引き上げをひとつお考えをいただきたいと思ひます。

そこで、まあ赤字分は、自治体を持つか、それになかったら施設のやりくりになるわけですが、ところが自治体を持つばまだ何とかそれやれるわけですよ。ところが自治体を持たぬ場合はこれはたいへんなんですよ。私が調べた例は、これは自治体がある程度持っているんですよ。ある程度どころじゃない、かなり持っている施設なんです。けれども、それでもこういう結果になっているんですよ。四十八年の四月から十月まで、これは老人ホームです。一日一人当たりを三百四十七円から四百四十八円で食事をつくっておったというんです。これはたまたまというので十一月からどっと切り下げたというんです。そうすると、どうしてもその食事の質量と落とさざるを得ない。それじゃどうにもならぬというので、多少元に戻してやっているけれども、どんなに切り詰めても三百四十円は一日一人かけざるを得ぬというんです。一体、これじゃどうしてやったものだろうかという悩みがあるというので、私行ったときにそのことを非常に困ったという話しておりました。要するに、赤字を出す覚悟でやれる施設はまだいいんですが、ほとんどがそんなことはできませんから、赤字を出すまいとするとどうしてもその質も量も落とさなければならぬと、こういうことになってしまふわけですね。それは私は最近の物価高の中で特にきびしいんじゃないかと思うんです。それは先ほど触れましたが、行管が四十六年の調査で、その結果を四十八年の六月に発表しておりますが、「高齢者対策に関する行政監察結果報告書」、これの中を見てもやはり給食の状態が不十分だということを指摘していますね。まして、いまの激しい物価高の中ではないかと思ひますが、だから、これは先ほどお話がありましたように、ひとつ積極的に解決するように御努力願ひたいと思ひます。

そこで、措置費の負担区分というのは国が何ほ、地方自治体が何ほ、こうはいまなっていないですね、これは全然。

○政府委員(高木玄君) 措置費の負担割合は国が八割、地方公共団体が二割でございます。

○矢山有作君 そうすると措置費の負担もやっぱり生活保護と同じように国八割、地方自治体が二割と、こうなっているわけですか。

○政府委員(高木玄君) さようでございます。

○矢山有作君 そうすると、私が先ほど地方自治体の負担状況をお調べ願ひたいと言ったのは、やはり措置費の中で国が八割、地方自治体が二割持つ、その分と、それにさらに地方自治体がおつておる分と、これを分けてひとつ御調査を願ひたいと思ひます。

そこで、先ほどこれはもうすでに申し上げたこととありますが、飲食物費だけが増額をされました。いまのような栄養士なり調理員の配置状況では入所者の身体的状況や嗜好を考慮して必要な栄養量を確保されるということも困難だと思ひます。だから、食費の増額だけでなしに、栄養士、調理員の配置の充実等も一体として給食体制の完備をはかってもらいたい。そのためには、やっぱり、先ほどこれは大臣もそういう意味で申されたと思うんですが、措置費の算出のやり方というものを全面的に再検討してもらいたい。これはそういう意味で言われたかどうかはわかりませんが、私は措置費の算出のやり方というのを全面的に再検討してもらいたいと思ひます。というのは、この間予算委員会の議論の中で明らかになったのであります。社会福祉施設の措置費というのは三十八年の措置費を元の数字にして、消費者物価指数により改定をしてきたと。最近はずっとして生活扶助基準の改定に準拠して改定をしておると、こういう話なんです。これでは私は現実との乖離は避けられぬと思ひます。したがって、それだけに、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという前提に立つなら、この措置費の算定のやり方というものを根本的に再検討をしてもらいたい。

そういう意味では先ほど厚生大臣は御答弁をいただいたと思ひますが、そういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(高木玄君) 措置費は、大別いたしまして事業費と事務費に分かれております。で、この入所者の処遇費といいますが、施設に入っておられる方の生活費につきましては、先生がたがいま申されましたように、三十八年度の価格を、毎年のように消費者物価なりあるいは生活保護のアップ率に準じて引き上げてきたと、こういう実情でございます。この点につきましては、先ほど先生がお話ございました、大臣から申されましたように、たとえば飲食物費につきましては、客観的な科学的な根拠のある献立表をつくり、そういうものを、積算をもとに予算要求をする、こういうような方向で措置してまいりたい、かように思ひます。

○矢山有作君 だから、措置費全体についての算出のしかたについては御検討になりませんか。これは、措置費全体の算出のしかたを再検討するということになる、あわせて、私は、いろいろな施設の設備運営基準で定められている最低基準の問題にまで触れていかなきゃならぬ問題だと思ひます。しかし、なぜ私がこういうことを言うかという、各種社会福祉施設の設備運営の最低基準にいたしましたも、その一つの典型になつておるのは児童福祉施設最低基準というんですか、これが一番古いし、いろいろな社会福祉施設の最低基準を定める場合の典型的なものだと思ひますが、この児童社会福祉施設の最低基準にしても、昭和二十三年にできまして、その後、職員配置基準等多少いろいろとことだけ、ほとんど、現在の情勢から見るとの全面的な再検討はなされてないわけですね。ところが、この全面的な再検討ということ、かつて、審議会等から言われたこともあったやに私は記憶しておるんです。そうすると、いまの自由世界第二位という経済成長を遂げて、経済的に見ても財政的に見ても福祉をことばだけの福祉に終わらせないで、十分

に国民の期待にこたえる福祉を実現する、そういう力を持つておけることは、私が言うだけでなしに、大蔵大臣も堂々とそれを言っているわけですから。そういう時期でありますから、私は、社会福祉施設の最低基準について設備運営全般を洗い直してみる必要があると、そういう中で措置費の算出のやり方も再検討して見る必要があると、こういうふうにも考えておるわけです。そこで、その最低基準全体を洗い直すということになる、これは本格的な作業が要りましようから、当面、措置費の問題だけでも、これはそんなにむずかしい問題ではありませんから、いまやっておるように、三十八年度の措置費をもとの数字にしてはじき出すというやり方でもなしに、現在の経済社会の実態から、給食だけに限らず全体の措置費のあり方というものを再検討する、こういう考え方は出てこないだろうか、こういう趣旨です。

○国務大臣(齋藤邦吉君) まあ、措置費全般についての再検討というふうになるかならぬかは別といたしまして、昭和五十年の予算要求において考へらるべき問題から申し上げてみたいと思つて考へますが、これは先ほど局長から申し上げましたように事務費と事業費に分かれておりまして、事務費のほうは、先ほど来御質問のございましたような栄養士の設置基準の問題とかいろいろあるわけがございます、これは、事務費のほうはその問題があるわけですが、したがって、事務費のほうで、私は、ちょっと頭に浮かべても考へられるべき問題は、栄養士の問題をどうするか、これは先ほど来お話のありました栄養士の問題をどうするか、これが一つでございます。それからもう一つの問題は、先ほど来申し上げた御質問がございましたが、御意見もございましたが、社会福祉施設において、最近、労働基準法の違反というふうなことがばっかりいわれているんですね。まことにものごとがばっかりいわれていると思つておる。そこで、この労働基準法違反というものがいられないような職員の最低設置基準というものは、これは一年でできなければ二年でやるか三年でやるか、やっぱり計画的

にこれは考えにやならぬ問題だと思つておる。こういうふうな問題が事務費における検討の課題である、私はさように考へております。それから事業費のほうの問題は、主としてこれは飲食物その他の栄養量の問題が中心になるわけでございます。私も、国会でいつまでもそんなことばっかり二百六十五円のあれで食えるのかということばっかり聞かれるのはもういやですよ、これは、ほんとうにいやですよ、これ。でございますから、これも先ほどお答えいたしましたように、その年齢別あるいは性別による栄養所要量というものを頭に描いて、そして科学的に医学的にその栄養を確保できるような献立表をかりにつくつたとすれば、それは最低限度のくらゐ、まあ最低限ということばを使つては悪いかもしれませんが、最低限どの程度の金がかかるのだと、やっぱりそういう基準でものを考へていくということが私は必要だと思つておる。従来のように物価動向に応じて二〇%上がったからまあ二〇%上げましょうかというふうなふうなじやなしに、やっぱり国会の批判にこたえ得るような改定を来年度の予算要求に出していきたい、こう考へておるわけでございます。したがって、そういうふうなものがまあ再検討といえは再検討でございます。一年でできなければ二年で必ずやりますと、こういうふうなことをやっぱりしていきたい、またそれを厚生省はしなければならぬと、こういうふうな考へておるわけでございます。

○矢山有作君 そういうふうなやつていけば措置費の算定というのは相当大幅に変わってくるだろうと思つておるのです。

そこで、私が最低基準の問題にまで触れましたのはなぜかといふとね、これはその施設についての設備基準というものがござつていますからね、建物が一人当たりどれだけの広さだということば調子で、この問題で実は私はいろいろな社会福祉施設を見て回つてきて大きな矛盾を感じましたのは、いまの日本の社会福祉施設というのは、収容する建物だけを中心にものを考へておるの

じやないか。その空間というものが全然無視されておるわけですね。だから、建物はできた、その中に子供が閉じ込められた形でおるし、また、その身障者の諸君にしてもあるいは老人ホームの皆さんにしても、そういう形なんですね。私はやはりああいう社会福祉施設に入つて、そこで長い期間生活を、一生過ごすわけでありまして、それから、収容する建物だけ、入る建物だけがあつたんでだめだ。これはやはりある程度のスペースを持つた空間というものがどうしても必要です。どうしてあんなことになるかとすると、これは全然空間がないわけですね。一つの部屋に何人かいて、日が照ろうが雨が降ろうがいつも部屋の中ですね。もしあれが部屋にきかぬのスペースを持つた土地でもあつたら、ひよりのいい日には子供を外へ出してやることもできるだろうと思つて。年寄りにしても、あまり動けない年寄りが、ある程度のスペースを持つた施設であるなら外に出て、天気の良い日にはそら辺を散歩してくるといふこともできるだろうと、こういうふうな思つておるのです。

そこで、私は、そういう点を痛感いたしましたので、いまの社会福祉施設はいわゆる建物中心である。これではいけない。やはり一定の広さを持つた空間が要ると、そういうことで最低基準というものを再検討されて、まさに福祉の名にふさわしいような社会福祉施設を整備されていられるという方向は出ないものだろうか、こういうこと、私は最低基準のことを申し上げたのです。その点、いかがでしょう。

○政府委員(高木玄君) 御指摘の御趣旨、よくわかります。私も最低基準につきましてもいろいろ改善をはかつてまいつておりますけれども、やはり必要最小限というふうな頭が残つておるかもしれません。どういふものが必要であるか、そういう点につきまして先生のいま申されました

御趣旨を含んで見直してみたいと思つておる。○矢山有作君 もう一つは、最近の新聞報道でいわれておることでありまして、これは御案内のように今年の三月末で精薄児施設のフジ学園が廃園になりましたね。それから島田療育園、ここでは園長が辞任をされる。さらに、最終的にどうなつたかまだ聞いておりませんが、副園長を含んだ三人の医者がもうやめると、こう言つて辞表を出されたり辞意を表明されているという状態になつておることは御案内のとおりだと思つておる。特に島田の場合は看護体制が組めないほど人手不足が起つておる。その人手不足の一つの大きな原因は腰痛症だと、こういうふうな問題で、非常に園の維持すらが、存続すらが危ぶまれておる状態なんです。これは、これに対して、当面の手を打たないといふのはいかぬのじやないかと、フジ学園が廃園になつた、そのままだと、こういうことはまさに残念な話でありますし、また島田がこのままの状態でおると子供を親元に返さなきゃならぬという実態になるんじゃないかと心配があるんです。これはこの前にもちょっと触れて、局長からいろいろお考へいただいたところなんです、その後、御調査にもなつておるだろうと思つて、フジ学園のあとの状況なり、島田の問題なり、それに対する処置なりをお聞かせ願いたいと思つておるのです。

○政府委員(翁久次郎君) フジ学園につきましては、非常に遺憾なことでございますが、私立法人として発足して、今日まで長い歴史、精薄、特に重度の精薄児の収容施設として福祉の世界に貢献をしてこられたわけでございます。この施設の最大の問題は、御承知のとおり、保母さんの不足ということが何よりの大きな問題、それから最近の物価と措置費との関連で園の経営が困難になつた。私どももいたしましては、あくまでも主体的に、自発的におやめになることについて、遺憾でございますけれども、とりあえず収容されている子供さんにつきましては措置がえと措置をとることによつて、少なくとも影響を最小限に食い止めたいということで、都道府県を通じてこの点

は指導してまいっております。

島田につきましては、たびたび当委員会等でもお答え申し上げたわけですが、きわめて基本的な課題としてわれわれ取り組まなければならないと思っております。重症児が重症者になつてきている現実でございます。三十九年に重症児施設が充足したところをおきましては、いわば小さい重症児であつたわけでございます。それが年齢が大きくなると同時に大きな重症児になる。こういう施設は、当初この世界で発足した島田あるいはびわこというような歴史のある施設において顕著でございます。最近の施設はまだ重症児でございますけれども、やがてこの重症児施設も重症者施設というものになつていくであろうと、したがって、私どももいたしましては重症児施設という考え方を、重症者を含めた新たな展望をもつて対処していかなければ腰痛問題の根本的な解決はできないのではないか。これはまだ公式にこうするというのをきめていくわけではございませんけれども、要するに、おとなの、二十以上の「者」の重症心身障害の人々、また、こどもをかえて申しますと、四十キロ以上にもなるからだの大きい重症心身障害者・児を処遇する方途というものを根本的に検討してまいりたいというところが一つでございます。

片方におきましては、当面島田の措置でございますけれども、御承知かと思ひますけれども、園長はおやめになりましたけれども、その他の職員はまだ具体的におやめになつたというふうには何っておりません。精力的にこの理事者と、あそこは協会でございまして、理事者と職員との間で話し合いが進められております。ただ、先日も御指摘がありました腰痛によつて休まざるを得ない職員の代替問題につきましては、根本的な問題はさておきまして、とりあえず何らかの経費が必要でございます。その点につきましては、東京都はすでに東京都の重症心身障害児・者については、相当の負担をしております。国としては、もう御承知と思ひますけれども、今年度相当の予算的

な措置をしておりますので、とりあえずはこの東京都以外の府県についても東京都並みの配慮ができないものかということ、とかく不足がちな職員の給与等を解決できるための方途を講じてまいりたいということ、現在関係方面と折衝しているわけでございます。

なお、先ほども御指摘がございました施設環境が、島田、びわこは代表的でございますけれども、非常に狭うございます。それから職員の休養室あるいは厚生施設というものが不足しております。こういったものを今年度の施設整備費の範囲内でできるだけ配慮をしたいということ、同時に、時期を見て、施設全体について改善をはかる必要がある。とりあえずは省力機器等をさらに導入することによつて、少しでもその負担の軽減をはかってまいりたいことに今年度は集中してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○矢山有作君 大蔵省のほうからお見えたいたいしておたわけですが、ずっと論議を進めてまいりまして、最初からの論議をお聞きいたしたいとおらぬ向きがあると思ひますが、つづめて言うならば、大体、お聞きいただいた論議の中で御理解いただけるように、社会福祉施設の状態というのが、たとえば給食問題を一つ取り上げてみても、給食というのは、人間の命を維持していく基本ですから、その問題を取り上げても、非常に、体制の上でも、また中身の上でも、不十分な点があると、したがつてその点について積極的な改善をしてもらいたいということをお話しをしておたわけですが、そこで、大蔵省としては、厚生省からも、また大蔵省からもたびたび言われるように、今年度、四十九年度は二〇%の措置費のアップをしていただいたわけですが、まだまだ、それでは、現状というのは追いつかない状態にあるということで、それを中心に話を進めてまいつたわけですが、厚生省のほうからも、この社会福祉施設の施設なり、あるいは内容の改善について、積極的な話があるだろうと思ひるので、その

場合、大蔵省としても、大蔵大臣自体も、いまの日本の経済力、財政力は、国民の要望に十分こたえ得る状態になつておると言われておりますし、まして福祉の問題は、これは国民的な一致を要望でありますので、これは予算編成の際には、格段の配慮を願いたい、こういうことを、ひとつせつかくお願いいたしたかったので、お願いを申し上げておきたいと思ひます。

○説明員(梅澤節男君) 措置費の問題につきましては、施設に入っている方々の生活費の問題と、それから働いている方々の勤務条件の問題と、そういうところをまえて考えるべき問題だと思ひます。

まず、その生活費の問題につきましては、先ほど来厚生大臣がお述べになつておりますように、四十九年度予算では二〇%の引き上げ、今後の物の動向においては、まあ、どういふ対応をするかという問題がありますけれども、財政当局としては、ましては、特に四十九年度予算におきましては、厚生省の非常な御熱意もございまして、予算編成の段階においては、十分これで施設の生活費はまかなえるという前提で編成をいたしましたつもりでございます。

それから、施設に働いていらっしゃる方々の勤務条件の問題でございますけれども、これは労働省の調査がございまして、まあ労基法違反の問題等々も、予算編成の段階で、私ども厚生省とよくお話し合いをいたしまして、四十九年度予算では、抜本的な改善という方向ではございませぬけれども、たとえば、いま話題になりました重症施設等につきましても、マン・ツー・マンの介護ができること、もちろんこれは施設長の御判断によりまして、職員を御採用になるか、あるいは省力機械を導入なさるか、いずれにしても、重症施設に働いていらっしゃる職員の方々の処遇改善に充当すべきものとしての予算措置も講じております。あるいは保育所につきましても、年次休暇が十分にとれないというような問題もございまして、本年度におきましては、労基法の最低限度でございます。

すけれども、六日分の年次休暇がとれるような予算措置、あるいは一時間の非常勤の保育さんの予算措置等々を講じておるわけでございます。

五十年以降、措置費をどういふふうにかえていくかという問題でございますけれども、現在の組み立て方を抜本的にやり直すということは、私は相当な大作業になるのではないかと、私個人が感じをいたしております。したがって、まず、生活費の問題につきましては、飲食物費、それから日常諸費、これは彼此融通して使えるようなシステムに、ことしからそれをはっきりしたわけでございますけれども、これを今後、今年度のように生保のアップ率に準拠したようなやり方であるのか、あるいはもう一度マーケットバスケットをやり直して組み立てるようなやり方があるのか、いろいろ考え方はあると思ひます。ただ、私どもが二〇%の生活費の予算編成をした時点、それから当時の物価動向から見まして検証をいたしますと、厚生省の言つておられる各施設の最低所要カローリは十分まかなえるという一応の積算の根拠はございます。ございませぬけれども、先ほど厚生大臣もお述べになりましたように、物価の動向、予断を許さない面もございまして、御案内のように、四十八年度中におきまして、十月に改定し、十二月、それから三月、それぞれ臨時の措置をいたしております。

それから職員の問題につきましても、帰るところはまあ定数基準をどうするかという考え方がなるかと思ひます。なるかと思ひますが、これも私も四十九年度に一応予定いたしておりますのは、保育所につきまして、厚生省と大蔵省で措置費の実態調査をするということ、現在予定いたしております。それから、他の福祉施設につきましては、厚生省御自身でいろいろ御調査を願うというための予算措置も講じております。四十九年度予算。そういう結果を踏まえまして、五十年以降どうあるべきかということを検討してまいりたいと思ひます。

○矢山有作君 厚生省に特に申し上げておきたいんですが、厚生省は何といましてこの社会福祉問題については担当省でありますから、したがって、社会福祉施設の全体的なその実情の把握の上に立って、しかも、それを体系的に整備をしていく、そういう考え方はこれはぜひ持つて進めていってほしい。それでないと、最低基準についての本格的な見直しというようなこともできないでしょうし、それが進まなければ、ほんとうに社会福祉施設というものを充実したものにさしていただくことはできぬと思っております。その点は、これはただ委員会でのやりとりということだけでなしに、私は現状を把握した上で、積極的に取り組んでほしい。このことだけは強い要望として申し上げておきます。その中で、当面は措置費の問題については、解決は早急にはかかっていただく、また、その問題については、それをやっていたけるような点については、まあ、大部分それを首肯されたような考え方を述べられましたから、ぜひそれを進めていってほしいと思っております。

そこでもう一つだけ伺っておきたいんですが、これは、この前の予算委員会に、時間の都合で触れなかったところなんですけれども、社会福祉施設ですね、児童福祉施設の入所資格の条件に、「学校教育法に基づく就学義務の猶予又は免除を受けた者に限る」という通知が出されておりますね。これがまだ生きておるのがあると思っております。ところが、この通知をめぐっては、いままでいろいろ議論があったところで、むしろ積極的に、施設に収容された児童についても教育をやるべきだ、と、それを、教育をやるための施設整備ができないからというので、就学の猶予であるとか、免除だという形で教育権を奪うのはけしからぬではないかという、こういう議論はたびたびあったと思っております。その際に、こういう通知というものは、むしろもう撤廃をすべきじゃないかと、もうして厚生省自体としても、義務教育の保障ということについて、積極的に取り組んでいくべきじゃないかというお話がたびたびあったと思っております。

第七部 社会労働委員会 議録第九号 昭和四十九年五月七日 【参議院】

いまだに、調べてみずと残っておるようですがね、この点の御見解は、どうなんでしょうか。

○政府委員(翁久次郎君) ただいま御指摘の点は、精神薄弱児の施設でございます。現に三十九年の局長通知で、義務教育の免除または猶予を条件としているものが残っておりますが、精神薄弱児通園施設につきましては、この四月四日、局長名をもって、この条件を取りはずすようにいたしました。近くこの取容施設についても取りはずして、義務教育の猶予または免除を条件とすることを撤廃したいと、かように考えております。

○矢山有作君 肢体不自由児通園施設についてもありますね、これ……

○政府委員(翁久次郎君) 同様に措置をいたします。

○矢山有作君 いろいろと社会福祉施設問題中心に議論をしてみました、ぜひとも私も申し上げた趣旨をおくみ取りいただきまして、まさに福祉が最も重点としていわれておるときでもあり、入っております。その福祉施設の充実をはかり、入っております。そして、そこで働いておる人、その人たちが人間らしい生活ができるように格段の御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらしていただきます。

○委員(山崎昇君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分から再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時四十四分開会

○委員(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き社会保障制度等に関する調査を議題とし、厚生行政の基本施策について質疑を行います。

○柏原ヤス君 今年度の厚生省所管の予算は、前年度に比べて三七%増と大幅な伸び率になってお

ります。私は、これは急激な物価上昇に対処して社会保障を一步でも前進させていこうとする厚生大臣の意気込みのあらわれであると評価するわけでございます。しかし、一方では、とどまることを知らないこのインフレの進行によって、各種の給付金の実質価値は激しく目減りしている現状でございます。したがって、こんな状態ではせっかく給付額を増額しても、あまりありがたみは感じられないのではないかと思います。まさしくこのインフレは社会保障の敵である、こう思います。この日々、給付金の価値が下落していき、現状、これを大臣はどうお考えになっていらっしゃるかお尋ねいたします。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 昨年来始まりましたこの物価高の状況、急激に物価が上がり、しかもそういう状況が相当長い期間続いているということは、まことに遺憾なことでございます。そういうふうな状況を踏まえて四十九年度の予算編成が行なわれたわけでございますので、何とかこの物価上昇にたえ得るようなものにしななければならないということを考えまして、すでに御承知のように、社会的に弱い方々の生活を守るために、扶助基準の二〇%引き上げ、あるいは午前中にも御質問のございました措置費の二〇%の増額、さらに各種年金につきまして、福祉年金につきましては、五〇%の引き上げと、こういうふうなことをいたしまして、この物価上昇にたえ得るような対策を各方面にわたってできるだけの努力をいたしたつもりでございます。しかし、ものによりましては、これだけの上げ幅では十分ではないか、こういったふうないろいろな御意見がありました。予算委員会においてもいろいろ御質問をいただいたわけでございますが、しかし、私といたしましては、総需要抑制の中にあって、少しでも貨幣価値の目減りを防ぐように最大の努力をいたしたつもりでございます。

○柏原ヤス君 どの大臣よりも弱者の立場を守るという立場にいらっしやる厚生大臣でいらっしやるので、このインフレまた物価高ということに

対して、できるだけということではなく、いろいろとおあげになったことは、私どもも承知しておりますが、今後どういう施策をお考えになつておられるか、積極的なもう少し具体的なお考えがございましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(齋藤邦吉君) したがって、四十九年度の予算におきましては、物価の動向をにらみ合わせて、しかも経済的、社会的に弱い方々の生活を守るために、それぞれの措置を講じてまいりました。また成立いたしました予算で昭和四十九年度一年一ぱい十分であろうかということになりますと、いまのところ予測はつきかねるわけでございます。しかしながら、やはりこの最近の物価上昇の傾向というものは、一、二カ月でおさまるかどうかが、なかなかこれ、問題があるように感ぜられます。総需要抑制ということにはほぼ成功しておるようにはいわれておりましたが、最近卸売物価等についても多少鎮静の傾向は見えておりますけれども、消費者物価がすぐ鎮静の方向になるかどうか、いまのところまだ予想はつきかねるわけでございます。そこで私は、今後の四十九年度におきましても、物価の動向ということに最大の関心を払っていかねばならぬ、物価動向ににらみ合わせながら、最低の生活は守っていくという心がまえでいかなければならぬであろうと、こういうふうな考えをもちまして、昭和四十九年度に入りましてまだ日がわずかでございますが、四月の消費者物価指数も全国的にはまだはつきりわかっておりませんが、何ともいえないのでございます。今後とも物価の動向には、どの程度物価が上がるかこれはわかりませんが、十分に関心を払いながら、それに見合つて対応策を考えていかなければならぬであろうというふうに考えておるわけでございます。生活扶助一つ考えてみましても、最低生活の保障の生活扶助、これが一番基本の大事な問題でございますが、それがどういふふうに変わっていくかということ、いまのところ予断を許しません。四月の物価動向がどうい

ふりになるか、五月の物価動向がどうなるか、あるいはさらに——三月の物価動向は出ておりますけれども、したがって、四十九年の物価動向が具体的にどうなるか、これがまだはっきりしませんので、対応策も具体的に申し述べることができない。しかし、私としては、必ず、そうした動向とにらみ合わせながら、対応策は講じていかなければなりません、それがまた、対応策を講ずるのが厚生省のつとめである、責任である、こういうふうな考え方で取り組んでまいりたいと、こう考えておる次第でございます。

○柏原ヤス君　そこで、厚生省の仕事として今後もっともっと内容を充実していかなければならない児童手当がございます。これは私、非常に不満がございます、また、大臣に御努力願いたいという点が数々ございますので、少しそれについてお尋ねしたいと思います。

まず、手当額が今回は三千円から四千円になったわけです。当初三千円にしたときと今回四千円にしたときとは算出の根拠が違っております。なぜ今回養育費を基礎として出さなかったのか、これをお尋ねいたします。

○政府委員(翁久次郎君)　児童手当につきましては、四十七年から発足いたしました制度でございます。その内容といたしましては、御承知のとおり、手当額、それから所得制限、それからまた児童の第三子の年齢、こういう三つの要素があるわけでございますが、四十七年、四十八年、四十九年と、各年ごとに制度の内容につきまして、特に、当初は満五歳以下、それから四十八年は満十歳以下、四十九年におきまして義務教育終了前までの児童に拡大する、いわゆる段階的実施を行なうてまいりましたのでございます。この手当額三千円が当初きめられました際には、御指摘のように、児童養育費調査に基づきまして、大体第三子以上の子供さんを持っておられる世帯の家計負担というものを考慮いたしまして、手当額が審議会等の答申もありまして三千円にきめられたわけでございまして、今回これを一千円引き上げましたのは、御承

知のとおり、消費者物価水準が国民生活全体の中で非常な変動と申しますか、物価高になってきておりますので、この段階実施の途中ではございませぬけれども、この額を三千円から四千円に手直しするということにいたしましたのでございまして、なお四十八年におきまして、児童養育費について再度調査をいたしまして、五十年の制度——一応四十九年に終了いたします段階実施以後の手当額をどうするかということにつきまして、目下、四十八年に調査をいたしました児童養育費調査を基礎にしてひとつ前進をはかってまいりたい、かように考えている次第でございます。

○柏原ヤス君　それで、養育費を基礎にすべきこの児童手当の算出の方法を、家計調査の消費支出の伸び三六%を用いて計算したわけですね。これは私は非常に古い資料を使っていると思うのです。四十四年度から四十七年度の上昇率が三六%だということ、これが根拠になっているわけですが、現在昭和四十九年度でございまして、非常に物価が上昇しております。この差というのは格段の差がある。それから、四千年に比べると、これは、去年の八月の予算の段階です。これを考えても、今回の増額というものが、非常に著しい経済変化をあまりにも無視しているのじゃないか、こういうふうな考えますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(翁久次郎君)　ただいま御指摘のございました消費支出の伸びというののも一つの考え方でございますけれども、別途四十六年から四十七年までの消費者物価指数、それから四十七年から四十八年に至る消費者物価指数の伸び、さらに四十九年の見通しというものを考え合わせますと、この率も大体三割ちょっとになるわけでございませぬけれども、それが根拠と申し上げるわけではございませぬけれども、国民生活水準の著しい変動の一つの要素として、消費者物価指数というものを考えられるのではなからうか、かように考えておるわけでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、四十八年に実施いたしました児童

養育費調査、この集計も近く出ると思っていますので、そういうことも考えながら、今後の手当額に対処してまいりたいと、かように考えております。

○柏原ヤス君　それで、この三千円を千円プラスして四千円にしたということは、決して厚生省の努力が足りない、こういうふうな言って責めておるわけではございません。しかし、現在の経済変動から考えれば、千円プラスしても、四千年の金額の価値というものは非常に低いのだと、それは厚生省としても御認識だと思っております。それで、私がこの四千円というのにこだわらぬ理由は、来年また予算を要求なさるときに、また四千円はこの額で要求なさったのでは、これは非常に消極的じゃないか。いまお伺いしますと家庭調査をやっていらっしゃる、そうして、その家庭調査からはじき出されたものを検討して、そうして、あらためて経済変動の激しい中で児童手当らしい児童手当の手当額というものをおきめになると、そういうふうな私に私の御答弁を受け取ってよろしゅうございませぬか。

○政府委員(翁久次郎君)　そのとおりでございます。

○柏原ヤス君　それでは、来年の児童手当は少なくとも四千元以上であると、家庭調査をしっかりとやって、しかもそれを答申を受けて、そうしておきめになる。最初児童手当を三千円とはじき出したときと同じ方式をやはりとしてなさんと、こういうふうな考えをよろしゅうございませぬ。

○政府委員(翁久次郎君)　申し上げましたように、家庭養育費調査の集計結果等も考慮しながら、さらに法律によりまして児童手当の趣旨から申しまして、それが適当な額が幾らであるかということについて、五十年の児童手当額について新たに額を決定したい、このように考えておるわけでございませぬ。

○柏原ヤス君　そこで、養育費の実態調査がなされておるといふことなので、この養育費について大臣にちょっとお伺いしたいのですが、現在学校に行っている子供さん一人に、一カ月どのくらい

のお金がかかるか、学校に払うお金とか、衣類とか、食費代、こういうものを平均してどのくらいだと思いいらっしゃいますか。

○政府委員(翁久次郎君)　大臣は何かお考えがあらうかと思いますが、先ほども申し上げましたように、家庭養育費調査の結果によって、ある程度の数値がわかると思っております。御承知のように四十二年の調査におきましては、大体六千五百円ですが、この程度の額であったように聞いております。ただ、養育費といわれるものの中に、ほんとうに児童の養育費として分析するのはなかなかものであらうか。極端な例で申し上げますと、たとえはピアノを習っている月謝とか、こういうものは一体養育費調査として入るべきかどうか。あるいは塾に補習として通っておりますものもどう考えるかというふうないろいろの要素があるものかと思っております。ただ、その後の物価の変動と比べて相当の高額になっておるのではないだろうか、かように想像しているわけでございませぬ。

○柏原ヤス君　私はこの間、これについて都内五十軒ぐらいの家庭を回って家計簿を実際に見せていただいたり調べてみました。平均して二万五千円から三万円かかっております。この中にはピアノのけいことかあるいはぜいたく品を買ったとか、また塾に通っているとか家庭教師をつけたとか、そういうようなものは費用に含まれておりません。純粋に絶対に必要だという金額、それが二万五千円から三万円程度になっております。まあ、こういうことから考えまして、ぜひとも昭和五十年度の支給額の増額の際には、こういう現実をよく踏まえて、児童を養育している人たちに、これならばと思われような児童手当にふさわしい金額を支給すべきだと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(翁久次郎君)　御指摘の点、十分配慮しながら新しい年度についての手当額について検討してまいりたいと考えております。

○柏原ヤス君　これは、最後は大臣の熱意でございませぬ。

るものでございますので、今回千円というものは先ほどの御答弁ですと、まあ大体消費者物価指数の上昇率その他の点から考えてもまあまあという線だというような、私にとっては非常に不満な金額でございますけれども、それを引き出していらっしゃる。こういう考え方で私ははじき出しては思いません。いま申し上げましたように、二万五千円、三万円かかっているような養育費、これを親が非常に苦勞してまゐりますので、大臣に大いにがんばって、ああこれならばという、大臣が相当努力したと言われるような金額をぜひ予算に組んでいただきたいと思っております。大臣の御決意を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(齋藤邦吉君) この児童手当の問題は、私は非常にこれ重視している問題の一つでございます。そこで、実は四十九年度も、まあ、へ理屈みいたいなことを申しますとね、これ四十七年度から三年の計画の段階実施なんです。でございますから、四十七年、四十八年はこれは三千万円でしたわけです。二年間は、その間に物価も上がったわけです。ところがまあ四十九年度もほんとうを言え、へ理屈言えは三年実施の段階の途中ですからね、四十七年、四十八年、四十九年同じ額にするというの私は一つの方法だと思っております。そうしなければ四十八年の人に気の毒じゃないかと、均衡を失するじゃないかという議論もあるわけです。しかし、まあ、そういうへ理屈みいたいなことを言わないで、最近の物価上昇をならみ合わせてある程度の微調整はしなくちゃならないと、そこで、まあ、ここ二、三年の間の物価上昇が二四、五%から三〇%だというんならば、まあ三千万円から四千万円ということにして微調整しようではないかということにしたいわけでございます。そこで、まあ本格的な児童手当の額をどの程度にしたがいかということには五十年以降の問題になるわけです。そこで、五十年、来年度において予算要求するときの程度の額が適当かということをきめるにあたりましては、私は慎重な態度

で臨んでまいりたいと思っております。局長から御答弁申し上げましたように、養育費の実態調査もことはやるわけでございますし、その実態調査の実態というものを踏まえ、さらにまた国民の生活水準なり、あるいは消費者物価の動向、そういうものにとらに合わせて、まあ非常に満足いくかどうかかわりませんが、まあ非常に満足いくかどうかれたなあという程度に喜んでいただける額にはこれ直していかねばならないというふうな考えでおるわけでございます。

は、まあ予算の関係上やむを得ないとしても、非常に社会保障制度に対して熱意のない政府の一つの私はあらわれであると、こう思っているわけでございます。ですから、齋藤大臣があの当時厚生大臣でいらしたわけでございますが、今度ほんとうに期待された児童手当の内容がほんとうに充実されるように、まず金額の点からがんばっていただきたい、そういうふうな重ねてお願い申し上げます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) いや、これ、軽視している――私は軽視は絶対していません。これは重視しているんです。重視しておりますからこそ、三年計画の実施の段階であつても、四十七年、四十八年と均衡がとれないかというふうな批判もあえて押し切つて、まあ、ひとつ微調整で千円上げましよう、こうしたわけなんです、本格的な内容の充実が五十年以降と、こういうわけでございます。大蔵省などもこれについては非常に理解を持っておると私は考えておりますから、ひとつ来年度以降大いに内容充実のために最大の努力をいたします。

○柏原ヤス君 よろしくお願ひしますと、こういうふうな申し上げたんですが、ちょっと大臣の御答弁に気がかかる点がございますので、まあ、くどいようですが、この児童手当は重視してきまして大臣はおっしゃっておいりましたね、私は軽視してきまして、こういうふうな言ひたいわけなんです。最初この児童手当制度が発足したときにも、もう国会の本会議において代表算問が各党からありましたけれども、そのときには全部が不満であるという点で算問があつたはずなんです。そのときに政府のことは、とにかく制度として発足するんだと、そして五十年、四十九年度に完全実施してから、それから充実させると、こういうふうなまあ逃げておるといへば逃げておることば。私たちは、その四十九年度がやってきましたので、待ちに待っている、ま、その児童手当を、あまりにも軽視されているこの児童手当を重視してやっていたら、まあ段階的に三年もかかって児童手当を実施しているなんていうこと

は、まあ予算の関係上やむを得ないとしても、非常に社会保障制度に対して熱意のない政府の一つの私はあらわれであると、こう思っているわけでございます。ですから、齋藤大臣があの当時厚生大臣でいらしたわけでございますが、今度ほんとうに期待された児童手当の内容がほんとうに充実されるように、まず金額の点からがんばっていただきたい、そういうふうな重ねてお願い申し上げます。

た場合には、変動後の諸事情に必ずしも、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。これは御指摘のいわゆるスライドの問題であらうと思つて。で、児童手当につきましても、この母子福祉年金と同じように、父親のいない、いわゆる稼働能力のない家庭に対して、その所得の保障という意味でこの児童手当の制度があるわけでございます。したがって、この額につきましても、その制度本来の趣旨に沿つて、毎年額の改定を行なつて所得保障を進めていくというのが児童手当の改定の理由でございます。児童手当につきましても、御承知のとおり、この子供さん、三人以上の子供さんを持つておられる家庭の、一つには生活の安定、それから一つには児童の健全育成、いわゆる福祉と、この二つの目的によつて児童手当を支給することになつておるわけでございます。いづれもすでに御承知のことばかりでございますけれども、したがって、児童手当につきましても、当初申し上げましたように、非常に物価高によつて国民の生活水準が一々変動するといふ時点におきまして、それに対応するために額の改定を行なうというのが、この児童手当の額の改定の理由でございます。したがって、児童手当と児童手当、法律の制度のそれぞれ目的によつて額の改定を行なつてきておるわけでございます。御指摘のように確かに三千万円を四千万円にいかどうかという問題はあろうかと思つて、まあ、この児童手当の額、それから他の社会保障給付全体のバランスから申し上げまして、こういふ改定を行なつてきておる。それが四十九年度の三千万円から四千万円に改定した理由である、こういうふうな申し上げておるわけでございます。

○政府委員(翁久次郎君) 法律の趣旨に従ひまして、全体的総合的に判断すべきものというふうな考えでございまして、

○政府委員(翁久次郎君) 児童手当法のたいた御指摘がございましたように、六条の二項に「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じ

た場合には、変動後の諸事情に必ずしも、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。これは御指摘のいわゆるスライドの問題であらうと思つて。で、児童手当につきましても、この母子福祉年金と同じように、父親のいない、いわゆる稼働能力のない家庭に対して、その所得の保障という意味でこの児童手当の制度があるわけでございます。したがって、この額につきましても、その制度本来の趣旨に沿つて、毎年額の改定を行なつて所得保障を進めていくというのが児童手当の改定の理由でございます。児童手当につきましても、御承知のとおり、この子供さん、三人以上の子供さんを持つておられる家庭の、一つには生活の安定、それから一つには児童の健全育成、いわゆる福祉と、この二つの目的によつて児童手当を支給することになつておるわけでございます。いづれもすでに御承知のことばかりでございますけれども、したがって、児童手当につきましても、当初申し上げましたように、非常に物価高によつて国民の生活水準が一々変動するといふ時点におきまして、それに対応するために額の改定を行なうというのが、この児童手当の額の改定の理由でございます。したがって、児童手当と児童手当、法律の制度のそれぞれ目的によつて額の改定を行なつてきておるわけでございます。御指摘のように確かに三千万円を四千万円にいかどうかという問題はあろうかと思つて、まあ、この児童手当の額、それから他の社会保障給付全体のバランスから申し上げまして、こういふ改定を行なつてきておる。それが四十九年度の三千万円から四千万円に改定した理由である、こういうふうな申し上げておるわけでございます。

た場合には、変動後の諸事情に必ずしも、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。これは御指摘のいわゆるスライドの問題であらうと思つて。で、児童手当につきましても、この母子福祉年金と同じように、父親のいない、いわゆる稼働能力のない家庭に対して、その所得の保障という意味でこの児童手当の制度があるわけでございます。したがって、この額につきましても、その制度本来の趣旨に沿つて、毎年額の改定を行なつて所得保障を進めていくというのが児童手当の改定の理由でございます。児童手当につきましても、御承知のとおり、この子供さん、三人以上の子供さんを持つておられる家庭の、一つには生活の安定、それから一つには児童の健全育成、いわゆる福祉と、この二つの目的によつて児童手当を支給することになつておるわけでございます。いづれもすでに御承知のことばかりでございますけれども、したがって、児童手当につきましても、当初申し上げましたように、非常に物価高によつて国民の生活水準が一々変動するといふ時点におきまして、それに対応するために額の改定を行なうというのが、この児童手当の額の改定の理由でございます。したがって、児童手当と児童手当、法律の制度のそれぞれ目的によつて額の改定を行なつてきておるわけでございます。御指摘のように確かに三千万円を四千万円にいかどうかという問題はあろうかと思つて、まあ、この児童手当の額、それから他の社会保障給付全体のバランスから申し上げまして、こういふ改定を行なつてきておる。それが四十九年度の三千万円から四千万円に改定した理由である、こういうふうな申し上げておるわけでございます。

○柏原ヤス君 それでは、この規則にございますように、どういうときに、どういう状況のときにこの規定を生かすべきなのか、まあ、ぱく然としてゐるわけですね。で、このスライド制に対する姿勢というものが私にはつきりしないわけなんです。で、いままでスライド制というものは生かされたためにもございませぬ。まあ千円プラスしたということが総合的なスライド制の考え方だということなんですか。

○政府委員(翁久次郎君) 確かに御指摘のように、この規定におきましては、たとえ何%云々というような規定ではないわけでございます。で、総合的に国民の生活水準全体が著しく変動すると、これは主として物価の変動であらうかとわれわれ考えます。そういう意味合いにおきまして、先ほど大臣もお答え申し上げましたように、制度が発足—四十七年、四十八年、四十九年と制度のいわば段階実施の途中ではありますけれども、こういう総合的な判断をいたしました上で千円のアップをいたしましたということでは御承知いただきたいと思います。

○柏原ヤス君 そこで、私はこのスライド制のやり方というものも少し明確に、そうしてはつきりという内容にすべきだと思っております。幸いにも養育費の実態調査がされているということでございますから、これをひとつ土台にしてやってみようかと、そこで、私自分ながらに考えたことでございますが、五十年程度からこの養育費の実態調査の結果、手当額というものがございます。最初のとまきのようなりやりで考えますと、まあ三万円なら三万円の養育費の実態調査が出たとすると、その半分、一万五千円というふうにするつもりです。この一万五千円というものを基礎にしてその年度の物価の上昇率とかあるいは家計支出の伸び率、そういうものをプラスしたものを支給するというような方法をやったものでどうか、毎回毎回家庭調査の努力と言おうか、たいへんなことだと思っております。

すね。で、家庭調査、家庭調査と、そういうことをもっと合理的にやっていったらどうか、こういうふうには思いますが、このスライド制のやり方についてはどんな御意見を持っていますか。

○政府委員(翁久次郎君) 先ほど大臣もお答え申し上げましたように、インフレあるいは物価高というものは福祉にとつての敵であります。したがって、こういった総合的な国民生活の異常物価というものはあってはならないように努力することがまず第一であろうかと思っております。で、現在の児童手当の額がますますいきさつにつましましては、先ほど来御指摘のとおりでございます。その後の状況の変化、特に生活水準の変化によつて千円にいたしましたわけでございますけれども、ただ先ほど一つの考え方としてお示しした児童養育費調査による数字を根拠として、その後の物価をスライドさせるという考え方、そのことはむしろ児童手当としてはできるならば一定の額を一定の条件のものに支給するの一番望ましい姿ではないだろうか。今回の養育調査はその後の物価の変動等が著しい点もございませぬので、それからまた四十九年に一応段階実施が終わりますので、その段階で実施をいたしましたものでございまして、かりにそれによつて額が過ぎりました上は、われわれとしてはそれを一つの根拠として、それをもととしてその制度を進めていくことが望ましい姿ではないだろうか。なお、その後において国民生活の水準が著しく変動した場合には、その際適切切な措置をとるのが望ましいやり方ではないか、かように考えるわけでございます。

○柏原ヤス君 ちょっと、しつこいようですが、適当な方法をというの、今回千円プラスしたようなそういう方法のことですか。

○政府委員(翁久次郎君) お示しの点もその一つの方法にならうかと思っております。

対象の問題ですが、現在第三子から支給されているわけですが、私はこちらでこの第三子から支給というの是不適当だと思っております。これは厚生省の調査を見せていただいたんですが、この四人以上の子供をかかえた世帯の全体世帯に対する構成割合は四十一年度には六・二%。それが年を経るとにどんと減って昭和四十六年度では二・二%になっております。で、同じことが第三子以上の子供を持つている世帯についても言えます。今年度は逆に、子供が一人しかない世帯を見ますと、四十一年度は三八・三%だったものがどんでん返して四十六年度には四一%というふうになっております。一人しかない世帯というのは数が非常にふえてきたわけですね。四人あるいは三人以上の子供を持つている家庭というのは非常に少なくなってきた。これは一人の子供を持つた世帯、二人の子供を持つた世帯を合計しますと八五%、ですから残りの一五%が児童手当を支給されている世帯になるわけです。わずかに一五%の世帯にだけ児童手当が支給されている。もう三人目からの支給というものは再検討しなければならぬ、こう思います。そうしてまた第二子からということがもう常識の線ではないか、これをお聞きいたすわけでございますが、いかがでしょうか。

○政府委員(翁久次郎君) 確かに御指摘のように三子以上の家庭の比率が全体として減ってきていることは事実でございます。ただ児童手当制度につきましては、先ほど申し上げましたように家庭負担の軽減と児童の健全育成という二つの目的を持ってゐるわけでございます。で、その意味合いにおきまして多子家庭、いわゆる子供さんの多い家庭の養育費負担の大きいというところは間違いなくございまして、それを軽減するということの意味合いにおきましては多子家庭に対する児童手当というものは意味があるかと思つております。

○政府委員(翁久次郎君) ただいまの御意見、確かに貴重な御意見だと存じます。全体を一律に上げては駄目です。ただ、申し上げるまでもなく、二子までに拡大した場合の対象人数は、簡単に申しまして四倍近くなるわけですね。したがって、額も大体それくらいにふえるわけでございます。そういう点から考え合わせますときに、手当額の増あるいは二子までの拡大というものと財政負担、特に他の社会保障給付との関係というものを総合的に考えながらこの制度をきめていかなくてはならない。ただいまのような御意見のあることも承知しております。十分われわれとしても検討していることを申し上げてお答えにさせていただきます。

○柏原ヤス君 もう私がここで申し上げるまでもなく、この児童手当の目的からも、児童手当の会の報告にも、第一子から支給してこそはじめてその目的が達せられると、こういってあります。また、外国の例から見ましても、児童手当を実施している六十五カ国のうち五十三カ国は第一子から支給しているわけでございます。そういう点でわが国には児童憲章も高らかにうたわれておりますし、児童福祉法という法律もあつております。ですから、まあ予算算というものを一つの理由にしてなかなかできないというふうな御答弁は、何となく、何とかするということになってはならない、何となく、金額の点でいろいろ御苦勞もおありだと思いますが、私は初めから第二子も第三子と同一ように四千人というふうにするんじゃないかと、金額は差をつけてもいいと思つてゐるわけですね。とにかくやるというふうにするならば、非常に児童手当に対する政府の努力というものがこの児童手当を支給されて非常に喜ぶ家庭にとっては実態に訴えて感じられるじゃないかしらと。金額は少なくても、始めるというところはそこらまで金額をふやしていくという前向きな努力ができると思つてゐる。そういう点で金額に差をつけてもいいから第二子に支給すべきだ、こういうふうには思つております。

○政府委員(翁久次郎君) ただいまの御意見、確かに貴重な御意見だと存じます。全体を一律に

何々と言わずに、この児童手当制度が発足したいきさつから申ししてもそういう行き方があるではないかという御示唆でございます。この点もわれわれ今後この制度をきめるにあたりまして十分貴重な御意見として配慮してまいりたいと思っております。

○柏原ヤス君 この点、大蔵省の管轄としてこの財源の問題があるわけですが、大蔵省にもぜひこれについてお願いしたいわけですが、まあ第二子に広げた場合には財源は四倍になるということ、厚生省としてはたいへんな問題だと思っておりますが、この児童の健全な育成をはかるための児童手当というものはさらに充実改善されなければならぬと思っておりますので、大蔵省の御答弁を期待してお伺いするわけですが、

○説明員(梅澤節男君) 児童手当の問題、非常にむずかしい問題でございます。私も財政当局としてどういふふうに考えるかということでございます。まずけれども、やはり日本の社会保障全体の中で、その体系の中で児童手当をどういふふうな位置づけるかということをやはり考えなければならぬのではないだろうか。先生御指摘のように、たとえばヨーロッパ、西ドイツ、フランス、イギリス、これは大体第二子から支給いたしております。それから第一子から支給している国もあります。ソビエトのように第四子から支給している国もあるわけでございますけれども、きわめて概括的な御説明を申し上げますと、現在の四千万の手当額で第一子から全部支給した場合、一体幾ら国庫負担がかかるかということでございますが、これは五千億を優にこす金額になるわけでございます。この五千億という数字はたまたま今年度の老齢福祉年金等の年金額、来年度平年度化されますと、ちょうど五千億をこえるような数字になると思っておりますけれども、したがって、財源面から問題を見る場合に五千億かかるからその児童手当の範囲を拡大できないという議論ではなくて、かりにその五千億を使うとすれば児童手当を優先するの

か、あるいはそういう老齢者とか、身体障害者とか、そういうハンディキャップ層に重点を向けるべきなのかという、そういう限界効率と申しますか、優先判断の問題があると思っております。それから諸外国よりおくられているという議論もなるほどあるわけでございますけれども、これもしさいに検討いたしますと、たとえばフランスとかドイツでは、なるほど第二子から児童手当を支給しているわけでございますけれども、たとえば医療保険なんかは、全額これは保険料でやっているわけですね、国庫負担はない。日本の場合は医療保険と申しますか、医療保障に非常に重点を置いて財源の配分をやっているわけでございます。日本は日本なりに社会保障体系というものをどう考えるべきかと、そういう背景で検討しなければならぬ問題ではないかと思っております。私も大蔵省のほうで児童手当について云々するというのは本末転倒でございます。政策当局である厚生省がどういふ長期のビジョンにお立ちになって構想をお立てになるか、それを前提にいたしまして検討したいと思っておりますけれども、財源的にはそういう問題がある。それから、財源を配分すべき優先度の問題、児童手当というのは日本の社会保障体系の中でどういふランキングをするのか、そういう問題もあるということをお願いしたいと思います。

か、そういうハンディキャップ層に重点を向けるべきなのかという、そういう限界効率と申しますか、優先判断の問題があると思っております。それから諸外国よりおくられているという議論もなるほどあるわけでございますけれども、これもしさいに検討いたしますと、たとえばフランスとかドイツでは、なるほど第二子から児童手当を支給しているわけでございますけれども、たとえば医療保険なんかは、全額これは保険料でやっているわけですね、国庫負担はない。日本の場合は医療保険と申しますか、医療保障に非常に重点を置いて財源の配分をやっているわけでございます。日本は日本なりに社会保障体系というものをどう考えるべきかと、そういう背景で検討しなければならぬ問題ではないかと思っております。私も大蔵省のほうで児童手当について云々するというのは本末転倒でございます。政策当局である厚生省がどういふ長期のビジョンにお立ちになって構想をお立てになるか、それを前提にいたしまして検討したいと思っておりますけれども、財源的にはそういう問題がある。それから、財源を配分すべき優先度の問題、児童手当というのは日本の社会保障体系の中でどういふランキングをするのか、そういう問題もあるということをお願いしたいと思います。

か、そういうハンディキャップ層に重点を向けるべきなのかという、そういう限界効率と申しますか、優先判断の問題があると思っております。それから諸外国よりおくられているという議論もなるほどあるわけでございますけれども、これもしさいに検討いたしますと、たとえばフランスとかドイツでは、なるほど第二子から児童手当を支給しているわけでございますけれども、たとえば医療保険なんかは、全額これは保険料でやっているわけですね、国庫負担はない。日本の場合は医療保険と申しますか、医療保障に非常に重点を置いて財源の配分をやっているわけでございます。日本は日本なりに社会保障体系というものをどう考えるべきかと、そういう背景で検討しなければならぬ問題ではないかと思っております。私も大蔵省のほうで児童手当について云々するというのは本末転倒でございます。政策当局である厚生省がどういふ長期のビジョンにお立ちになって構想をお立てになるか、それを前提にいたしまして検討したいと思っておりますけれども、財源的にはそういう問題がある。それから、財源を配分すべき優先度の問題、児童手当というのは日本の社会保障体系の中でどういふランキングをするのか、そういう問題もあるということをお願いしたいと思います。

か、そういうハンディキャップ層に重点を向けるべきなのかという、そういう限界効率と申しますか、優先判断の問題があると思っております。それから諸外国よりおくられているという議論もなるほどあるわけでございますけれども、これもしさいに検討いたしますと、たとえばフランスとかドイツでは、なるほど第二子から児童手当を支給しているわけでございますけれども、たとえば医療保険なんかは、全額これは保険料でやっているわけですね、国庫負担はない。日本の場合は医療保険と申しますか、医療保障に非常に重点を置いて財源の配分をやっているわけでございます。日本は日本なりに社会保障体系というものをどう考えるべきかと、そういう背景で検討しなければならぬ問題ではないかと思っております。私も大蔵省のほうで児童手当について云々するというのは本末転倒でございます。政策当局である厚生省がどういふ長期のビジョンにお立ちになって構想をお立てになるか、それを前提にいたしまして検討したいと思っておりますけれども、財源的にはそういう問題がある。それから、財源を配分すべき優先度の問題、児童手当というのは日本の社会保障体系の中でどういふランキングをするのか、そういう問題もあるということをお願いしたいと思います。

か、そういうハンディキャップ層に重点を向けるべきなのかという、そういう限界効率と申しますか、優先判断の問題があると思っております。それから諸外国よりおくられているという議論もなるほどあるわけでございますけれども、これもしさいに検討いたしますと、たとえばフランスとかドイツでは、なるほど第二子から児童手当を支給しているわけでございますけれども、たとえば医療保険なんかは、全額これは保険料でやっているわけですね、国庫負担はない。日本の場合は医療保険と申しますか、医療保障に非常に重点を置いて財源の配分をやっているわけでございます。日本は日本なりに社会保障体系というものをどう考えるべきかと、そういう背景で検討しなければならぬ問題ではないかと思っております。私も大蔵省のほうで児童手当について云々するというのは本末転倒でございます。政策当局である厚生省がどういふ長期のビジョンにお立ちになって構想をお立てになるか、それを前提にいたしまして検討したいと思っておりますけれども、財源的にはそういう問題がある。それから、財源を配分すべき優先度の問題、児童手当というのは日本の社会保障体系の中でどういふランキングをするのか、そういう問題もあるということをお願いしたいと思います。

か、そういうハンディキャップ層に重点を向けるべきなのかという、そういう限界効率と申しますか、優先判断の問題があると思っております。それから諸外国よりおくられているという議論もなるほどあるわけでございますけれども、これもしさいに検討いたしますと、たとえばフランスとかドイツでは、なるほど第二子から児童手当を支給しているわけでございますけれども、たとえば医療保険なんかは、全額これは保険料でやっているわけですね、国庫負担はない。日本の場合は医療保険と申しますか、医療保障に非常に重点を置いて財源の配分をやっているわけでございます。日本は日本なりに社会保障体系というものをどう考えるべきかと、そういう背景で検討しなければならぬ問題ではないかと思っております。私も大蔵省のほうで児童手当について云々するというのは本末転倒でございます。政策当局である厚生省がどういふ長期のビジョンにお立ちになって構想をお立てになるか、それを前提にいたしまして検討したいと思っておりますけれども、財源的にはそういう問題がある。それから、財源を配分すべき優先度の問題、児童手当というのは日本の社会保障体系の中でどういふランキングをするのか、そういう問題もあるということをお願いしたいと思います。

か、そういうハンディキャップ層に重点を向けるべきなのかという、そういう限界効率と申しますか、優先判断の問題があると思っております。それから諸外国よりおくられているという議論もなるほどあるわけでございますけれども、これもしさいに検討いたしますと、たとえばフランスとかドイツでは、なるほど第二子から児童手当を支給しているわけでございますけれども、たとえば医療保険なんかは、全額これは保険料でやっているわけですね、国庫負担はない。日本の場合は医療保険と申しますか、医療保障に非常に重点を置いて財源の配分をやっているわけでございます。日本は日本なりに社会保障体系というものをどう考えるべきかと、そういう背景で検討しなければならぬ問題ではないかと思っております。私も大蔵省のほうで児童手当について云々するというのは本末転倒でございます。政策当局である厚生省がどういふ長期のビジョンにお立ちになって構想をお立てになるか、それを前提にいたしまして検討したいと思っておりますけれども、財源的にはそういう問題がある。それから、財源を配分すべき優先度の問題、児童手当というのは日本の社会保障体系の中でどういふランキングをするのか、そういう問題もあるということをお願いしたいと思います。

ですぐ近づいてしまおうのではないかと、したがって、四十万円上げたところで、やっぱり依然としてきびしいブレーキがかかっていると、この点。また所得制限をしている今回のこの予定の水準が三百八万円、五人家族、このようになっておりすが、はたしてこの水準が高額所得といえるだろうか、これを疑問に思っております。したがって、この所得制限は撤廃すべきであると、それが急いでできない場合には、もっと大幅に引き上げるべきではないかと考えますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(翁久次郎君) 御承知と思いますが、今年度所得、大体五人家族二百六十八万を三百八万円にいたしましたのは、昨年における、前年度に比較した所得の伸びをとっているわけでございます。まして、ことしにおける所得の伸びは来年度に反映するということになるわけでございます。

それから第二の三百八万というのは高額所得であるかどうか、この点につきましては、給与所得を中心として考えました場合、大体、私どもの身近な例で申し上げますと、本省の課長クラスの半ばぐらいまでは児童手当の支給対象になっておりました。その点から見てある程度妥当な額の数字ではなからうか。ただお示しのありましたように、改善については今後大いにわれわれとしても検討してまいりたいと、かように考えております。

○柏原ヤス君 児童手当についての最後の質問になります。この物価高で日まじに苦しくなつてまいります。この状態、またお金の実価値というものが非常に目減りをしていくときに、この手当額千円というのは、私、たいへん不満に思っているわけですが、繰り返して言っておりますが、また、この激しい経済変動のときでも、依然としてスライド制が発動されないで、私の期待するようなスライド制じゃないわけですか。また第三子という問題も依然として改められていかない。非常に不満がたつたございませう。しかし、今後、政府がこの児童手当の充実改善をどうしていくか、これに期待をかけるわけですが、この将来の展望、

この児童手当は社会保障全般の中でどういう位置づけにあるのか、この点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(翁久次郎君) 先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、四十九年で一応いわれる段階実施が終わるわけでございます。私どももいたしましては五十年以降の児童手当というものをどう考えるか。まず第一には、他の社会保障給付との関連でどう位置づけをすべきかということ踏まえ、中身といたしましては先ほど来るる御指摘のありました手当額あるいは支給の対象、それからまた先ほどお示しのかみ合わせることによって、片や家庭生活の安定と、一方では児童の福祉、健全育成が守られるかということと総合的に判断をしながら、今後の青写真をつくってまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

○柏原ヤス君 先ほどから四十九年度の完全実施拡大終了後と、こういふふうにお答えになっていらっしゃいます。五十年度はすぐ目の前に来ている。この将来の方向性というものを、もうすでに今日の問題として取り上げてなければならぬと思うんですが、五十年度のことは今後考えますか。もう押さえていらつしやるわけですが、そこで念を押しておきたいわけですが、四十六年度の社会保障制度審議会の答申の中にも、「将来飛躍的に発展させなければ本来の目的を達成できない。」とございませう。飛躍的に発展させなければだめだ、この飛躍的に発展させるという、この内容を大臣はどういうふうにご考えていらつしやるのか。また四十八年の中央児童福祉審議会の中間答申が出ております。これにも「児童手当の本質にかんがみ、支給制限の撤廃について検討する必要があります。」というふうに出ております。これについては、青写真をつくらなければいけません。これに比べて、青写真を真だと思つておられます。しかし、これから青写真を

おつくりになるといふようなお話ですが、大臣はどういうお考えを持っていらつしやいますか。飛躍的な発展をさせなければならぬという……。○國務大臣(齋藤邦吉君) 児童手当につきましては、そういう調査会において、飛躍的にといふこと、ごさいましたか、そういうことばが使われていふこと、私も十分承知をいたしておるわけでございます。まあ一応四十九年度で、多年の問題であつた児童手当が、まあ三年段階実施とはいひましても、これ完成するわけで、これはやっぱり飛躍的な発展であつたと思ひます。

そこで、今度は、五十年以降はその内容の充実、これに入っていくわけでございます。内容の充実ということになりまして、一つの問題は、額をどの程度に改定していくか、これは一つの問題でございます。さらにもう一つの問題は、範囲の拡大をどうするか。まあ一子からやるということでございます。これは諸外国でもやっている例は、やっています。国もありませんが、まあ少ない。これは当分日本ではむずかしい問題だろうと私は思ひます。そこで、まあ西欧先進諸国並みに、第二子くらいまで範囲を広げようと思ひます。とこぼり今後の大きな課題であらうと思ひます。ところがこれにつきましては、日本には日本独特の制度の組み方がありまして、御承知のように、被用者の子供についての児童手当は、事業主にもこれ負担をさしておるという中身を持っておるわけでございます。国の財政負担の増大ということばばかりじゃなしに、事業主も一部負担をしておるわけ、一部というよりも相当の部分負担をしておるといふ問題があるわけでございます。でございませうから、範囲の拡大については、そういう問題を十分頭に描いて考えなければならぬ問題があると思ひます。それから額の問題は、物価の問題なり養育費の問題なり、そういうものにもらみ合はせてやつていかなければならぬだろうと、こういうわけでございます。したがって、私は五十年以降の課題としては、

範囲の拡大と額の適正なる改定、これが二つ大きな問題になるわけでございます。しかし、それは、いまも申し上げました財政負担、国の負担ばかりじゃなく、事業主の膨大な負担ということもあるんで、やっぱりそういうものも考えていかなければならぬということになります。経済全体の見通しがどうなるのかということも、これ考えなければなりません。

それからまた、額の改定ということになりますと、物価の問題のほかに、老齢福祉年金、その他の福祉年金という、これは全額国費で出しておる問題であります。そういうふうな国全体の社会保障の、所得保障の体系の中で、どの程度が適正であるかということも考えていかなければならぬ問題であるわけでございます。実は私は日夜どの程度が適当であらうか。経済がこうなつたら、この程度かなといったふうなことで、ほんとうに私も真剣に考えておるんですが、これは私一人の考えで、きめていくべきものではございませぬから、それぞれの専門家の御意見も十分承りながら、範囲の拡大、額の改定にしても、どつちを先にやつた方がいいかという問題もあつた、これ。

そういうふうなことで、概算要求をことしの八月末に大蔵省に出すわけでございます。それから、それまでの間に、私も真剣に考えますが、専門家の方々の意見も十分承つて、まあ飛躍的にということばに、きょうの最大の努力をいたしたいというふうにと、きょうのところは答弁をさせていただきます。こう考えておるわけでございます。

○柏原ヤス君 来年の拡大充実に期待すればこそ申し上げるんですが、先ほど大臣が飛躍的といふのは、三年間かかってやつと実施した、それが飛躍的だといふふうなことをおっしゃいましたね。○國務大臣(齋藤邦吉君) いやいや、それもそうなんです。

○柏原ヤス君 五歳までしかやらないで、それで今度十歳まで。それでやつと、それも第三子で所得制限をしばつて、そうしてやつて、これを飛躍

的な発展だなんて言っているようじゃ、私は来年に対する期待が何かくずれそうなんです。だから私は軽視じゃなくおっしゃるし、飛躍的だとおっしゃるけれども、私たちが考えているような飛躍的な充実をお願いしたいわけですね。それには大臣お一人の御努力もたいへんでしようし、また協力的に事業主も、また大蔵省もやらなきゃならないと思いますが、いずれにしても、ほんとうに飛躍的な発展をしなければ、本来の目的を達成できないんだという、目的を達成するためのひとつがんばりをお願いしたいわけなんです。

そこで、大臣が諮問をなさいますが、この諮問も具体的に諮問をしていただきたいと思うんですね。抽象的な諮問じゃなくて、やはり厚生大臣として、この児童手当に取り組み強い姿勢をお示しになって、手当額はこうしたいとか、支給制限はこういふふうにしたいとか、こういう具体的な諮問をお示しになってお聞きにならないければ、やはり具体的な積極的な答申も出てこないと思うんです。その点を強くお願いいたします。大臣いかがでしょう。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私、飛躍的にと申しましたのは、最初の飛躍的というのは、多年の国民の願望であった児童手当制度というものが、三年という段階の実施であったにしましても、いよいよ本年度実現するようになったということは、社会保障制度の前進の上から飛躍的であったと申し上げているだけでございます。

そこで、問題は、今度は内容の充実、それは来年度以降でございます。その内容の充実につきましても、飛躍的な発展をするような方向で努力をいたしてまいりたいと、こう申し上げておるわけですから、ひとつ誤解をなさらぬようにお願いをしたいと思っております。しかし、それには、非常にむずかしい問題がたくさん背景にあるんだと、これは十分御理解をいただきたいと考えておる次第でございます。

そこで、来年度以降の問題については、いろいろな専門家の方々の御意見もおかりしなければならぬと思っております。

りませんので、諮問いたしますときには、ある程度具体的なものをもって御諮問を申し上げ、そして専門家の御意見も承って、なるほどよくやったなといわれるような結論を出せるようにしたいものだ、この念願をいたしておる次第でございます。

○柏原ヤス君 ひとつよろしくお願いいたします。ちょっと時間がもうなくなつたんですが、どうしてもお聞きしたいことが二つございますので、一つは児童扶養手当のことで、児童扶養手当について、障害がなければ義務教育終了の十五歳で打ち切られてしまふわけですね。この母子家庭というのは、環境的に非常に苦しい立場にありまして、また十五歳という年齢は、人格形成の段階として非常に重要なときでもあり、またお金の一番かかる時期なんです。こういうときに、十五歳という児童扶養手当を打ち切ってしまう、私は障害のない子供でも、もっと引き上げるべきだと思ふんです。年輪を、この点いかがでしょう。

○政府委員(齋久次郎君) 御指摘のとおり、児童扶養手当制度におきましては、障害のある児童を保持しておられる母子家庭については、年齢が延長になっております。それ以外の一般の児童については、義務教育終了でこの手当の支給がとまるようになっております。これは先ほども申し上げましたけれども、児童扶養手当制度というのは、父親に恵まれてない母子家庭のおかあさんが、いわゆる稼働能力と申しますか、所得を得る能力が低下してある、これを補完する、補うための制度でございます。これを補完する、補うための制度でございまして、制度をつくりました段階において考えられておりますことは、いわゆる義務教育は終了した子供さんは、その後一般の社会に入つて稼働能力といえますか、そういうものがつき得るであらうという前提で、そういう制度になっておるわけでございます。ただ、この問題につきましても、母子福祉年金との関連もございまして、この点については、今後母子福祉年金との関連を考慮しながら、ひとつ検討してまいりたいと、か

りませんので、諮問いたしますときには、ある程度具体的なものをもって御諮問を申し上げ、そして専門家の御意見も承って、なるほどよくやったなといわれるような結論を出せるようにしたいものだ、この念願をいたしておる次第でございます。

りと考えております。

○柏原ヤス君 確かにあれですね、法律をつくったときには、義務教育を終わらしたらもう働け、また、母子家庭の子供は高等学校なんか行かなくてもいいんだというふうな感じのする法律に、私、受け取るわけなんです。しかし、児童扶養手当という、この児童という意味は、十八歳未満までが児童なんです。児童扶養手当といつていながら、十五歳で義務教育終了までだというふうに考えるのは、もう改めていいんじゃないかと、少なくとも十八歳になるまで支給を続けるべきだ、こういうふうな思いをします。検討するとおっしゃるんだら、十八歳までは打ち切らないでいただきたい、こう思います。いかがでしょう。

○政府委員(齋久次郎君) 児童福祉法で、十八歳という点で児童は、御承知のとおり、生計の維持の有無にかかわらず、児童の福祉というものを十八歳という点で区切っているわけでございます。確かに、御指摘のように、最近の義務教育というものが、単にいわゆる中学でなくて、普通高校あるいは専門高校等に行く子供さんがふえております。そういう世相ももちろん十分考慮しながら、先ほども申し上げましたように、母子福祉年金との関連もございまして、そういう点を十分考慮しながら、今後、対処してまいりたいと、かように申し上げているわけでございます。

○柏原ヤス君 もう一つだけお願いします。この母子家庭を父子家庭にまで及ぼさないか、この母子と父子という場合は、経済的なささげになるのは父親だから、父子と母子とは違ふんだという点で区別されているんだと思ふすけれども、非常にこの父子家庭の内容というものは悲惨であり、そして母親のいない家庭で、父親の働かぬ経済力というものは非常に減退しておりますので、父子家庭にも及ぶようなお考えをしておいていただけないかというのを、つけ加えてお聞きして、終わりたいと思ふます。

○政府委員(齋久次郎君) 母子家庭は、いわゆる父親のいないおかあさんの家庭、母親の家庭という点で、一般的に稼働能力が低下するということが前提になっておることは申し上げるまでもないわけでございます。片方、父子家庭、最近こういった家庭があつて、再婚をしない父親がおられるということも承知しておりますけれども、一応、制度としてこれを見た場合に、やはり父子家庭の父親という立場の場合には、母子家庭とは違つた、いわゆる稼働能力を持つという前提といえますが、推定が片方にあるわけでございます。したがって、法律なり制度といたしましては、母子家庭と同じような措置、処遇をするということはいかがであらうかと思ふます。ただ、御承知のとおり、保育所なり、あるいは養護施設なり、あるいはその他、乳児院というふうな取容施設、あるいは保育所等によって、父子家庭のお子さんのめんどうを見るとき、この児童相談所なり、あるいは福祉事務所等の相談業務というものを、単に従来の児童福祉という狭い範囲から、広げていくことも必要ではないかと思ふます。

最近、父子家庭の皆さんが、父子寮というふうなものをつくられました、それぞれ持ち寄つて、保母さん、あるいはお留守居さんを雇つていろいろめんどうを見られるように聞いておりますけれども、繰り返すようでございますけれども、これを法律なり制度の上で、母子家庭と同じようにするということについては、ただいまのところいかがであらうかというふうに考えておるわけでございます。

○柏原ヤス君 ありがとうございます。

○中沢伊登子君 私はきょうはまた、AF2に係つて、食品衛生調査会の問題について御質問を申し上げたいと思ふます。

この間から、予算委員会の第四分科会で、私がこれを質問をいたしました。そのすぐあと、社会党の上田哲委員が質問をされた。そうしてまた、この間、つい最近でございますが、決算委員会でも、この問題が取り上げられたようでございます。が、ちょっと整理をするために、AF2の由来に

ついで、初めにお聞きをしたいと思います。
私が調べた範囲では、昭和十九年に、ある外国の学者によって、ニトロフラン化合物に強い殺菌力のあることが明らかにされて、そしてその中の三種類が医療用に用いられてきた。しかし、間もなく、それはかなりの副作用のある薬であることがわかって、使用は制約されたものとなっていた。こういうことが書かれておりますけれども、そうですね。

○政府委員(石丸隆治君) ニトロフラン化合物には非常に多数の誘導体があるわけでございまして、ただいま先生御指摘のように、これらはいずれも強い殺菌力を持っておるわけでございまして。このうち、医薬品として使用されました部分につきましては、あまり詳しくはないわけでございしますが、これらの医薬品として使用されたもののうち、外用薬として認可されたものが、その副作用の点で使用をとめられたと、こういうふうな理解をいたしておるわけでございしますが、ある誘導体につきましては、現在でも医薬品として使用されている実態はございます。

○中沢伊登子君 次に、昭和二十五年に、わが国では、ニトロフランがアイスクリームや、あん類に殺菌料として使用を認められていたが、これもそのとおりでございしますか。
○政府委員(石丸隆治君) アイスクリーム、あん類という御発言でございしますが、当時、アイスクリームのみでなく、氷菓という、一永の菓子、氷菓子という表現を使って、あん類にこれが殺菌料として指定されております。

○中沢伊登子君 そのニトロフランを使用してもよろしいと、こういう許可になったのは、そのときいろいろ審査をされて、許可をしたわけですか。
○政府委員(石丸隆治君) 食品衛生調査会に、この専門的な事項につきまして御検討を願って、その結果によって、これが使用を許可されております。
○中沢伊登子君 その次にでございますね、昭和

二十九年に上野製菓が開発したニトロフル・アクリル・アマイド、ありますね、これが、Zフランといわれますが、これが許可になり、ニトロフランと並行して、ハム、ソーセージ類、かまぼこ、はんぺん等、魚肉練り製品、とうふ、あん等に使用することが認められたと聞いています。そうですか。
○政府委員(石丸隆治君) 先生、御指摘のとおりでございます。

○中沢伊登子君 このときも、おそらく食品衛生調査会で審査をして、その結果こういうことが許可になったんだと思いますが、そうおすね。
○政府委員(石丸隆治君) そのとおりでございします。

○中沢伊登子君 それから、つい最近の昭和四十年に、上野製菓がニトロフラン、ニトロフル・アクリルアマイドにかわって開発したフル・ニトロフル・アクリルアマイド、つまりAF2ですね、これが許可されて、現在すべての魚肉ソーセージ、中級以下の食用ハム、ソーセージ、ほとんどすべてのかまぼこや、はんぺん類、中級以下のようなかんや、あん類、大部分のマーケットとうふ、それから夏場の市の中とうふ等に広く用いられていると、こう書かれていますが、そうですか。
○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生の御指摘のとおりでございますが、ただ、この食用ハム、ソーセージにつきまして、実態は、先生御指摘のように、中級以下のものに使用されているものが実態でございますが、法律上は、すべてのハム、ソーセージに認可をされておるわけでございします。さらに、ようかん、あん類等につきましては、これは現在使用を禁止いたしております。

○中沢伊登子君 そこで、お尋ねをいたしますが、添加物が許可されるのは、どのような過程を経て、どの時点で許可、不許可がきまるのか、それは厚生大臣が許可するまでの過程を伺いたいと思っております。
○政府委員(石丸隆治君) 食品添加物の、これは指定でございますが、指定をするにあたりまして

は、二つの道順があるかと思うわけで、大きく分けまして二つの方法があるわけでございます。その一つは、外国等の文献等を見まして、外国で使用されている実態を検討いたしまして、厚生大臣が一方的にこれを指定する場合がございます。特にこれは外国から食品が輸入されるような場合に、わが国にその実態がなくても外国から輸入される食品に使用されている場合があるわけでございますので、こういった場合には、一方的に厚生大臣の指定になっております。

もう一つは、国内のような場合におきましては、新たに添加物を開発いたしました場合に、その開発した業界からこれが申請という形ではございせんけれども、実態は申請というような形を経てこれが出てまいりまして、これをいずれも食品衛生調査会で検討いたしまして、使用してしかるべきだという答申を得ました上で厚生大臣がこれを指定する、こういう方法をとっております。

○中沢伊登子君 食品衛生調査会というのは、昭和何年から設置されましたか。
○政府委員(石丸隆治君) 食品衛生調査会は、食品衛生法に基づいて設置されている委員会でございます。まして、食品衛生法が昭和二十二年十二月に公布されて二十三年一月からこれが施行されておるわけでございしますが、その施行当時からこれが、調査会があるわけでございまして、ただその当時は食品専門委員会というような名称だったかと思っておりますが、昭和二十四年の法律改正によりましてこれが食品衛生調査会という名称に変わっております。

○中沢伊登子君 その初めから委員は四十名以内でしたか。
○政府委員(石丸隆治君) 設立されましたから昭和四十七年に食品衛生法が改正されるまでの間は、五十名以内という規定になっておりました。四十七年に法律改正が行なわれまして、それ以来四十名以内、かようになっております。

○中沢伊登子君 私の聞いたところでは、ほんとうはことしの二月の十五日に委員の任期が切れるわけですけれども、それまで、ことしの二月までは四十六名だったと聞いています。そうですか。
○政府委員(石丸隆治君) 先生御指摘のとおりでございます。これはすでに任命いたしましたので、その後法律が改正になりましたので、過渡的な措置としてかように定員をオーバーいたしました任命されておりました。

○中沢伊登子君 食品衛生調査会は、幾つの部会に分かれていますか。
○政府委員(石丸隆治君) 部会と申しますのが六つでございます。この六部会のほかに、それぞれの部会長並びに会長が構成いたします。これが総会にかわるべきものでございしますが、常任委員会という名称をつけておりますが、この常任委員会を部会と勘定すれば、七つの部会に分かれるわけでございします。このほかに五つの特別部会を設置いたしております。これは、臨時的な専門的な問題を討議するために特別部会を設置いたしております。

○中沢伊登子君 そうすると、ニトロフランがアイスクリームや、氷菓ですね、さっきのいわゆる氷菓やあん類に使用を認められたのはどこで認めましたか。
○政府委員(石丸隆治君) 先生御質問は、どの部会というところでございしますか。
○中沢伊登子君 そうです。
○政府委員(石丸隆治君) 当時と、いまとでは部会の分け方が違うわけでございしますが、当時は添加物器具部会という部会でこれが審査をされております。

○中沢伊登子君 それではいまの上野製菓のニトロフル・アクリルアマイド、これが許可になったのはどの部会ですか。
○政府委員(石丸隆治君) ただいま申し上げました添加物器具部会でございます。

○中沢伊登子君 氷菓なんかと同じところでですね。
○政府委員(石丸隆治君) 先生ただいま御指摘のは、ニトロフランとそれからニトロフル・アク

リルアマイド、これは同じところでございます。
それともう一つ、フリル・ニトロフリル・アク
リルアマイド、これは新しく添加物部会並びに毒
性部会と、こういう新しい組織で審議をいたして
おります。

○中沢伊登子君 そうすると、昭和四十年に今度
A F 2ですね、これが許可されたのはどの部会
ですか。

○政府委員(石丸隆治君) 毒性部会及び添加物部
会でございます。ただ、その審議の当初におきま
しては、先ほど御説明申し上げました添加物器具
部会が当初は審議いたしております。その審議
の途中で組織が変わりまして、毒性部会及び添加
物部会がこれら審議を行っております。

○中沢伊登子君 それは、なぜ途中であれ二つに
分かれたのですか。

○政府委員(石丸隆治君) 学問の進歩に伴いまし
て、毒性問題が非常に厳密な判断を要するようにな
りました。そのために、特に添加物の中からこの
毒性の部分の独立をさせまして専門的に御審議を
願う、かような措置をとったわけでございます。

○中沢伊登子君 この間、予算委員会の第四分科
会で、私の質問のあとに上田委員がこういう質問
をしておられましたね。昨年十一月からサッカリン
を禁止しましたね。サッカリンを禁止したから、
あんやようかんには砂糖が使われることになった
から、A F 2は、防腐剤は要らなくなった、こう
いうような質問をしておられますね。読みましょ
うか、少し。いまの石丸さんがお答えになったほ
うを読んだほうがいいかも知れない。「サッカリン
を再指定いたしました場合にはなぜこのあんと
ようかんに対するA F 2の使用を認めなかったの
か」ということでございますが、これは一つは他の
防腐剤といたしまして実態に合った方法といたし
ましてソルビン酸をこのあんに認めたという、こ
ういうことでございましてあえてA F 2を使う必
要がないという点で再指定をいたしております。と、
こう答えておられるわけですね。だから、サッ
カリンというものが認められたかやめられたか

と、こういうことによつて、このあんやようかん
にA F 2が使用対象からはずされたのです。こ
ういうことがありましたね。これはいつの時点で
したか。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま十一月という
御指摘でございましたが、十一月はサッカリンを
再指定いたしました時点でございまして、とめまし
たのがたしか四月の時点だったと思ひます。

○中沢伊登子君 去年の四月、去年の四月な
んか一個も出てこない。

○政府委員(石丸隆治君) 失礼いたしました。告
示が四月でございまして施行が十一月と、こうい
うことでございまして。

このあんとようかんの問題につきましては、た
だいま御指摘のような点もあつたわけでございま
すが、それと同時に、多く使われているのがソル
ビン酸でございまして、あえてサッカリンを
認めるからというところでこのA F 2の使用をあ
んに認めるという対策は講じなかつたわけでござ
います。

○中沢伊登子君 それはソルビン酸を認めている
からということ、あれですか、もうやっぱりわ
れわれが考えると、もうA F 2はちょっと危険だ
からA F 2を使いなさいということとはわざわざ言
わなくてもいいのだ、こういうことのように私だ
もには思えてならないわけですが、その点は局長
からはおそらくさうですということはおっしゃら
ないと思ひますがね。これを追及するのはかえつ
てやばかもしれません。

そこで、食品添加物について、これは食品衛生
法に基づいて厚生大臣が人の健康をそこなうおそ
れのないものと認められたものを一定の使用基準の
もとに許可するものであるから、その製造販売は法
律的に妥当性を保障されているものであります
ね。ですから、食品添加物の使用が許可されると、
これは業者にとってははじきの御旗になるわけ
ですね。実はこの間、あるところでの問題につ
いて懇談会をいたしました。そのときに、私もは
おとふ屋さんの組合の方をお呼びしたわけ

す。最近では消費者がこのA F 2をなるべく使わな
いでほしい、こういう要望が非常に高いものです
から、良心的なおとふ屋さんはもうA F 2を使
わないようにしよう、こういうことでA F 2を買
わないようにしよう。そうしますと、上野製菓から庄
力がかかかって、なぜ厚生省から許可をされている
のにA F 2を使わないのだ、たいへん強い文句を
言われるということをおとふ屋さんから
実は聞いたわけでございまして。ですから、私はに
しきの御旗となるということになると、業者は非
常に強い姿勢を持つということになります。よくわか
るわけでございましてけれども、私はきょうあえて、
この間、東京地検で起訴された、そして判決が下
りましたね、郡司篤孝先生。この問題については
きょうはそれほど触れる時間もないと思ひますけ
れども、この事件があつたということをおとふ屋
頭の中に入れておいていただきたいと思ひます。

そこで、お尋ねを続けてまいりますけれども、
A F 2は昭和三十七年の二月に上野製菓から合成
殺菌料としてニトロフランソにかわつて指定する
ように食品衛生課に申請をされましたね。さうで
すね。どうですか。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生の御指摘
のとおりでございまして。

○中沢伊登子君 それから申請を受理されました
から八回にわたつて食品衛生調査会の該部会で
審議をされた、こう聞いておりますが、八回に
わたつて審議をされましたか。

○政府委員(石丸隆治君) 御指摘のように八回に
わたつて審議を行なつております。ちなみにその
日にちを申し上げますと、三十七年五月三十一日
に先ほども申し上げました食品衛生調査会の添加
物器具部会にこの審議をお願いしております。そ
れから、三十七年十二月五日にこの部会におきま
して審議を行なつて安全性について小委員会を設
けて審議をするようにという意見が出されてあり
まして、その後三十八年一月十八日、三十八年三
月十五日、三十九年九月十五日、ここから毒性部
会で審議を行なつております。それから三十九年

十月二十一日、四十年一月二十一日、それと四十
年五月六日でございまして、この八回にわたつて
審議を実施いたしております。

○中沢伊登子君 そこで、四十年の七月にこれは
許可になったわけですね。さうですね。

○政府委員(石丸隆治君) 四十年五月六日の審議
において答申を得まして、七月五日に省令を改正
いたしております。

○中沢伊登子君 このときに、四十年の五月の六日
に答申が出されたときに五項目の附帯事項までつ
けて許可をしましたね。これはなぜその五項目の
附帯決議までつけなければならなかつたか。その
五項目の附帯決議をつけるんならば、なぜそれを
確認してから許可をするというふうな慎重な態度
がとられなかつたのか、その点をお伺ひしたいと
思ひます。

○政府委員(石丸隆治君) 当時の記録を調査いた
しますと、四十年五月六日に審議を終えておるわ
けでございまして、その際、この附帯決議をつけ
ることにつきましては、ただこの附帯決議が満足さ
れなければ決定できないものではないという、か
ような判断が下されたわけでございまして、その
結果、今後さういった五項目についての調査をさ
らに厳密に行なうよう、こういう希望が述べら
れました。食品衛生調査会で決定を見たわけでご
ざいます。

○中沢伊登子君 じゃ、その附帯事項が厳密にさ
れるようにと、こういうことで、その五項目の附
帯事項がつけられたわけですけれども、これは普
通の法律で附帯決議をするようなものじゃないん
です。人間の生命にかかわる問題ですからね。そ
れは満足できないものではないというふうにおつ
しやつたかも知れませんが、それならば、
その後、その附帯事項が実際に行なわれたか、そ
の結果がはたして調査会に報告されたかどうか、
その辺はどうですか。

○政府委員(石丸隆治君) 五項目のうち四項目に
つきましては、先生御指摘のような手続をとつて
おります。ただ、その一項目につきましては現在

まだ実験を続行中のものがございます。
○中沢伊登子君 その一項目は何ですか。

○政府委員(石丸隆治君) その一項目というのは、腸内細菌叢の変異と申し上げましょうか、変化、これに関する実験でございます。またこの実験方法等が必ずしも十分確立されていない、かように存じております。

○中沢伊登子君 それは早急にやらなければならぬ問題でしよう。あなた四十年の七月にこれ公示をして、もうそれから何年たっているんです。もう大かた九年でしよう。その間にまだこの一項目がやれないなんて、これ怠慢のそりを免れませんか。その責任はどこにあるんですか。

○政府委員(石丸隆治君) もちろんその実施はわれわれのほうでやるわけでございまして、できるだけ早くこれを行ないたいと思っております。

○中沢伊登子君 できるだけ早くやりますというて九年だっているんです。そういうことだからAF2がいまごろ問題になって、いろいろもやもやしたものがたくさん出てきたでしよう。私はほんとうはことしの二月の十五日に食品衛生調査会のメンバーの交代の時期であるのにそれがいまだにきめられない。三カ月もほったらかしてあると。こういうことをもしもこういう席上で議員がこれを問題にするとなると、これはゆゆしい問題でしよう。ほんとうならばこんなことを取り上げたら厚生省のほうはこの調査会のメンバーの依頼ができませんでしよう。その辺を非常に私もは案じているわけです。だからほんとうならばこういう質問は私したくありません。しかし、この食品衛生調査会の委員のことについては、私は実は四、五年前からあるところからこれを調査をしてほしいという依頼を受けておったんです。ところが、これは厚生省のことがばかれば、日本に四人しかいないような貴重な学識経験者も入っております。そして普通のわれわれがそういうところに行ってもこの審議過程は全然われわれにはわからないことだと、実に専門的なことだ、だからおそらく女性の代表としては主婦連の方も一人入っ

ておられるけれども、それはその人の分野として一つの専門知識を持っておられるけれども、その他の問題についていろいろ議論がなされたときには、おそらく高田さんにもそういうた違う問題はわからないだろうと、こういうような話もあつたり、それで私がこの間からしばしばこの調査会のことについてお伺いをすれば、とつてもじやないわれわれの希望するような人を入れるわけにいきませんと、大体私どもが今度こういう人を入れてほしいと要望をすれば、その方の先生が入っているから弟子が入るわけにいきませんと、こういうようなお答えでしよう。それほどえらい先生ばかりがこの調査会に入っておられるのに、こういう問題をどういう席で問題にしたら厚生省大迷惑でしよう。そして、あなた、今度まだきまらないのに、これからきめようとなさるらしいのに、おそらく私は、委員のほうがり込みをされるような結果になるのではないかと、これをたいへん案じますから。実は、良識があると自分で信じておりますから、その辺は適当に、私は追及することをできることなら避けておきたいと思つて避けていたわけですけれども、考えてみれば、ずいぶんうまいことを言つて私はあなた方にはぐらかされてきたような感じがします。実はたいへん腹立たしいのですから、やむを得ずきょうはどうしても最後まで追及をしたい、こういうふうにかえて立ち上がったわけでございます。

そこで、任期は二年で、ことしの二月十五日が期限であつたはずですね。そこら辺は私も何べんも伺つてはいるわけですが、私もことしになつてから三べんぐらゐ、あなたのはうちに、その調査会の名簿をほしいとか、今後かわるから、かわつたらすぐその時点で名簿はあげますとか、それで秘書に電話をさせれば、まだそのメンバーがきめられないとか、きまらないとか、どうしてもその厚生省の言うことがあまいで秘書には理解ができません。だから私自身から厚生省に質問をするようにというのを、実は秘書が二へんぐらゐ私に泣きついております。そして私もいろいろ伺つたので

すが、先ほど申し上げたような、言を左右にして、なぜその調査会のメンバーがきまらないのかというところは、私もたいていはいいかげんのことを言われてきたと思つています。それで、つい最近には、なせまだきまらないのかと、日数が過ぎていのに、なせまだきまらないのかと言つたら、それは、森永ミルクの件がありましたからそれに手をとられておつたんですと、こういう回答だつたでしよう。確かに、森永のドライミルクのあの事件も、これは、たくさんのお子さんがなくなつたし、後遺症もあるし、重大な問題でございまして、それに手をとられたといへば、私はやっぱりそれも大事だつた、こういうふうな思つておられるかね。今度わかつた問題で厚生省はだいたい私ほらうはいして、と思つておられるけれども、公正であるべき調査会のメンバーの一人が、事もあるうちに、このAF2を上野製菓だけしかつつかつていないでしよう、そこまでわかつてくると私ももう黙つていられないのです。その点はどうなんですか。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生御指摘のとおり、本年二月十五日に前食品衛生調査会の委員の任期が切れておるわけでございまして、その後、現在に至るまでそのメンバーの発令を行なつていないという点につきましては、われわれも非常に申しわけないと思つておるわけでございまして、できるだけ早くこの決定をいたしたいと思つております。この森永事件に関連いたしましてこの発令をおくれたという点でございしますが、それは理由に必ずしもなるものとは私も考えておると思いますが、それはやはり一つの言ひのがれと申し上げましようか、そういう点があつたのではないかと思つておるわけで、まことに残念に思つております。ただ、この食品衛生調査会の委員は、先ほど先生御指摘のように、非常に専門の先生が多いわけでございます。したがつて任期も非常に回を重ねている先生が、常に多いわけでございます。したがつて、この政務次官会議の決定等に從いまして、その制限回数を超えてなお任命をして、先生も多いわけでございます。もう一つは、先生方たちの特別承認を得るために時間をとつたことも事実でございますが、これは言いわけになるわけでございますが、できるだけ早くこれを決定したいと思つております。

○中沢伊登子君 早急にきめたいとか、いままできめられなくて残念だつたとかという回答は、ど委員が質問をしても、いろいろな問題が起るたびに、皆質問をすれば、われわれの質問の一時に検討しますとか、同じことなんです。たいへん残念でございまして、これから何か早急にやりたいと思つておられるのは、みんな一時のがれみみたいな感じで、ちつとも心のこもつた答弁じゃありませんよ、これは。それで先ほど聞いたように、食品衛生調査会というものは、食品衛生法に基づいて昭和二十三年の一月からもう発足しているんですよ。きのうやきょうで来た調査会じゃないでしよう。それが三カ月も空白になつていて、私はこれはそんなことで済む問題じゃないと思つて、私です。一体この責任はだれが負うのですか、怠慢です。だれが負うのですか、この責任は。

○政府委員(石丸隆治君) どうも、これはわれわれ全部の責任でございますが、できるだけ早く処置いたしたいと思つています。

○中沢伊登子君 厚生大臣、これは一体だれの責任になるのでしよう。大臣お答えをいただきたいと思つています。

○国務大臣(斎藤邦吉君) はなはだ遺憾なことでございまして、任期が切れているならば、すみやかに任命する、これは当然のことでございます。厚生大臣が任命すべき事項でございますから、私の責任と理解いたします。

○中沢伊登子君 厚生大臣の責任であれば、任期が切れていたことを大臣御存じですか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 先般の実は委員会が質問を受けた際に初めて任期が二月に切れておったということを知ったわけでございます。うかつであつたといえはうかつでございますが、知らなかつたということも私の責任で、まことに遺憾なことでございます。

○中沢伊登子君 それは少しおかしんじゃないですか。そうしたら石丸局長はわれわれすべての責任ですとおっしゃるなら、あなたその任期が切れていることをなせ厚生大臣におっしゃらないのですか。怠慢ですよ、それは。

○政府委員(石丸隆治君) この任期切れということにつきましては、大臣に御報告していません。御相談を内々いたしておいたわけでございます。まだ、そういった点、あるいは私のほうの説明が不十分だつたかと存じます。

○中沢伊登子君 それは、大臣はもうそれは幅広い仕事をもちてございますから、調査会のメンバーの任期が二月の十五日で切れて来たというのとまで、私は大臣は御存じないのは当然だと思えますけれども、しかし、これは大事なことでしよう。しかも、きょう私がこれを追及しようと思つたのは、その中の一人があなた、事もあろうに日本ではたった一社でしよう、上野製業だけでしよう、このAF2をつくっているのは、それでその会社の、AF2の問題は、見てください、こんなにあるんですよ、新聞の切り抜き、これだけ新聞に出たのです、AF2のことが、ずいっとこれ全部、去年の十二月ごろからの分だけでですよ。そのもつと前から出ていますよ。これだけ新聞に取り上げられた問題が、AF2のことだけでも、それで、これが上野製業一つしかつくっていないという、その上野製業の監査役に行くなんていうことは、これはもうほんとうに許すべからざることでですよ。それをしかも厚生省が知らなくて、つい最近聞いたわけでしょう。これは大臣ほんとうに重大な問題です。これは、私はほんとうは、学者というものも、ある点では非常に何とないので

すか、世間的常識というものに欠けていることも私は十分に知っております。というのは、私の兄も学者でございますし、長男も学者でございますから、それは見ているとよくわかります。ほんとに、いわゆる常識が欠けているというところはやむを得ないことだと思えます。前しか見ていないんですから、自分の専門しかわからないから、世間的常識というものがよくわからないと思つたのです。だから、私は、この委員が上野製業の社長と友だちであつたのかどうか知りませんが、それは、しかし、そういう時点で、上野製業がこの調査会のメンバーを、その自分のところの会社に引っぱり込んだという、私はこの会社に疑問を持つのです。だから、監査役が一人欠員になつたから、そこへ欠員の任期まで入ってくれと言われれば、どの程度いろいろのことを知っていて入れられたのか、そこら辺は私御本人に会って聞いておられませんからよくわかりませんが、ある新聞に出たのを見れば、全くこれは私の不明でございます。たいへん、この調査会の委員はお困りでございます。もうどう言われても私には申し開きができせんというふうなことをはっきりおっしゃっておられるんです。もうちゃんと新聞記者が行つて聞いてきていて、それくらい学者もこの委員さんもそう思っているし、それくらいで、ここで私はやっぱり疑いをかけざるを得ないわけですね。何かあまりAF2のことがどうやって新聞に出て国会でも追及されたりいろいろなことになつてきて、だんだんどうもおかしくなるものだから、そういうところの方をひとつ自分のところの監査役を持つてきておけば何と一つの隠れみのになるんじゃないかと、こういうふうな思つたのかもしれない。その辺が私は上野製業に行つてみないからわかりませんが、しかしそれは私は会社が少し非常識過ぎると……で、ここの春ごろからいろいろの大企業が値段をつり上げたいろいろな狂乱物価の仕掛け人としてやり玉に上つて国会でも集中審議を浴びました。そのときやっぱ反社会的行動だと、こう言つてはい

んだたかれたわけですが、これだけ議論沸騰しているさなかに、こういった人を自分のところの監査役に呼んで来たという事は、私はこの企業も反社会的行動だときめつけていいと思つて、あるいはまたやっぱ悪徳商法だ、こういうふうな言わざるを得ないと思つて、私はこういうことでこの越智さんという方は獣医さんかどれだけおえらい方か私には知識がありませんけれども、こういふ言はずいぶんうらやましい学者、こういふ方を傷つけてしまふという事はほんととんでもないことじゃないんですか、どうなんですか、その辺は。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま個人の名前を御指摘になりましたので申し上げますが、越智先生がこの会社の監査役になられたということについてはわれわれもつい最近知つたわけでございます。で、まあ越智先生非常にうらやましい学者でございます。ただその間、会社がどういう意図で越智先生を監査役に迎えたか、まあ、そういう点につきましてはわれわれのほうでもその理由等はわからないわけでございますが、その事実がわかりました。越智先生のほうに御連絡をとりまして、この調査会の委員というものは公正な立場にあるべき委員であるから、ひとつ御遠慮願いたいということを申し上げたわけでございます。

○中沢伊登子君 こういう人を調査会のメンバーからおろすことはいへん私どももあるいは損失になるのではないかと、こう考えますとね、たいへん胸の痛い思いがするわけですね。しかし、この越智先生は四月の二十二日に上野製業の監査役を引退されておられるようですね。このことは御存じですか。

○政府委員(石丸隆治君) 引退されたかどうかは私もまだ確認いたしておりませんが、先日のこの監査役になられたというのを聞きまして、越智先生に御連絡をとりましたら、会社のほうもそれから調査会の委員もこれは両方辞退したいと、かように私は先生から聞いたわけでございます。

○中沢伊登子君 私がこの問題をこんなふうなかつこうで取り上げなければならなくなつたもう一つの原因は、先ほどからAF2のことについて二、三お尋ねをいたしましたけれども、このAF2が上野製業から申請が出ましたね、それからそのAF2の資料の中心となつていられるのです。資料を出しましたね。その資料を中心となつていろいろやつたのが大阪大学の医学部の宮地教授の実験でしよう。だから、厚生省のあなたのはうは、宮地論文に沿つてこれを許可していらつしやるわけですね。ところが、その宮地教授の実験が、その実験材料となつた動物の飼育管理、そしてそれは飼料のAF2の添加も含めて一切が、上野製業の飼育管理だつたわけですね。そうすると、これは宮地さん自身が自分の阪大の中でやつたのではなくて、上野製業のその飼育管理の手にゆだねられていた、こういうことがわかつてまいりまして、ほんとうにこれは重大な問題——これはもう局長さんもお認めのようですから、私がいまこれはなぜそんなことがわかつたかということをし上げなくてもおわかりだと思つて、どうもその辺、御存じです、ほんとうに。そういう疑いを持つていらつしやるんでしよう。

○政府委員(石丸隆治君) 裁判の過程の中でそういったことが議論されたことを存じております。

○中沢伊登子君 そういったようないわゆる産学協同の産物は、これは問題でしよう。だが、見ても聞いてもですね、権威ある試験研究機関において作成されたものとは認めがたいものではありませんか。そうでしょう。

○政府委員(石丸隆治君) いろんな御意見があるうかと思つてございますが、当時この宮地教授の論文が学術雑誌に発表されておつたわけでございます。その学術雑誌の宮地論文をこの調査会において資料といたしまして議論を行つたことは事実でございます。

○中沢伊登子君 その後、いろいろな学者がこれ

に反論を加えております。ですから、私どもは、このA F 2の安全性についてはやっぱり学者におまかせするよりしようがないんです。私ども自身が研究をするわけにいきませんし、それはいろんな学術書なんかも読んでみますけれどもね、これはどっちが正しいかどうかというのは、われわれの知識ではとてもわからないわけです。ですから、学者におまかせをしなければならぬのですけれども、その学者がそういうものをつくっている会社といえますか、企業のほうからあるいはお金を二千万円ももらったり、あるいはそこで飼育しているそれによって研究調査をしたということであれば、私どもはうかつにそれを信用するわけにはいかない、こういうことになってまいりますから、これはほんとうにゆゆしい問題です。

そこで思い出すのが、先ごろの日本分析化研の問題です。あの問題も、ずいぶんこれは皆さんが驚いてしまった事件です。それは、結局は新しい組織がつくられたわけですけれども、また一方では、いろんな状態は違いますが、東邦亜鉛のあの報告です。ああいうことをやってみんなごまかされていたわけでしょう。それで、厚生省のほうにも全然問題がいままでなかったわけではあります。けさ、私どもは国会図書館のほうに秘書を派遣しまして、さちとこうコピーでとってまいりましたけれども、これも公衆衛生局の保健所課長であった鈴木晃さん、この方が医薬品の製造承認をめぐる汚職事件に関連して、そして飛びおり自殺した一件を思い出さざるを得ないわけでございます。まあ、こういうようなことが次々ございますので、この産学協同の産物としてこういうようなものが食品衛生調査会で許可になった。しかも、五項目の附帯条項までつけられて、そしていまだにその一項目が九年間もたつてなおまだこれがきちんとない、こういうことになりますと、私はこのA F 2の問題についても、そして食品衛生調査会の問題についても、もう重大な疑問と腹立たしさを覚えてならないわけです。ですから、私ははからずも日本分析化研

の問題を思い出すと、この問題では私は厚生大臣の大きな責任問題にまで発展するんじゃないか、こういうようなことを思いましたから、きょうはどうしてもこの問題を質問をさせていただきたい、このように考えたわけですが、厚生大臣、いままでの話を聞いて大臣はどうお考えになられますか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私が責任上任命をいたしておきます食品衛生調査会の委員が私企業に關係をしておいたことはまことに遺憾なことでございます。食品衛生調査会があくまで国民の健康を守らなければならない責任を持っており、しかも公正な判断をしなければならぬものであると私は考えておるものでございます。そういうふうな考えから、私もこういう事実を承知いたしました以上は、食品衛生調査会の委員の任期はすでに切れているというところでございます。この際でできるだけすみやかに、これはすみやかにというの、いかげんで申し上げるわけじゃありません。すみやかに委員の人選を急ぎまして発足をさせるようにしたいと思っております。それにはあくまでも法律に基づきまして、専門的な学識経験者のみをもつて構成するようにしたいと、かように考えておる次第でございます。なお、それと同時に、私はA F 2につきましては、いろいろ意見を述べておられる方がおられることを承知いたしております。したがって、できるだけ早く調査会の人選をいたしまして成立させますが、成立いたしましたのは、直ちにどちらが正しいのか私もわかりません。判断の能力はありませんが、調査会ができましたならば、宮地論文並びにこれに反対する意見、そういうものも同時に調査会に提出して、そして新しく改組されても同時に調査会において専門的に化学的に判断をしてもらう、こういうやり方をしたいと考えております。その機会に疑わしいものがあるならば使用禁止ということもあり得るでございます。うが、いま私はそういうことをやろうという知識がございませんし、それはいまできませんから、

新しく改組された調査会において宮地論文並びにこれに反対の意見、そういうものもつけまして、そこで新たに検討し直していただく、こういうやり方をしたい、こういうふうにいま考えておるところでございます。そのことは先般の決算委員会においてもそう私は率直に申し述べたつもりでございます。

○中沢伊登子君 それならそれははっきりする時点までこれを禁止するわけにはいかないでしようか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私はこの問題について禁止したいかどうかということについての化学的な判断をする能力は持ち合わせておりません。私は御承知のように大臣ではございませんが、こういう化学的な知識は全然ありませんし、そういうことはむしろこういう調査会においてきめていただくというのが当然のことでありまして、私どももこういう反対意見があるから禁止するということになったら厚生大臣独裁のそりを今度は逆に私は受ける、こういうわけでございます。専門的なことはその専門的な調査会で判断をしていただく、これが一番私は正しい道ではないかと、かように考えておる次第でございます。

○中沢伊登子君 それは少し私ども大臣のお答えに反論をしなければならぬわけですが、疑わしきは使用せずということをおっしゃいましたね。いろいろな学者がいまこれはおかしいじゃないかという、そして三島の遺伝研究所からですか、あそこの所長さんなんか警告を發しておくと、いろいろな手紙を厚生省に出しておられるんですよ。そして、そういう疑いがあるわけですよ。そして、その疑いが解けるまでは私は当然これは禁止をすべきものではないかと思っております。それで、もしもいまわれわれがA F 2を食べさせられてますね、はんべんやらかまぼこの中に入っているんですから、それ食べておきます。そして私どもは毎日七十種類ぐらいの食品添加物からだの中に入っているわけですよ。その上にそういうものをまた食べさせられて、そして、

もしもこれがやっばりあれはいけなかったんだと、こういうふうなことで将来禁止をされたとしても、そうするとこれは二重のあやまちをおかすということになるんですよ。ですから、私はいまのうちにこれは正しい結論が出るまでは、いまこれはやめておいたほうがいいと、こういうことを私は要望したいと思います。しかも戦後化学が発達してから、化学的な合成品の食品添加物というものがどんどんふえてきて、いま三百五十何種類食べさせられているんですよ。私はこういうものはやっばりほんとうはよくないと思う。自然食が一番いいと思うんですよ。ところがこのころは大量生産をやって日本の国の隔々までいろんなものを送り込む関係上、長もちをさせないといけないので、こういうものが使われるようになってきたわけでしょう。だけれど、ほんとうは自然のものが一番いいんで、化学技術が進歩したからというので、こんないろんな合成品みたいなものを食べさせられないほうがいいんじゃないですか。私も学者ではないから、最近ふえてくる奇型児の問題だの、いろいろ数えれば切りのない問題について非常に心配をされているわけですよ。この間も申し上げましたように、私なんかあと二十年も生きれば平均寿命をこえてしまいますから、もう私なんかはよろしゅうございませけれども、二代、三代あとのことまで考えると、これはほんとうにたいへんな問題になってきますよ。

それで、もう少しほんとうは時間があれば、次にじん炎の問題についても質問したかったんですけども、与えられた時間一時間過ぎちゃいましたからなんですけれども、一言申し上げておきますと、じん炎の問題にしてもあるいはネフローゼの問題にしても、いろいろなこのころの難病奇病、こういったような問題は、いままでもなかった問題でしよう。そういうものがどんどんふえてきている。そして、そういうものにどんどんお金をつき込む。たとえばこの前も申し上げたように、重度の心身障害児には一カ月一人に十八万円のお金をつぎ込む、こういうふうなことをして、厚生省は大蔵

省に對して相当弱いです。弱い中で、どんなふう返ってこないような金をつぎ込むことがさらに大きくなるでしょう。それだったらもともと初めに国民の健康を守る方向にお金をうんと使って、そんな国民の健康を害するようなことにならないほうがいいんじゃないですか。

それで一言お尋ねをしておきたいのは、この間たまたま全国腎臓病患者の連絡協議会というのがあります、そこに参りましたら、たいぶん皆さんは御存じだと思えますけれども、日本大学の大島研三教授、この方が来賓と呼ばれて、じん臓病患者の全国大会です、じん臓病患者のほうに向かつて祝辞を言わなければならぬ、この先生が、たまたま私と衆議院の河上民雄先生と、それから共産党の浦井洋先生と三人行ったもんですから、私は患者のほうを向いてきょうは祝辞を言いませんと、国会議員のほうを向いてお願いをしますというので、われわれ三人に向かつてあいさつをされました。それはやっぱりじん臓一つとつてみても、早期発見、早期治療、これをやらぬ限り、この間公明党の小平先生がじん臓病について質問をされたときに、いま日本では五千九百人の患者がいると、こう言われておりましたけれど、大島先生のお話によりますと、ことしの十月にはもう一人になる。おそらく来年の暮れには二万人になるだろう、こういう人たちは人工透析をやれば一カ月四、五十万円のお金がかかる。こういうお金を今度高額医療で、三万円以上は保険でみるわけでしょう。そうなたらこれにつぎ込むお金はばく大なものになるでしょう。そういうことよりも、もっともっと早期発見、早期治療をやったほうがいいわけですね。だから、そういうことにお金をもっとつぎ込んだらどうなんでしょうか、健康保険で。もう少しみんなが簡単にやれるように。それでここで要望されておるのは、もう三歳児では検尿が実現した。ところが四、五歳児を含み、それから小学校、中学校まで全部これは無料で、これは学校保健法に關係してきますから文部省の問題でもあるわけですね、こういう問題で早期に無料検尿を実施して、じん臓病患者を早くなくするようにやったらどうですか。それからたまたまこれは私の孫がまだ三歳前の子供ですが、この間ちよとこのじん臓で三週間入院をいたしました。小さい子供ですから、安静時間といたってなかなか安静にしておりませんが、そこで、やむを得ずにお医者さんはもう家に帰らなさいということに帰されたわけですね、二十も出たり、また三に下がったり、そんな子供がおとさん早くぼくの赤血球なくしてよなと、いうことを言っているんですよ。それで、それをお見舞いにいきますと、隣にいたお嬢ちゃんはお見舞いに、いよいよ去年の十一月から入院をしておられましたが、そのおかあさんのことはをちよと引用してみますと、この子供は突然高熱におかされて吐いたり、あげたりしたわけですね。それでそのお子さんを近所の病院に連れていったら、「かぜでしよう」と、こういうことで近所のお医者さんにかかっていたんだけれども、そのときにおしっこを見たところ、コーヒーのようなおしっこだったと、このおしっこが普通じゃないということ、親に知識があればさっそく子供の専門病院にそのおしっこを持って見てもらいに行ったら、私はこんなにお子さんを十一月から入院をさせる必要はなかったんじゃないか。ですから、お医者さんを訴えるよりも、お医者さんを訴えたいけれども、私は自分の知識がなかったことをたいへんこの子供にわびなければいけない。ですから、早期発見をするのと同時に、この大島先生が言われることは、何とかしてパンフレットを配って、家庭のおかあさんにじん臓病とか、じん臓炎とか、ネフローゼとか、こういう病気が実はこうこうこうなんですというふうなパンフレットをつくっておかあさんたちに配りたい。いまそれを計画しているけれども、それはどういふ題だといふと、ちよとここでわからないですが、「腎不全を生きてゆく」という、こういう題でパンフレットをつくって無料で配りたい。それには約一千万円かかりま

すと、学者は負でずからこの一千万円のお金をどつから捻出しようか、こういうふういふ言っておられました。ですから、こういうふういふものを皆さんに配る費用を、厚生省は少し負担するわけにはいかなんですか。そういう予算をとるわけにはいかなんですか。これだけ一生懸命にやっている学者もあるわけですからね。あとでどうに培てるようなお金を使うよりも、先に家庭の主婦に知識を与えておくとか、あるいはまた検尿を全部の子供にするとか——十歳までなら必ずなおりま

すと言っておられました。こういうことについて、厚生大臣のお考えを伺って私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(鶴久次郎君) たいま御指摘のごさいしましたじん臓あるいはネフローゼ、この点につきましては、お示しのとおり問題が多うございす。で、御承知のとおり、四十七年度から乳幼児の健診に検尿が加わりました。学校保健法によります検尿を四十九年度から文部省のほうでは幼稚園それから小学校、中学校、小学校、中学校はそれぞれ一、三、五と奇数年については義務的に予算的な裏づけをもって実施するようございす。それから、もう一つのりっぱなパンフレットをつくったけれども、そういうものを周知徹底する方法、この点につきまして、後ほどまた先生と御連絡をいたしたいと思ひますけれども、児童家庭局の所管では保健所なりあるいは母子保健のセンターがございす。こういうたところでお教材あるいはパンフレット等を活用する道もあるわけございすので、そういうよりよいパンフレット等は役所のほうでも積極的に利用させていただきますという方向で考えてまいりたいと思ひます。ただいまの御指摘については、全くそのとおりだと思ひます。

○中沢伊登子君 この名刺を差し上げますから、あとでよくお話を伺ってください。この先生がしんどみと嘆かれたのは、こういうふういふ問題で厚生省にもう七年間いろいろ要望をしてみましたが、だけれどもなかなか自分の言うことが聞

いてもらえませんが、もう刀尺き、矢折れました。だからきょうは国会議員が三人も来ているからそつちを向いてお願ひをするんだ、こういうふういふ言っておられましたんで、ひとつその辺は十分考えて、いま申し上げたお子さんのおかあさんのような——もう最近はお医者さんを訴えるケースもたいへん多くなっておりますがね。お医者さんを訴えたいけれどもこれは私の知識がなかったために私はこの子供に対してほんとうにわびなくしましたけれどもね。その辺を十分これから検討をしていただきたい、このように思ひます。

○委員(山崎昇君) 厚生大臣、所見あります。○國務大臣(齋藤邦吉君) 私もお話承りまして非常にごもつともなお話だと思ひます。早期発見、早期治療によつてなおせるといふことならばこれはもう何とでもやらなければならぬ問題でございすから、その専門の先生の御意見も十分承りまして善処いたしたいと思ひます。

○奮脱タケ子君 それでは、大臣の所信表明をお伺いしたのがたいぶん以前になりますが、その所信表明の「第一に、社会福祉の充実であります。特に現下のきびしい経済情勢の中でその生活が脅かされている老人、身体障害者、母子、生活保護世帯等の生活の安定と福祉の向上をはかるための施策には最重点の配慮をいたしております」ということで所信表明をお伺いをいたしたのでございす。

そこできょうは児童福祉關係に關連をいたしまして二点ほど問題をしぼつてお尋ねをしたいと思ひます。

まず最初は、学童保育対策についてお伺いをしたいと思ひます。

御承知のように、最近では児童をめぐる環境というのはきわめて悪化しておるのは御承知のとおりでございす。で、新聞等にとどまらず報道されるのを見ましても胸の痛む事例というのはいふんたくさん起つております。これは、大阪の事例でございす、昨年の暮れでございす、

第七部 社会労働委員会會議録第九号 昭和四十九年五月七日 【參議院】

沖繩から御家族が引越してこられてということ、かぎっ子二人がアパートのあき室でプラモデールにすったマッチが引火して二人が焼死したというふうなことが出ております。この例などは、これは沖繩からおとさんが大阪に働きに来ておられてやっと家族全体を呼ぶことができて家族一緒に生活をしようになつて一カ月だ、やっと大阪の生活が軌道に乗つたと喜んでいたので、小学一年生のお子さんたち二人が、御近所のお子さんと二人でなくなつておる。あるいは、これはあけますと無数にあるんですけども、昨年の十一月二十二日の新聞に報道されておりますのは、病弱でかぎっ子の子供さんが自殺をしている。日ごろから病気がちで学校の授業にもついていけないから、両親に遺書を置いて自殺をしている。日ごろから病気がちで学校の授業にもついていけないから、両親に遺書を置いて自殺をしている。日ごろから病気がちで学校の授業にもついていけないから、両親に遺書を置いて自殺をしている。

「すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。」というふうな児童憲章の九条には規定をされておりますけれども、そういう点から見まして、いふほど遠く現実だといふふうな思われたい。そこで、厚生省の御指摘の御意見をまますお伺いしたい。

○政府委員(翁久次郎君) ただいま御指摘のございました児童の環境の悪化と申しますか、環境の激変、この点につきましては、厚生省としても従来から、たしか四十四年でございますが、児童家庭に関する調査をいたしました。その中でたとえ

ばかぎっ子であるとかあるいは母子家庭であるとか、あるいはその他児童の遊び場の問題、こういったものの調査を実施いたし、なお最近の変動する状況の中で、四十九年におきまして予算措置も講じて児童の家庭児童調査というものを実施することにしたしております。しかし、それはそれといたしまして、厚生省が児童の健全育成という立場で従来から行政の対象としておりますのは、先ほど御指摘がございましたように、たとえば児童公園であるとかあるいは児童遊園地とか、それから児童館という施設を通じての地域の健全育成というものでございます。

ただ、これでは最近のようないわば非常に核家族化、あるいは都市化、現にいままで大体系には庭があつた家庭がほとんどもうアパート化してきているということに対応するための策というものが検討を迫られておるものと考へております。ただ、優先順位から申し上げますと、従来の児童家庭局が何よりも中心になつてやらなければならなかつたものは、御承知の保育所の充実でございます。これはまだ学齢に至るまでの子供さんにかかえた家庭の保育を要する状況、これが毎年急激に増加してきております。市町村の負担等もござい

○沓脱タケ子君 これは施策の面で局長お述べになつたんですけれども、私は児童がいま置かれてい

る社会環境がどのように悪化しているかという、悪化している状況というのはやはり厚生省がつかんでおられる実態というのが非常に大事だと思つておる。というのは、たとえば交通事故の死者の数の、これは子供さんの数がどのように推移をしていくかというふうな問題、あるいは痴漢に襲われた児童数がどういふふうな推移をしているか。これらは警察庁ではおそろく届け出のあつたごく一部だと思つても、そういふ一部の数であつてもその推移がどういふふうになつていくか。あるいは非行年齢がどういふふうな経過してきているか。また公害病で、公害認定患者の中で子供たちがどういふ位置におるか。これは私、西淀川におつた経験では公害認定病者の中で十二歳以下の子供が約六割です。そういうふうな被害を受けるのは低年齢児の、特に学童ですね、そういう子供たちが非常に多いというふうなものが、客観的な環境の悪化という形であらわれていくというふうな思つておる。

一方、それじゃ親の状況、家庭の状況はどうかという問題なんです。これにつきましては、これは厚生省、労働省でも御調査をなさつておられますけれども、ちょっと伺つていただきたいと思つておる。勤労婦人、労働婦人というのはいふ傾向にありますが、これは都会だけでなく農村でもふえてきておると思つておる。既婚婦人の傾向、それから既婚婦人が全就労の婦人労働者の中の割合、それから既婚婦人の中の学齢児の子供を持つておる婦人労働者のパーセントですね。そういうものはどういふふうになつてきていくか。また、それらの人たちは、その親たちはどういふ希望を持っておられるか。そういう点、これは御調査になつておられるようで、御見解を最初にお伺いをしていただきたい。

○説明員(赤松良子君) お尋ねの点でございますが、先生の御指摘のとおり婦人の雇用者は年々増加いたしました。そして、昭和三十

年、大体五百万人オーバーしておる程度でございますが、四十五年には一千万人をこえまして、最近四十八年の数字が明らかに増えました。これは一千八百八十六万人とたいへん増加を示しております。

その中で、特に既婚婦人の増加が目立っております。従来は未婚と既婚の割合では日本では未婚のほうがはるかに多いというのが常識とされておりましたが、最近はその比率が逆転をいたしました。既婚者のほうが多くなりました。昭和四十八年には大体全女子雇用者の約六割は既婚者で占められるようになったわけでございます。

○沓脱タケ子君 で、これらの子供を持つ既婚婦人労働者の人たちは、そういう子供の問題についてあなたの方で御調査になった結果では、何らかの保育施設を望んでおるといふ人たちがどの程度ありますか。

○沓脱タケ子君　そこでですね、保育施設などを望む人たちが六〇％というふうな調査の結果が出ておるわけですが、大体その子供が保育所あるいは学齢児の低年齢で早く学校から帰ってかぎっ子になっておる子供をかかえておる親というのは、大体どんな思いをして仕事をしているかという事です。たとえはね、これは私もよく聞かされるんですけれども、まあ極端に言うたらくのうまで保育所に行っていた子供が、あしたから小学校の一年生に入るわけですね、保育所では朝の八時から六時まで保育をしていたらいてるわけですね。その子はあくる日から小学校の一年生に入った場合には、最初のときには十時半か十一時に下校するんですね。それから一カ月近くたつて給食を受けられるようになったら、一時に帰れば帰るわけですね。そうしますとね、家に帰って母親がおられない。保育をしてもええなという状況になりますと、子供はどうするかという、母親の職場へ電話をかけてくる。「さびしい、おかあさんさびしい、おかあさんこわい」と言つて電話をかけてくる。ほんとうに胸を締めつけられるような思いをして仕事をしておるんだということをお願いしておるかあさんたちから私どもたびたび訴えられるわけでございますが、そこでお伺いしたいのは、保育所から小学校への就学児童というものは全国でどのくらいありますか。

○政府委員(翁久次郎君)　正確な数は把握しておりませんが、大体年間に二百万足らずの児童が出生するわけでございます。百八十万ぐらいの子供さんが入学をされると考えられております。そして、そのうちの約九分の一、二十万前後がいわゆる保育所から小学校に入学をする、このような数字ではなからうかと、まあ正確な調査ではございませぬので数字に変動があるかもしれません。が、私どもはそのような推定をいたしております。

○沓脱タケ子君　そこで、いまおっしゃった推計数字の二十万程度の就学児童が保育所を上がった小学校へ就学する、そういう就学した子供たちの放課後対策というのは、これは厚生省、教育委員

会、どちらとも無関係じゃないと思うんですけども、両方どういうふうな対策をとっておられますか、現状は。

○政府委員(翁久次郎君)　厚生省のサイドで申し上げますと、先ほど申し上げました児童館、これが全国で千八百以上ございます。数は少のうございませぬが、これはいわば必ずしもかぎっ子のみを対象にするものではございませぬけれども、地域の健全育成ということも兼ねましてそこで放課後の児童をお預かりする、で、指導員が遊びあるいは教科の学習相手をするという仕組みになっております。厚生省の分野では、具体的な問題としては児童館、こういうもので健全育成をやっているという事でございませぬ。

○政府委員(今村武俊君)　文部省の社会教育局の關係では、少年期の遊びを奨励するという意味で、放課後の子供の遊び場を学校の校庭を開放することによって確保したいという事で、昭和四十九年度は四千五百校の小学校の校庭開放をもくろんでおります。

○沓脱タケ子君　文部省にお伺いをしますが、校庭開放というのは昭和四十七年度からおやりになっておるんですね。四十六年度までは留守家庭児童会育成事業という仕事を昭和四十三年度から四十五年度まで行なっておりました。それから、少年活動促進事業という仕事を昭和四十三年度から四十六年度からその二つの事業、留守家庭児童会育成事業と少年活動促進事業とを統合いたしました。校庭開放事業という事で運営をしまつておられます。これが事実でございませぬ。

統合した理由は、この二つの事業ともに放課後において子供を学校の校庭で十分に遊ばせようという目的のものでございませぬ。性質の似た種類の事業でございまして、そして単に留守家庭児童の

みを分けて運動場で遊ばせるよりも、むしろ少年一般に遊び場を与える、あるいは交通事故から防ぐという意味では、二つを統合して予算を増額したほうがよろしいんじゃないかというふうな趣旨で、昭和四十六年度から統合して予算の増額をはかったわけでございます。

○沓脱タケ子君　これは私一年言い間違えた。もっと早うから、私が言ったより一年前からやめておつた。

これは、校庭開放の問題についてとやかく言おうときは思っていないのですけれども、留守家庭児童と、それから一般の子供と一緒に校庭を開放して伸び伸び遊ばしたらよろしいとおっしゃるのだけれども、雨の日もあれば風の日もある、雪の日もあるわけですね。毎日開放してないんですよ、実際に。それなら、一般の家庭にどなたかおられる子供さんは、雨の日はお家へお帰りになつておるわけですね。かぎっ子の子供は雨にぬれて校庭で遊べないわけにもいかぬでしょう。これは、そういう対策にはなつておらぬ。

それからもう一つは、これは具体的に、全国的に聞くとわかりにくいから、私は大阪市における実情を、校庭開放の実情を調べてきたんです。そうしますと、これはぼつぼつふえておりますが、どういふ状況になつておるかという、学校別に、一番たくさん開放しているAランクの学校が四校ですわ。これは三百日以上。それからBランクは二百日以上開放なんですね。それから推進校、協力校というのがあるんですが、これ、圧倒的に多いですよ。それが協力校に至つては一年間に五十日開放なんですね。まあ、そういう状況なんですね。小学校が二百七十のうち、実施されているのが百三十二校です。三百日以上開放している学校というのはその中で四校ですよ。二百日以上開放しているのが十六校。それでは、これは留守家庭の子供も一般の子供も伸び伸びとおっしゃつても、ある日は伸び伸びとできるかも知れぬけれども、まあ一年のうち五十日か七十日、伸び伸びできるかも知れぬ。そのうち、雨が降つたら、

五十日のうち何日になるかわからぬという状況なんです。これは十分な成果をあげているとは考えられないと思つてます。これはまた別の機会に申し上げたいと思つてますがね。

そこで、お伺いをいたしたいのは、児童福祉法というのは大体生まれてから満一八歳までというのが法律の範囲内ですね。で、私は、ずっと調べてみて、ふしぎに思つたんです。生まれたときから始まって各年齢別に、全部施策は、十分、十分は別として、施策はあるんですよ。ところが、就学した子供の放課後対策というのは、これは行政ベースに何も乗っていない。全く児童福祉法の法律のワタから欠落をした存在だということに気がついたのですけれども、これについては厚生省はどうなんですか。どういふふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(翁久次郎君)　御指摘のように、児童福祉法は十八歳までの児童の福祉について規定しているわけでございます。そこで、いわゆる学校に就学した児童についての福祉、それは、まあ養護施設とか収容施設は全然別にして、まして、一般の児童が学校から帰つてきて、そうして御両親がつとめておられるという場合の福祉の問題、これは、そのみをとらえてみますと、国の施策としての裏づけは健全育成という面だけでございませぬ。健全育成の面は何かと申しますと、これは、厚生省で申しますと児童館の施策、文部省で申しますと、先ほど局長の言われた校庭開放事業、それ以外の、それに該当しないいわゆる両方から欠落している部分については、御指摘のとおり、児童福祉法上国が施策として取り上げているものはございませぬ。むしろ地方自治体においてそれぞれの分野でやっておられるのを承知しているわけでございます。

○沓脱タケ子君　そうすると、その分は児童福祉法の範囲内から欠落をしておると、その補いとして地方自治体でそれぞれおやりになつておるといふことをお認めなんですか。

それでは地方自治体でたいへんいろいろな形で

御苦勞なされておるようですけれども、いま全国で幾つの自治体でおやりになつておりますか。

○政府委員(翁久次郎君) 全体の数字は遺憾ながら把握しておりませんが、個々の、たとえは先ほど御指摘のあった大阪府・市あるいは埼玉県、あるいはその他の二、三の県における放課後におけるかぎつ子あるいは児童保育といわれるものを教育委員会なり民生部局でやっている事実はある程度承知しております。

○審脱タケ子君 あんまり御承知ない証拠に、大阪府とおっしゃったでしょう。大阪府やらない。大阪府はやっておる、市はやってない。それでよろしく知っていますか。

○政府委員(翁久次郎君) 私の理解があるいは行き届いていないかもしれませんが児童保育事業、大阪府として児童家庭課で市の単独事業でやっておられるようでございます。

○審脱タケ子君 ほんのわずかの共同保育だとあるいは私立の保育所をやっているのに対するごくわずかな補助金を出しているというやり方ですね。だから、いわゆる児童保育というのが制度としては確立してないんですよ、大阪府の場合は。大阪府の場合は自治体として確立しているんですよ。その制度として確立しているかいないかという問題を含めてお伺いしたいですからね、大阪府は制度としては確立してないという点です。

そこでひとつ、私は地方自治体がいへん苦勞している、実態を調査をされる必要があるんじゃないかというふうに思うことが一つです。これについてはどうでしょう。

○政府委員(翁久次郎君) 私どももそういつた点においての調査が必要であろうと考えております。ただ、先ほど当初に申し上げましたように、四十九年におきまして児童全体の調査をいたしません、その集計結果を見た上で、これの問題点を探りたいというようにただいま考えておりますけれども、御指摘のありましたこれにスポットを当てた調査というのも別途考慮したいと、このように考えております。

○審脱タケ子君 幸いにして、この間四十九年三月の日付で「婦人に関する諸問題の総合調査報告書」というのができ上がっているんですね。この報告書の中に二八二ページに「児童保育」という欄が出ています。幸いにしてここには「問題点」、「課題」、こう明確に提起されているんです。これを見てもらいますと、これはすぐ——これは政府の調査報告書ですよ。それによると、こういうふうに必要な性は論じられているんですね。調査報告書です。それから、こういうふうにかかれておるんですね。「小学校に在学する児童を対象としているのが児童保育である。最近では職業を継続している層が、保育所の延長として児童保育を必要とするのみでなく、中年女性の職場進出が増加しておりこの層にとっても児童保育の必要性は高い。実情調査からも中高年層で、児童保育がないために子供が夏休みや冬休みになる度に退職し、職場を転々としている例が多くみられ、職業生活への影響は大い。

IL0「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」(二三号)も児童保育の義務及び施設について実情調査を行い、適当な措置を講ずる必要を指摘している。そこまでは必要性をいわれているんですけれども、「全国で何か所あるか」という全体的な数さえ明らかでない」といふ調査の結果がいわれている。そして、そこで、そこから幾つかの児童保育の関係者の意見聴取や実情調査の結果、施設の問題、これは児童保育施設の不足は著しい。特に、パートタイマーが増加している地域あるいは農村地区でも児童保育の必要性が高まっている。それから「行政上の地位づけ」というのが二番目に書かれております。「児童保育は国によって制度化されておらず、行政上の地位づけは明確でない。」したがって、これは別表があるんですけれども、「別表に見られるように各自治体での所管は福祉事務所、教育委員会の学校教育課関係、社会教育課関係、民生、婦人児童課など多様である。このように行政上の地位づけが不統一である

ことは多様な問題を生み出している。」それから「設置場所、設置場所についてもこれは問題がありますけれども、そのあと「保育料」、保育料ではある。「それは、当然、児童保育の全国的な制度化が行われていない現在、地方自治体の補助額も一定せず、父母の運動いかに補助額に大きく影響している。」それから「設備」の問題、それから「学校休日と開設期間」の問題、「指導員」の問題、「問題点を全部指摘をして、課題も明確にされておるわけですが、こういう中で、これは政府としては、少なくとも、こういった婦人に関する諸問題という形で提起はされておられますけれども、児童福祉法を扱う厚生省としてはこれは独自に調査をし、この調査によつては直ちに、「児童保育の充実」はさし迫った問題である」と指摘をされているわけですからね。これを進めていくために、厚生省としては一定のこまめな持たなきゃならぬ段階にきておると思うんですけれども、これはどうでしょう。

○政府委員(翁久次郎君) ただいまお読み上げになった調査は私も見せております。それから問題点についても指摘されていることも承知しております。ただ、一言申し上げておきたいのは、従来、当初も申し上げましたように、児童福祉の一番の大きな課題が、いろいろ不幸な子どもさんに対する収容、保育、あるいは学齢前の保育の需要の高まり、こういった非常に大きな流れに対処するということが国としてはとにかくも最優先の事業として考えてきております。同時に、将来に

おいてもまだこれについての対策が迫られていることは御承知のとおりでございます。しかし、同時に、学齢が上がった子供さんの問題について若干の問題がございましたのは、いわゆる学齢児の問題と言つてはなんですが、学齢児の問題について文部省がかかわり合いをする面と厚生省が健全育成の面と、両方の分野でそれぞれ、先ほど私なり社会教育長が申し上げたような施策が行なわれ

てきております。しかしながら、非常は世相の激変の中でいわゆる児童のかぎつ子と申しますか、特に低学年の保育所を出た子供さんに対する扱いというものが非常にスポットを当てられてきて、また問題であるということとその調査結果も示しております。私も、これに対して従来施策を進めてきた諸施策と同時に、この問題についても、当面、これに対処する必要がある、こういうふうにご考慮しておるわけでございます。なお、この問題につきましては、総理府の青少年対策協議会でございますか、事務局でございますか、ここで首頭をとっていただきまして、文部省、厚生省、さらに農林省、労働省、各省の関係官が集まりまして、従来、何回かこの点についての討議もいたしております。私どもは児童福祉という立場からは、繰り返すようでございますけれども、これに対して、いま、当面の課題として何らかの対処が必要であるという判断を持っていることだけは申し上げられると思つております。

○審脱タケ子君 これはあとで申し上げようと思つたんですけど、いま局長もおっしゃったように、児童だということと文部省とのかかわり合いもある。それで、児童福祉という立場では厚生省とのかかわり合いもある。そういうことで両方にかかわり合いがあるということ、どこが責任をもってやるかという点から下まで、国を頂点として下まで明確でない。そのためにその年齢の保育に欠ける子供たちが放置されているという事態が起こっているわけです。この辺をはっきりさせなきゃならぬと思うんですけど、大臣、どうですか。

○政府委員(翁久次郎君) この点については、児童福祉法上の規定等から見ても、保育という立場から見れば、厚生省が積極的にこの対処をすべきものというように考えております。

○審脱タケ子君 児童福祉の立場から言ったら、当然、そうですね。私もその点は、やはり、厚生省としては明確に態度を鮮明にされるべきだといふふうに思つております。児童福祉法によると、これ

は私より皆さんのほうが専門家で法律はよく御承知なんですけれども、あらためて読んでみますと、児童福祉法の第二条には「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」それから第三条には「前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」というふうにいわれておいて、それから、同じく児童福祉法三十九条の保育所の項では二項に「保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することが出来る。」と、それを受けて二十四条の「(保育所への入所の措置)」という項では「市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、これらの児童を保育所に入所させて保育しなければならぬ。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならない。」というふうな規定から見ても、これは厚生省が責任をもっておやりにならないければならぬであらうというふうに思っています。そこで、総理府の青少年問題審議会ですか、協議会ですか、そこでまとめてもらってということなんですけど、そこでまとめてもらってということとは、全体的な構想、あるいは調査を含めて全体的な構想とか将来計画、そういうものを立てていこうというお考えでそういうことをおっしゃっていらっしゃるのですか。

○政府委員(翁久次郎君) 私が申し上げましたのは事実を申し上げたわけでございます。従来、青少年問題事務局ですか、そこで各省が集まって何回か討議をいたしましたという事実を申し上げたわけでございます。厚生省といたしましては、私が考えておりますのは、文部省、厚生省、それぞれ所管で従来、やっておりますました施策はそれなりに伸ばすべきであらう、しかしながら、いわゆる

かぎっ子、学童としていずれの施策からもはずれておるものについて厚生省は児童福祉法のためからこれに対処すべきであらう、しかし、それによつて、従来各省がやっておられる施策をやめるとか、あるいは変更すべきものではない、こういうことで申し上げているわけでございます。

○省脱タケ子君 いや、それはやめよというて言うてないんです。で、児童館というのは、本来、児童館の使命がありますからね。学童保育にたまたま一部が使われておるということだけであつて、児童館本来の任務がありますから、これは、いまは児童館の設置ということの範囲でしか施策がないということであつて、これは全学区に一つずつ児童館ができれば、これは理想的ですよ。一局長がおっしゃいましたけれども、文部省と御相談をなさつてということなんです、ごうい、婦人に関する調査でも出ておることです、実際には早急に手を付けなければならぬ分野だということに思いますが、具体化について御見解はありますか。

○政府委員(翁久次郎君) 具体的な問題としてまだ固まっているわけではございませんけれども、いわゆる利用すべき施設としては公民館なり児童館なりあるいは隣保館なり、その他公共施設は十分利用していく。それからまた従来保育所の一部で学童の留守家庭対策というものが学童保育という名で行なわれております。これも活用すべきものと考えております。それをどのような方法並びに内容でこれを国がかかり合いを持つかということを早急にわれわれ事務局として検討して答えを出したい、かように考えておるわけでございます。

に要望が出ています。一番問題になつておるのはいふ言つておきますよ。「近年、働く母親の増加、核家族化の進行等による要保児童の増大は著しいものがあり、中でも乳幼児保育から移行したいわゆる学童保育については、住民から強くその対策を要請されているところでありませぬ。

地方公共団体においては、それぞれの実情に応じた方策を講じておりますが、当該事業については法制度上未整備であり、財政的な裏づけがないため事業の推進を著しく困難なものとしております。よつて政府におかれては児童の健全育成を図る上から、学童保育制度を確立されるとともに、財政措置についても格段の配慮をされるよう要望します。これは毎年ほほ似たようなものです。これに対して具体的などうなさるかということ、ある

○政府委員(翁久次郎君) お答えする前に、あるいは私、青少年対策協議会と、たいへん明確なことを申し上げましたが、たしか青少年対策本部の間違ひでございますので訂正させていただきます。ただいまの要望書等に基づく具体的な措置でございますけれども、これはやはり国が行なう以上何らかの財政的な援助というものが中心になるものと考えます。ただ、当初にも申し上げましたように、保育の需要というものがいわゆる学童前の保育の需要というものが非常に強く、また保育所設置の要望がきわめて深刻でございます。そういった各種の児童福祉上の施策の何と申しますか配列と申しますと少しはごおかしいんです、優先順位というものを考えながらごうい、当面問題になつておる学童保育の問題について具体的にどのようなものにするかということをお考えをまいりたいと、こう申し上げておるわけでございます。

ますけれども、それぞれの施策を伸ばすと同時に厚生省がいわゆる学童保育というものについて対処すべきであらう、こういうふうに考えております。

○省脱タケ子君 やつこしいな、話が。いまやっていることをやめなさいと言つていないんですよ。それは大いにやつてもらつたらよろしいんで、学童保育、冒頭に言つたのは、児童福祉法の範囲の中でその部分が欠落しているということを認めたいので、あなたのところ。早急に埋めなさいならぬから、埋めるためには当然児童福祉法という法律のたてまえからいって厚生省が責任を負うべきであらうと私も思いますよ。そういうふうな御返事をなさつたというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(翁久次郎君) けつこうです。そのとおりです。だから学童保育という施策は行政に乗る場合には厚生省が中心になつてお進めになると、こういうことですね。

○政府委員(翁久次郎君) そのとおり御理解いただいてけつこうです。

○省脱タケ子君 そこで制度化の問題ですね、これは十都市からも毎年要求をしているように、制度化の問題をどうするかという点です。それからさしあつて地方自治体が現在いろいろやっておるやり方、これに対して——これは制度化というて、いや実態調査をやつて全国的にシエマをつくつて、こういうふうな何年計画でと、これもけつこうなんです。しかしそれは間に合わないんで、そのことも大事だとは思ふけれども、さしあつて地方自治体で現状いろいろ苦勞して実施しておる施策、政府として、制度として補助金あるいは補助をするなり何なりの制度化が必要ではないかと思ふんですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(翁久次郎君) 私が申し上げましたのは事実を申し上げたわけでございます。従来、青少年問題事務局ですか、そこで各省が集まって何回か討議をいたしましたという事実を申し上げたわけでございます。厚生省といたしましては、私が考えておりますのは、文部省、厚生省、それぞれ所管で従来、やっておりますました施策はそれなりに伸ばすべきであらう、しかしながら、いわゆる

○省脱タケ子君 地方自治体は実施しておりますけれどもたいへん苦勞しているんですね。それでこれは私またまた大阪市の実情をよくわかつていてあれですが、十都市の民生局長会議でも毎年これを要望しておりますね。これは四十七年七月にも「学童保育制度の確立」ということで厚生省

○省脱タケ子君 そうしますと主たる省が、厚生省が責任をもつて進めるといふこと、先ほどおっしゃつたとおりでいいんですな。

○政府委員(翁久次郎君) 繰り返すようでございます。

○政府委員(翁久次郎君) 制度として認める以上、財政的な措置が必要であることは言うまでもございませぬ。ただ、それをいつ、いかなる方向でやるかということについては五十年年度予算の編

成にあたってわれわれ具体的に検討し、この実現に向かつて努力をいたしたいと、こういうふうな考えておるわけでございます。

○奮脱タケ子君 これは地方自治体でたいへん苦勞しているだけではないに、まあ時間の都合があつて全部問題点言いませんでしたけれども、実際に担当しておられる指導員の人たちも父母負担との関係でこの物価高でもベースアップも要求できないというふうな中でやはり子供たちがかわいくてめんどうを見ていられるというふうなこととか、あるいは先ほどちょっと読み上げたところでありましたように、地方自治体でやっておつても夏休みとか冬休みとかの長期の休みにはやらないというふうなことで、そのためにおかあさんが職場をやめなきゃならぬというふうな事態だとか起こっているわけですよ。そういう点でたいへんな困難が幾つかある。しかも主管省がさつきりしたから私はほつこうだと思ひますけれども、これは下へ通してもらふ必要あるんです。なぜかといひますと、下ではどういふことが起こるかといふと、地方自治体では民生担当局が、民生担当の行政が扱ふという場合に学校のあき教室を使うといひたら、これは教育委員会は学校の管理上都合が悪いとかなんとかいってなかなかうまくいかぬのですよ。そのために制度として国がはつきりなさぬから、下ではできることもできないというふうな問題もある。金の問題もさることながらその最大の隘路。それからもう一つは、それについての金なんですよ。昔はまだ物価が安かつたから父母負担が少々要つても何とかやれたのですけれども、このごろのように、父母負担を上げないと指導員の給料を上げられないというふうな実態もあるわけですね、あるいは共同保育もあるわけですよ。そういうところでは、いまのままで、続けさせたいけれども、続けられないといふところまできていられると思う。だから、いついかなるやり方でやるかを検討しますというて、のんびりゆるちように言うてもらへるような状況じゃないといふふうな思ふのです。少なくともこれはまあ四

十九年度で何とか踏み切つてもらいたいと思つていましたけれども、四十九年度はさっぱりそのけもないといふことで、きわめて残念だと思つておる。少なくとも五十年からは自治体が実施をしておるところ、あるいはおかあさんたちが自治体の補助をもらつて苦勞してやつていられるところ、そういうところには制度として政府がやつていくというふうな踏み切るべきだと思ふのですけれども、大臣最後に一言。

○国務大臣(齋藤邦吉君) この学童保育の重要性、私も十分理解をしております。最近の児童を取り巻く環境からいっても考えていかなければならぬ重要な問題だと思ひます。

そこで、この学童保育の問題については、いま局長が答弁いたしましたように、従来ともこれに対する施策がそこまで伸びなかつた、これは私は率直に認めます。そこでこれを何とか制度として軌道に乗せたい、こう思ふわけでございます。そこでまあ各県委員も仰せになりましたように、第一線における、学校とのやっぱり関連が非常に大事な問題でございますから、文部省の協力もいたさながら学童保育を制度的に軌道に乗せるように努力をいたしてまいりたいと思ひます。したがつて、軌道に乗せるということになりますれば、予算的な措置、裏づけも必要でございます。したがつて、まあ本年度はこれできませんが、五十年

度において学童保育を制度的にどうやって確立していくかといふことでございますので、文部省とも相談し、そこからこちらの厚生省のほうの児童福祉審議会、そういう方面の専門家の意見も聞きながら、予算編成まで一つの道をつくるように最大の努力をいたしまして、来年度から実現できるように最大の努力をいたす考えでございます。

が痛くなつて泣いても、歯医者ではなかなか見てもらえない。まあもうちょっと大きくなるまで待ちなさい、あるいは行つても順番をちゃんとせよといふかぬといふことで、二カ月くらい先でないで見てもらえないといふふうなことで、国民の中では、おとなもさることながら子供の虫歯ではたいへん困惑をしております。

で、ちょっとお伺いをしたいのですけれども、最初に実情をお伺いしたのですけれども、子供の虫歯というのはどういふ状態になつていのか、これも厚生省と文部省と両方関係があると思ひますが、両省の御見解をお伺いしたい。

○政府委員(滝沢正君) 子供の虫歯の罹患率につきましては、三十二年からの統計がございまして、三歳児で当時八七、それが小学生になりまして、四十四年で八七、それが小学生になりまして、四十四年で九三、三十二年当時が八四といふことではとんだの学童に虫歯を持つておるといふような状態になつております。

のはかなり全体的な健康状態に影響あるものと思ふべきだと思ひます。

○奮脱タケ子君 これは時間がありませんが、私も幾つかの論文を拝見いたしましたので御紹介申し上げてもいいんですけれども、やっぱり虫歯の多い子供というのは、からだの成長に、体重、身長、胸囲等明らかに劣性が出ておるといふふうな内容が報告されておられます。そういう点で虫歯が多いといふことは子供の成長にたいへん影響が大きい。しかも先ほど局長がおつしやつた数字によりますと、七歳の子供では、いま、昭和四十四年の統計によりますと九七・九%が虫歯、しかも治療率は非常に低い。一例を申し上げますと、東京都の立川市立川第八小学校で、昭和四十九年度です。ことしです。ことしの入学生百九十一名中虫歯のない子はたった一名、治療済みの者がわずかに八名、百八十二名は放置したままになつておられる。外国の状態と比べてどういふふうになつておるかといふことなんです、これは簡単に外国の実情を——外国の子供たちの虫歯の状態と比較です、これはどうでしょう。

○政府委員(滝沢正君) 外国の歯科のほうの具体的な数字というお尋ねもございませうけれども、政策的な問題について数カ国の文献を調べてみますといふと、非常に積極的な対策が行なわれておられます。特にドイツの対策が、非常に可能性と申しますか、わが国への適用の可能性も踏まえて感ずるわけでございますが、たとえば保健所で健診し、そして乳歯の抜歯あるいは永久歯の充てん程度は保健所を中心として実施しておる。開業医の中から今度は学校医を嘱託いたしまして学校における健診を実施し、それをまた開業医と結びつけていられるというふうな例もございませう。それから、法律的に学校歯科に関する法律がデンマークでは制定されておる。あるいはノルウェーでは国民の虫歯予防法の制定が行なわれておる。そのほかフィンランド等でも学童に重点を置いた法制化がなされて、予算措置その他サービスがなされておるといふふうに出ておられます。具体的な数字に

つきましては、このような対策とからんで、ただいま手持ちには外国の罹患率についての正確な数字はございませんけれども、おそらく対策と考へたものであろうと思っております。

○奮脱タケ子君 数字をお持ちじゃないそうですの、西ドイツの例が生まれたけれども、七歳の子供の虫歯の数はちょうど日本の七歳の子供の平均の虫歯の数の西ドイツでは半分です。で、そういう状況なんで、いまいみじくも局長、外国の対策の進んでいる状況をお述べになったのですが、こういう状況の中で、わが国ではどういふふうに対策をお進めになるおつもりか、ちょっとその点をお伺いしましょう。

○政府委員(滝沢正君) 率直に申しまして、現在の歯科医療の実態は、おとなの医療を受けるにも非常な困難のある地域があり、また歯科医が相当多い都市でもこれに難渋しておるといふような中で、小児の虫歯治療は、歯科医の先生方が非常にこれを取り扱うことの困難性も含めまして、敬遠されがちであるというところは率直に言っておるわけでございます。われわれといたしましては、現在二十六カ所くらい全国にできつつございます口腔衛生センターというふうなものができておりますので、これも県庁所在地等にできればその利用範囲というものもおのずから限られてしまうというところでございます。

それから、先ほどの保健所を中心にした対策、これが一つ考えられますが、歯科医師の公衆衛生への参加というものはほとんど数が少ないのでございまして、わずかな人が公衆衛生に参画していただいております。基本は歯科医師の不足の問題につきなおりますけれども、大体内科医の三分の一が世界各国の歯科医の数でございますが、昭和六十年、十万対百五十という内科医の養成計画と合わせてございまして、歯科医師は昭和六十年で十万対五十というのが目標でございますが、現在三十七程度でございます。しかし現状の歯科大学の養成計画ができますと、六十年に五十に達する見込み

はどうやら立ちましたけれども、それではもちろん十分なものではなからうというふうにお考えのでございます。

そのほか、具体的な例としては、神奈川県、広島等小児歯科の相談員制度を実施しております。あるいはわが国行政的には歯科医師の研修会等に委託して小児歯科の問題の知識の普及と取り扱いの積極化をはかるというところでございますが、小児歯科講座を設けている歯科大学は、国立で七校中わずかに一校でございますし、私立十五校中二校、国立のほうに小児歯科の講座の設置の要望が強くなくなってまいっておるわけでございます。事情をそのまま申し上げますと以上のようなことでございまして、問題点が多いのにそれを受け入れる体制というものが基本的に不十分であるというところでございます。もちろん子供の虫歯の予防の問題は、神奈川県で実施しているように乳幼児に甘いものをなるべくとらせないようにする運動としようのような、なかなかこの成果はむずかしいでしようけれども、その統計の結果はまだ出ておりません。しかし運動としては、そのようなやり方子防措置的なことも必要でございましょう。いづれにいたしましても、子供の虫歯の問題は医療の、特に歯科医療の分野におけるこれからの重要な課題でございまして、行政的にやれる分野というものも、いま申し上げたように基本的な関係者の不足等を踏まえて十分なことがすぐ実施できない点がございます。ただ問題は、歯科衛生士の活用という点がございますけれども、これは法律的にもやはり歯科医師とベアの活動が基本になっておりまして、独立した活動という分野に持っていくためには法律を基本的に考え直さなければならぬ。そうなりますと、歯科衛生士というものの身分、資格の問題につきなおります。そういうような山積した問題をかかえているのが実態であるわけでございます。

○奮脱タケ子君 そうしますと、これは四月十六日に発表されました歯科保健問題懇談会報告書に提起されている点は、これは新しく新年度から具

体化するとうい——何か問題がありますか、この提起されている問題で。

○政府委員(滝沢正君) いま申し上げましたように、基本的に歯科医師の不足等の問題もございませけれども、やはり地域によっては歯科医師会等がこの問題に参画して口腔衛生センターのよるなものの設置を具体的にやり、地域には県庁所在地等に限られますけれども、やはりそういう問題を推進しないよりはしたほうが良いということになりますので、今回の答申をいただいた中から五年度予算で具体化をはかれるものは具体化をはかってまいりたいと、こういうふうな考え方に立っております。

○奮脱タケ子君 それじゃ具体化をはかれるものは何なりかというお考えのようですから、具体的に当面、いまの歯科衛生、歯科保健問題で直面している中で、——しかし、お手あげでおられるという状況でもありませんので、子供たち九七・九%も虫歯を持っているということになったら、これはほっておくというわけにはいかぬです、国民的課題ですから。そこで、必要な、ますますできる施策ですね、いまの状況の中でできる施策といたいのをやはり手を打つてもらう必要があるんではないかというふうに思います。その一つは、三歳児健診の結果で、C型の虫歯、悪性のC型虫歯ですね、これが十数%もあって急増しているというのがデータに出ているようですね、これはなかなか一般の歯科医師ではできない。ですから、そういう点で、低年齢児や、幼児、あるいは障害児の重症の虫歯の治療というふうなもの、ぜひせめてやれる要因ですね、そういうものをやはりきちんとつくる必要があるのじゃないか。これは私、直接専門じゃないので、歯科の先生方の御意見を伺いますと、こういった重症の虫歯の治療ができる水準の病院というの、大学の附属病院と、個人の病院で言うたら代々木病院の歯科ぐらいです。

そこで、具体的に提起をしていきたいのは、国

立小児病院ですね、国立小児病院に歯科を置く、それから国公立病院に小児歯科あるいは歯科、これを配置するべきではないかというふうにお考えの、これは、国立小児病院は子供の病院だから、歯科を置けば小児歯科ですね。だから、国立病院に歯科ないし小児歯科、それから国立小児病院に歯科を設置するべきではないか。

まとめて言いますが、それから、先ほど局長がおっしゃった都道府県の段階で、歯科衛生センターを置くことなんでしょうけれども、これは、現状でも、ある地域がありますよね。大阪でもございまして。しかし、あれね、常駐の先生だとか常駐の医療従事員というものが置かれる状態になっていないのです。そういうことを制度化して、やはり予算化しなければならぬと思うのです。常駐の先生や、医療関係担当者が常駐できて、その医療センターとしての役割りを果たせるように充実をすることが必要だと思うのです。これは、その検討の用意があるかどうか。これは具体的な問題です。

それともう一つは、中協との関係があると思っておりますけれども、予防給付ですね、これは、虫歯の予防に弗素の塗布、あるいは硝酸銀の塗布、予防充てんというふうなことがたいへん効果が大きいといわれているわけですが、これを小児歯科関係で健康保険でやれるような方法ができないものかどうか、これを検討する用意があるかどうかです。

それから、文部省にお伺いをしたいのは、国立大学に小児歯科の講座を設ける必要があると思っておりますけれども、先ほどの御意見のように、要望は強いけれども、まだないでしよう。だからそれを設ける必要があると思っておりますが、文部省としてのお考えはどうか。それだけまとめてお伺いしておきます。

○政府委員(滝沢正君) 小児医療センターのセンター化が検討されておりますので、この機会に、御提案の小児医療センターに、小児歯科の設置について検討いたします。

それから、国立病院等における歯科医療の中に、特設特徴を持った小児医療ができるようにしたらどうかという事は、かなりプロロク的にならうと思えますけれども、やはり一つの小児歯科医療に対する先駆的な役割を果たすという意味では検討したいというふうな思っております。それから、センターの予算の問題でございますが、これは、どのような後段に出てくる予防給付の問題とも若干かわり合があると思っております。これはやはり、収入の問題等もからみまして、常駐という特定な人が常にセンターだけをやったくたさる人は確保が困難だろうと思いますが、歯科医師会等の団体が交代に勤務された場合の、その間の運営費的な問題について、公的な補助を必要とするかどうかを検討した上、考えたいというふうな思っております。

予防給付については、全般的に保険の基本的な問題でございますので、私の見解としては、歯科だけを優先して予防給付の実施は困難だろうと思っております。したがって、予防給付的な小児の歯科のごく早期における治療処置等につきましては、やはり今後は公費で、児童局等の立場も含めまして検討する必要があるというふうな思っております。

○説明員(齋藤謙淳君) 小児歯科は先生御指摘のように、きわめて緊急の問題でありますので、現在の基準をきめました際には、保存とか補綴とか、矯正とか、あるいは予防歯科とか、こういう縦割りの講座をつくりまして、そのために基準にはなっていない、基準ではないので、国立大学の場合には非常に機動性が悪くて、東京医科歯科大学に小児歯科講座があるだけで、ほかは講座が置かれていない。もちろん大阪大学にいたしましたも、ほかにもいたしましたも、小児歯科は診療はいたしておりますけれども、現在大学設置審議会の基準分科会というところで、こういう緊急のものに、応用的なものにも十分協力なり、あるいは研究なり、あるいは診療の態勢が果たし得るようになり、弾力化するようになり、そういう点で御審議を願っております。

ります。できるだけ緊急にこの線に従いまして内容を充実するようにはいたしたいと思っております。

○香取タケ子君 最後に大臣に。この医療行政の中で、これまたたいへん陥没しておる分野でございますので、この点について、これは歯科保健分野についての充実をぜひ、これは新年度、五十年、具体化を急いでいただきたいというふうな思っております。最後に大臣の御見解を伺って終わりたいと思っております。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 先般歯科衛生士の刷新につきまして、答申をいただきましたので、その答申につきまして慎重に検討いたしましたので、できるものからやっていくということで、五十年からできるものはやっていくと、こういうことで前向きで努力をいたします。

○委員長(山崎昇君) 以上で本件に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(山崎昇君) 結核予防法等の一部を改正する法律案、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を再び一括議題といたします。これより質疑に入ります。

○藤原道子君 私は時間もございませんけれども、結核予防法等の一部を改正する法律案について、まず第一に基本的事項についてお伺いをいたします。

結核対策の基本方針はどうか、結核対策について行政は広範多岐に分かれておるが、その実施状況についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(三浦英夫君) 結核対策につきましては、先生御承知のとおり、医学の非常な進歩とあるいは化学療法等の発達によりまして、最近とみに対策が進展しております。それはそれといたしまして、対策の基本といたしましては、やはり健康診断、それからBCGによる予防接種、これが全国民を対象としたものとして行なわれてきて

おりましたが、これが第一点でございます。それから、患者さんにつきまして、保健所の保健婦等によりまして、その患者管理、あるいはその家族に対する感染源に対する指導というようにことが第二点でございます。

さらに、やはり御案内のとおり伝染病でございますので、感染源を撲滅するというのがかなぬでございます。この観点から、特に感染のおそれのある結核患者さんにつきましては、いわゆる結核予防法三十五条の命令入所という形をとりまして、公費負担によって医療を行なうてきておる、かような対策があげられるわけでございます。おかげをもちまして、こういう効率的な対策が進んでおりますおかげで、現在では結核でなくなる死亡率につきましては、人口十万人対一・九ということに、一九七二年の統計ではなっております。昭和二十五年当時は、人口十万人対し百五十人近くの死亡率になっておりますから、二十数年間にわたりまして約十分の一になってきたような次第でございます。

それから、現実には、具体的にどのような形で予防接種なりあるいは健康診断を行なわれているかという点につきまして、手元にあります昭和四十七年度の統計で申し上げますと、定期の健康診断、これは実は市町村長とかあるいは学校長等が実施をいたしますが、この受診者が四千二百六十七万三千人になっております。この中から定期の健康診断の結果、二万一千人、パーセンテージにいたしました。〇・五%、一万人に五人の割合で患者が発見されておるわけでございます。それから、患者の家族、あるいは家庭で療養されておられます患者さん等につきましては、先ほど申し上げましたように、保健婦等の随時の家庭訪問指導が行なわれておりますが、これが昭和四十七年度の統計で七十八万五千軒の家庭訪問を行なっております。さらに特に患者の家族とか、あるいは場合によりまして、学校の先生が結核におかかっているという場合には、定期外の臨時の健康診断等を実施しておりますが、それが百五十八万四千

人が行なわれておりました。この中からは一般の、先ほど申し上げました患者の発見率よりも高く、〇・三%、千人に三人の割合で患者さんが発見されておるような次第でございます。

それから、結核の医療対策につきましては、一つはいわゆる適正医療の普及と申しまして、化学療法等の普及のための結核予防法第三十四条というのがございますが、それによりまして費用の負担件数といたしまして、四十八万六千四百件、国庫補助額にいたしまして、約三十四億円を計上しておりますが、そのほかに一番大きな感染源対策といたしまして、いわゆる命令入所によって、病院に入院していただく方が四十七年の数字で約六万八千、七万件、患者さんの数にいたしまして、六万二、三千人の方、国庫補助額にいたしまして、四百九十四億の計上をしてきたところでございます。

なお、結核のベッド数はかつては二十六万床ということがいわれておりましたが、昭和四十七年現在では全国で十七万床というふうな現状になっておる次第でございます。

なお、そのほかにいま児童家庭局長もお見えでございますが、特に子供の結核につきましては、いわゆる骨関節結核、その他療育医療としまして、特別な対策をやっておるような次第でございます。

○藤原道子君 私は今回の結核予防法の一部改正の理由は、きょう提案理由の説明で聞きましたけれども、ほんとうの理由はもっと別にあるんじゃないかと、こういうふうな思っております。私は結核予防法発行の「複十字」という雑誌を見たのです。このナンバー一六、ことしの三月号に厚生省の公衆衛生局の結核成人病課長さん、島田さんが寄稿していらっしゃる、「昭和四十九年度結核対策関係予算案の概要とその解説」という題で載っております。こういう点を見まして、いろいろ考えさせられ、いまお話しございましたが「昭和二十六年以来、結核絶滅を目標にして進められてきた結核対策の成果は、ここ二十数年の間に著しいま

延の減少となつて現われ、とくに若年層ではすばらしい成果をみたのである。その結果若年層に対する結核対策の軌道修正が行なわれることになつた。云々、「若年層のところで浮いた力をより問題の多い階層に転用、活用して」云々という言葉を言われていらつしやる。この若年層で手を抜くのが理由ではありませんか、どういふことになるんですか。

○政府委員(三浦英夫君) 先生御承知のとおり、現在、現行の結核予防法によりまして、ゼロ歳から小学校に入るまでの方は毎年予防接種、いわゆるBCGを、陰性の方に対しては接種いたたくことに義務としてなつております。小学校に入りましてからは毎年健康診断を行ないまして、ツベルクリン反応の陰性の方はBCG、陽性の方はさらにエックス線等の所見によりまして、それによりまして患者発見その他を行なつてきていますところでございます。さらに学校を卒業いたしました職場等に入りますと、かつては労働基準法、現在は労働安全衛生法によりまして、やはり職場等の健康診断が行なわれ、職場以外の方につきましては市町村長によるところの定期健康診断が行なわれておるところでございます。ところがこれにつきましても、一つは基本的に、おかげをもちまして結核対策の、死亡率の減少その他結核患者が非常に少なくなつてきておる、これが第一点でございます。さらにこういう健康診断を通じまして患者さんの発見できる率が平均いたしまして一万人に五人、特に学校の、小学校、中学校の義務教育の方々につきましては一万人に二人の結核患者さんの発見率になつております。もちろん少ないといひましても、やはり患者さんを発見をいたしまして早期に治療、早期になおしていくことが非常に大事なことでございますが、これに對しまして、一つは御案内のとおり最近エックス線につきましても、被曝の問題がとやかくいわれております。もちろんその間接撮影におきますところの被曝というものはきわめて微々たるものでございまして、これが被曝その他の問題に発展することはないわけござ

います。それがいたしまして、やはり不必要なエックス線の被曝は少しでも少なくしたほうがいいと、一方患者の発見率が非常に少ない、さらに予防接種のBCGの効果も、かつては一年しか効果がないとされておりましたが、最近の医学によりまして五年ないし十年の予防接種の効果があると、こういうことを勘案いたしますと、やはり不必要な健康診断等はできるだけ少なくして、かつ結核対策の方全を期してきたいと、こういうところから、特に今回は幼児の予防接種につきまして、小学校に上がるまでには、四歳までには一回にする、それから小学校、中学校の間の健康診断につきましては、原則として小学校一年の入学時に一回と中学校の二年のときに一回と、こういたしました。それによりまして、従来よりもいわゆるエックス線の被曝が少なくなりまして、かつこれで十分結核対策につきましてはやっていくという、こういう学会その他の御意見によりまして、このたび改正をお願いしているような次第でございます。

○藤原道子君 私は、中学生の定期健康診断、なぜ中学校二年生において実施するのか、小中学生の定期健康診断の間隔を一挙にこれまでであけても心配はないのですか。集団発生のおそれはありませんか。私はいろいろその前に伺う予定でしたが、あなたの答弁がいろいろ幅広くされるので、ちょっとわからなくなつてしまいました。それについてお伺いをいたします。

○政府委員(三浦英夫君) 確かに先生御指摘のとおり、従来は小学校、中学校、いずれも毎年健康診断をやつておつたのは確かでございます。ただ毎年やりましたも幸いにして患者さんの発見率は〇・二%である、こんなところから小学校一年に入学時に一度健康診断をさせていただきます。それでツベルクリン反応の陰性の方はBCGの接種をさせていただきます。そういたしますとBCGの予防接種の効果も最近の学説では五年ないし十年は効果があるということになつておりますので、まず小学校の間は小学校一年のときに陰性の

方はBCGの接種をしていただければ六年間ぐらひはまず感染の心配はないだろう、それから一方、もしも御不幸にというか、小学校一年のときの健康診断の結果、ツベルクリン反応が陽性の方がありましたならば、その方につきましてはレントゲンその他の検査をやるわけでございますが、その結果、もしもかなりの異常があるというか、たとえばツベルクリン反応が非常に大きな反応が出たとかいふ方につきましては、もう一度小学校四年のときに健康診断をやることにいたしております。こうして小学校のときには二回ぐらひ実施をしておけば、まず現在の結核対策上は万全の措置が講ぜられると、こういう観点から、小学校につきましては原則として一回、必要にすれば二回とさせていただきます。それによりまして、それからほんとうは、もう一つは、中学校卒業時にもう一ぺん、三年のときにもう一ぺんやつて社会に送り出すというのも一つの考えでございます。それによつても、実は、中学校の二年生のときに第二回目の健康診断をさせていただきます理由といひますのは、実はBCGの接種、もしも陰性の方につきましてはBCGの接種の結果、陰性の方につきましてはBCGの接種をいたします。そういたしますと、その年のBCGが効果があつたかどうかと、いうことをもう一ぺん陰性の方につきましても、年判定をしたいという気持ちを持っておるわけでございます。中学三年のときに陰性の方をBCGの予防接種をいたしますと、翌年はもう卒業してしましますので、はたして翌年になりましてその方がBCGの接種の効果があつたかどうか、効果があつたかどうかと申しますのは、結局翌年のツベルクリン反応のときに陽性になつて出てまいりますとBCGの接種の効果があつたということになるわけでございます。けれども、中学三年のときに実施をいたしますと、もう社会へ出られたり、あるいは高等学校に進学をされてしましますので、そういう関係から、中学のときには、中学二年生のときに一度ツベルクリン反応、あるいはBCGをさせていただきます、そして翌年、陰性の方に

つきましてはもう一ぺんツベルクリン反応をしてもらつて、陰性であるか陽性であるかの効果判定をさせていただきます。こういう観点から、中学のときには中学二年をとらえてやらしていただくということになつていような次第でございます。

○藤原道子君 中学一年にしたらどうかと思つた。小学校でやつて、で、六年でしよう、小学校は、それで中学は三年だのに、二年でやると、これをいまのあなたのおしやつたようなことならば、小学校六年でやつて、そうして中学二年でやるか、そうでなければ中学一年でやつて、そうして卒業のときにもう一回見たらどうかと私は思つてますが、いかがですか。

○政府委員(三浦英夫君) できるだけ効果的にかつ必要な最小限度に健康診断をとめたいという観点でまいりますと、できるなら小学校一年のまづ義務教育の入り口と、それから今度は中学三年の義務教育の出口に検査をいたしまして、そして高等学校に行くなり社会に送り出したいということが念願でございます。もしも中学一年のときに、先生御指摘のような健康診断等を実施いたしますと、卒業まで二年ございまして、場合によればもう一回というふうなことも起つてまいりますので、情量最小限度にとめたいということ、本来であれば、中学校三年のときにするのが適当なのを、先ほど申し上げましたように、BCGの効果判定をしたいというところから中学の二年生にさせていただきますような次第でございます。なお、この点につきまして、文部省との関係におきまして、小学校から中学校へ参ります場合には、その児童生徒の健康状態等が小学校から中学校へ送られてくることになつておりますので、もし、そういう特別に警戒といひか、観察を要するような児童生徒につきましては、また別途の対策を考へていこうと、かように思つておるような次第でございます。

○藤原道子君 私は、急にやられたことがどうも納得がいけないわけですが、それで、まあ結核は減つたとおっしゃるけれども、これは入院その他は

減っているけれども、実際はそうじゃない。これはあとでお伺いいたしますが、そこで、小学校一年から中学校二年、それで次にやると卒業になるから云々ということについてはもう少しお考えをいただいたほうがいいんじゃないかと、私はしろうとですからそう考えます。

そこで、十五歳以上の者に対する定期の健康診断においては、ツベルクリン反応検査を省略してエックス線間接撮影のみをするのはなぜでしょうか。

それから、エックス線被曝の影響としてどのようなものがあるのか。直接撮影と間接撮影とは、エックス線の被曝量はどうかという点についてお伺いをしたい。

○政府委員(三浦英夫君) まず第一点の、十五歳以上の方々につきましては、従来はツベルクリン反応、それから予防接種、それから必要によってエックス線撮影というように行なわれておったことは、先生御指摘のとおりでございます。ただ、従来からの、この二十数年間の結核予防法の施行状況その他からまいると、特に現在ではすべての方々が一度BCGによる予防接種を行なってきたております。そんな関係から、十五歳に達するまでの間には何らかの形で現実には必ず陽性にすてなってきたております。そういう観点からいたしますと、あらためてBCGなりツベルクリン反応なりをするよりは、むしろ直接にエックス線による撮影をやったほうが合理的であり、かつ効果的と考へまして、かつこの問題につきましては、結核の専門の先生方で構成されておりますところの結核予防審議会の全部の委員の方からもそういう御意見でございましたので、そういう方法を採用させてもらったような次第でございます。

それから第二点のエックス線による被曝の諸般の影響でございますが、もちろんこの結核の診断によるエックス線の被曝というものはきわめて少量でございます。現在医学的にいわれておりますのは、年間〇・五レムぐらいのことがおそれる許容量だろうと、まあ、こういわれておりますが、

現実には結核による間接撮影その他によるところの被曝量というのは、その〇・五の十分の一程度の被曝量ではございません。しかし、それはそれといたしまして、少しでも被曝の機会を少なくしたいという観点からやられたわけでございますが、もしも先生御指摘のような被曝による影響が何かということにつきましてはございませぬが、いわゆる御承知のとおり、白血病であるとか、また場合によれば生殖腺に対する疾病等が、疾病というか異常等が、遺伝の問題等が考えられてくるわけでございます。

それから、もう一つの御指摘の直接撮影と間接撮影の問題でございますが、確かに直接撮影のほうが被曝量が少なくてございませぬ。間接撮影に對しましては直接撮影の被曝量は五分の一から六分の一程度といわれておりますが、ただ、こういう集団健診という方法で行なわれます場合には、直接撮影というのは非常に合理的に行なわれないようなことがございませぬので、間接撮影というものはやむを得ないと思つてございませぬ。従来のようないわゆるレンズカメラによるところの間接撮影ではなくて、一度鏡に当てる、いわゆるミラーカメラというものが最近では発達してきております。したがって、今後は被曝量を少なくするために、間接撮影ではございませぬけれども、間接撮影の従来からの被曝量の三分の一ぐらいとされておりますミラーカメラというのをできるだけ採用して、被曝量を少なくしていきたいと思つておるような次第でございます。

○藤原道子君 それでは、エックス線被曝の許容基準はどうなっているのか。エックス線検査にあつたて、これの被曝による影響を防止するための対策はどういうふうになっておるんでしょいか。被曝が多いとおっしゃったんだから、それに対する対策はどうなっているのか。

○政府委員(三浦英夫君) 現在、国際的な学会で行なわれておる、通用されております国際放射線医学会議というのがございませぬ。そこで一応の放射線の障害を守るための許容量というものを年

間、一年間を通じまして五百ミリラド、いわゆる〇・五ラドというのを一応の許容基準とされておるようでございます。もちろんこれには自然の放射能が除かれております。何か自然の放射能が年間〇・一ラドぐらいあるようでございますし、あるいはそのほか医学的な特別な放射線照射等もございませぬが、一般的には〇・五レムというか、〇・五ラドというのが大体許容量のようでありませぬ。ただ、先ほど申し上げましたように、現在結核対策で行なわれておりますエックス線撮影によりまして、現在のところせいぜい十分の一程度の放射線の影響しかないようでございますので、したがって、現在の結核対策によっておる大きな被曝量が減るとかどうとかいう問題ではないわけでございますが、それはそれとして、少しでも被曝量を少なくしたいと思つたからでございます。御質問の点につきましては、大体現在の結核対策による、健康診断による被曝量というのは国際的な許容量の十分の一程度といわれているような次第でございます。

○藤原道子君 次に予防接種について伺いたいと思つておりますが、予防接種の実施状況はどうなっているか。法改正後は定期の予防接種はいつ実施することになりますか。定期の予防接種は四歳になるまでに一回行なうとしておるのですが、その具体的方法を伺いたいと思つております。

○政府委員(三浦英夫君) 予防接種には、先生御指摘のように毎年というか、定期にきめた時期に行ないます予防接種と、それから臨時に行ないます予防接種との二種類がございます。現在の実施状況を昭和四十七年度について見ますと、定期の予防接種の接種状況が乳幼児が百七十三万人、小中学校の児童生徒が二百八十八万人、その他が五十四万人となっております。そのほか、たとえば患者家族等で結核の感染のおそれがある場合には定期外の臨時の予防接種を行なうとされておるんですが、昭和四十七年の実施人員は二万八千八百人となっております。なお、四歳未満と

いうことを申し上げましたが、従来はこの予防接種につきましては、毎年乳幼児については行なうこととされておりましたのを、今度は四歳までの間に一回だけということにさせていただきますと思つておるような次第でございます。

○藤原道子君 現在は三カ月の乳児健診でやって、ちゃんときているかどうかを十五カ月で調べて、さらに三歳児でまた調べる機会があるわけですね。聞くところによると、三歳児健診の際に、百人中三十五名がBCGをさらに接種する対象となつておるそうです。こういう子供はどうなるのですか、接種漏れの子に対する対策は。

○政府委員(三浦英夫君) 先ほど申し上げましたとおり、予防接種のBCGにつきましての効果が非常に従来と違つて、医学というか、科学の発達によりまして進歩してきております。従来は一年しか効力がないとされてきたものが、現在では五年ないし十年程度の効果が十分あるということが国際的にも証明されてきております。そんなことから、毎年実施するよりは、四歳に達するまでの間に一回接種することをもって十分免疫の効果があつておるということから、こうして、こういふ余力の出た対策をほかの結核対策、たとえば患者家族の管理とかそういうところにもう少し保健活動その他の重点を向けていって結核対策の完全を期したいと、かように思つたからでございます。

なお、実はBCGの生産量につきましては、現在手元に数字がございませんので、後刻また御説明にあがらしていただきたいと思います。○藤原道子君 予防接種法の改正についてどのようなことを考えていらっしゃるかと続けて聞きたいと思つておるんですが、

予防接種事故に対する措置について昭和四十五年七月三十一日の閣議了解がありますが、恒久救

濟制度についての立法措置のお考えはありませんか。どうなんですか。

○政府委員(三浦英夫君) 予防接種の事故の救済制度、特に種痘あるいはBCG——種痘が非常に多いわけでございますけれども、こういうところから、昭和四十五年の八月に閣議決定で、予防接種の事故者に対しては、必要なその後の補償費等の、あるいは医療費の支給をするというようなことで救済制度が閣議決定で発足しております。

藤原先生御指摘のとおりでございますが、その後、実はこのときに閣議決定をいたしまして、いわゆる制度的な法的な措置がとられておりませんが、これにつきましては、実は予防接種の事故の中で一番多いのが種痘の事故のようでございます。この種痘につきましては、現在予防接種法という法律の中では御承知のとおり義務づけられておりましては五千円以下の罰金に科するというような、いわゆる刑罰を伴った義務化をして全国民が種痘の予防接種をやっているところでございます。

この種痘等の予防接種につきまして、今後ともそういう義務づけを行なう必要があるか、あるいは勧奨、さらには任意という方向に変えていったものがいかがどうか、こういう基本問題が実は残っておるわけでございます。こういう観点から実は過般伝染病予防調査会というのが厚生大臣の諮問機関でございます。まず予防接種の救済制度そのものの法的制度を確立するためには、その以前として、種痘等を今後ともそういう義務づけを行なう必要があるか、あるいは日本脳炎のような勧奨程度で済ませるかどうかという

ことについて、まず医学的にその点を確固としたものに確立をせよという、そういういたしませんと、その後の救済制度の法的な考え方も非常な差異が出てまいりますので、現在のところこの伝染病予防調査会におきまして、その種痘等につきま

すしての従来どおりの義務づけを行なうかどうか等につきましましての結論をなるべく早く出していただくように諸先生方にお願いをしているような次第

でございます。それが出ました晩におきまして、法的制度がとれるものかどうかということも前向きに検討してまいりたいと思っておる次第でございます。

○藤原道子君 それはまだ出ないというはおかしいですね。そこで、私、さらに伺いたいのは、保健所の諸問題について伺いたい。

保健所業務のあり方について、政府は種々検討を重ねてきているが、今後どのように充実改善をはかる考えですか。

医師の充足率が昭和四十四年から四十七年までの調査によれば、終始四二%でございますが、この原因及びその対策はどうなっておりますか。

また、他の職員においても必ずしも十分充足しているとはいえない。処遇改善についてどう考えておられるか。

さらに、保健所行政職(一)の職員に至っては、昭和四十三年以来、第一次削減及び第二次削減により、昭和四十九年二千二百二十八名の職員となり、一方、公害技術担当行政職(一)の職員が昭和四十四年以来毎年わずかに増加して、昭和四十九年までに二百九十二名となっております。ところが、その差し引き増減を見ると、千九百三十六名の大幅削減となっている現状であります。

こうした職員の定員削減は、公衆衛生の向上及び増進をはかる第一線保健所業務に重大な支障を生ずるのではないかと懸念しますが、いかがですか。

○政府委員(三浦英夫君) 保健所の業務が、先生御指摘のとおり、従来のいわゆる狭い疾病予防から最近科学的な食品衛生行政あるいは公害対策行政と非常に多岐にわたって忙しなっております。これは事実のとおりでございます。また一方、保健所の職員が、医師の充足率がたとえ四二%であること、保健所の職員が思うように充足できないこと、これまた事実でございます。特に不足しております。また医師の問題につきましましては、御承知のとおり、基本的には医師が全国的に不足をしておるということが基本でございます。さらにはあるいはこう

いう臨床方面に御希望を持つお医者さんが多くて、なかなか公衆衛生方面に入っていないだけない、こういうようなことも原因かと思っております。私どもとしては現在できるだけの方法を講じて、たとえ昭和四十九年度から医師になつていただくための修学資金等につきましても従来の六千円から一万二千円に育英資金の引き上げを行なうとか、その他あるいは保健所にとめていただく医師を外国に行つていただくようなことを考えられるか、また特別な研究手当を補助金で計上する等の方法をおお次第でございまして、さらに今後ともこの面につきましましては努力をしていきたいと思つておる次第でございます。

なお、そのほかの保健婦さん、栄養士さん等種々の職員の方も決して十分とは言えない状況でございます。職種によつては七〇%程度の充足率のようでございます。職種によつても、所遇の改善等につきましましてはさらに努力をして鋭意充実をはかっていますかと思つております。

なお、御指摘のこの五年間にいわゆる行政節約によつて二千数百人の人員が節約を受けて、一方公害職員等が百六十五人ふえた程度で差し引きかなりの数が減つていっているやないかと、こういう御指摘でございますが、これは実は政府全体の方針にもなつておりますので、何とか合理的な方法で、しかももう少し科学的な行政を行なう等の方法も講じてみたい。特に本年度は、たとえば従来は大学に入試をされる方につきましまして保健所の健康診断を要求されておりましたのを本年度からは文部省と協議をいたしまして、今後そういう入学試験のための健康診断を保健所で行なうようなことはお互いにやめていきたいと思います。不必要な保健所の業務の節約と申しますか、簡素化もはかるといふようなことにもなつてまいりますので、充員と業務の不必要な業務につきましましては簡素化をはかっているようなことをいたしまして、なおこれ

からの保健衛生の国民へのサービスに對しまして努力をしてみたいと思つておる次第でございます。

○藤原道子君 この大事な、結核対策だけじゃなくて、非常に重大な役割をしてる保健所、訪問してごらんない、ほんとうに医者にしても保健婦さんにしても、その他の職員にいたしましてもお気の毒で見えられない。一生懸命やつていらつしやるけれども、人が足りない、その足りないのに毎年五%くらい減らす、それでこんなばく大な人数を減らしているんです。政府が全体の方針だとしても、医療制度の人員の足りないことはもう世論になつていっている。にもかかわらずこれをなぜ特別扱いにしてくれないかというところは、この前私は大臣にも質問をいたしておりました。保健所へ参りまして、その任務の重大さと人手の足りなさ、待遇の悪さ、これを見て、私は何とかしてこれの充足をはかつてほしい、こう思つている。医者が四二%しかない、保健婦だつて少ないところは五五%しかないところもあるのです。これで完全な仕事ができるとお考えでしうか、その対策をもう少しはつきり伺いたい。

○政府委員(三浦英夫君) 私ども都道府県ともよく協議をいたしまして、できるだけ人員の充実等つとめてまいります。さらに保健所につきましましては御承知のとおり国庫補助対象の職員になつておりますので、明年度以降国庫補助の対象額を引き上げていくようなことも講じ、あるいは国庫補助の対象人員をふやしていくようなこともさらに努力をしてみたいと思つておる次第でございます。そして充員をはかる一方先ほど申し上げましたように、たとえば、大学の入学試験のための健康診断を保健所で行なうという、比較的、大学自体でやっていただけはいよいよ業務につきましましては簡素化をはかつていくと、両々相まつて保健所の充実をさらに促してまいりたいと思つておる次第でございます。

○藤原道子君 この問題については、またあらためてあれしますけれども、とにかく重大な状態

すから、そのことをはつきり考えて、何とかしてこれが充足をはかってほしいことを強く要望いたします。

そこで、結核医療について伺いますが、結核医療の現状はどうでしょう。多くの結核患者が存在して、新規登録患者があとを断たないのに結核病院、診療所の多くが老朽化して縮小し廃止の方向をたどっているのは、国の福祉政策の貧困を意味している。政府は経済援助を含めた対策を立てるべきではないかと思いますが、どうでしょう。

そして、現在医療施設には珍現象があらわれている。近代化する病棟と古びた木造の老朽病棟が同じ敷地の中にある。その廃屋のような病棟は結核病棟にぎまっております。そして、多くの結核病院、療養所はなだれを打って他の疾患に転換したり閉鎖しているのです。

これは東京都の例ですけれども、最近小平の昭和病院、板橋の鈴木病院、豊島区の長汐病院、野村病院、敬愛病院、調布市の調布病院が閉鎖または廃止しております。現在調布市の北多摩病院が全面閉鎖をしてマンションを計画したいとかいうことでやめようとしております。患者さんが立てこもって抵抗しておるといふ、こういう傾向をどのように考えていらっしゃるか。結核を重要視していると言われけれども、結核病棟の古さ、そしてどんどんやめていく病院が多い、これに対して一体どう考えておいでになるか、対策を伺いたいと思っております。

○政府委員(滝沢正君) 結核対策という観点から考えますと、過去にわが国の結核対策は感染者を隔離して入院治療する、先ほど来説明のように化学療法その他によって、かなり外来治療の可能性も出てまいりましたけれども、依然としてやはり地域的にもかなり、特に関西方面には相当入院を必要とする患者がある。東北はややそういう患者は関西ほどではないという地域差等もございまして、それぞれの医療機関がこれにどう対応しているかというところは非常に重要な問題になってまいっております。特にこのわが国の結核対策のう

ちベッドの問題につきましては、国立療養所が国の対策の中心になりました推進してまいりました事実がございまして。これも、現在は約五万床国立療養所がございまして、そのうち重症心身あるいは精神疾患その他一般地域需要に対応するところの一般患者、特にリハビリテーションの対応というようなことで、五万床のうち約二万五千床が結核患者の対策に振り向けられております。このような事実を申し上げますと、一番拠点になるべき、最終拠点になるべき国立療養所であっても、なおかつ五万のうち二万五千が結核で、その他はその他の目的に使ってある、こういうようなお答えをそのまま申し上げる、実態を申し上げるわけがございまして、先生のお尋ねのように、地域的に公私を問わず、結核で従来中心になってきた病院が閉鎖する、あるいは転向をする、こういうような実態というものは、私たちが結核の医療を確保する上からは非常に実態を必要とするのではなからうか、これをそのまま放置しておいてはまずいんじゃないか、こういう感じは医務局という医療の供給の体制の立場からは考えております。ただこの場合、公私の、特に私的な病院等について、その地域における医療の需要と経営の実態を考えたながら、大きな結核療養所的なものも法人等でございますので、そういうものは別として、私立的な、やや規模の小さいものについては、これはその地域全体の結核対策のベッド確保を勘案しながら、ある程度その自由な判断のもとに転向していただくことを、なかなか阻止することはむずかしいかろうと思っておりますが、少なくとも公的な性格のある自治体立あるいは国立、日赤、済生会等の担当している結核病棟につきましても、私はやはり結核対策の地域性を考えて、この地域性というものはかなり広域的に考えざるを得ないと思っております。相当結核患者でやはり開放性の患者が命令入所するような施設を受け入れるようになりますと、それはどみんな国民の身近にいつも置くわけにはまいらぬかもしれません。そういう意味で、かなり広域的になりましようが、計画的に結核病

床の整備というものを残していく必要がある。これをやはりわが国の——これからまだ減少し、改善されていくであろうけれども、やはり結核患者の収容施設として確保する必要がある、こういう考え方に立ちますし、またその必要性があるろうと思っておりますので、この点は公衆衛生局とも協議しながらプロック別に、あるいは各県、地域ごとにその結核対策の最終拠点になるベッドをどのように確保するかということについては検討していかねばならないというふうに医療の供給の立場からは考えております。

○藤原道子君 私、民間の病院がほとんど閉鎖すれば国が責任を持たなきゃならない。ところがいまあなたがおっしゃったように全国的に結核病院、療養所が縮小、閉鎖する中で国立療養所こそが結核対策の中心として、その責務を果たさなければならぬ、そのとおりなんです。ところが、結核を病む老人、重症者が手がかかるからと、空床があるにもかかわらず——国立病院です、ベッドが満床である、あるいは看護婦の手が足りないといふ断わり、あるいは患者をたらい回しにしているのは一体どういふことでしょうか。結核撲滅の立場から老人、重症者なればこそなおのこと、国の施設がその治療を担当すべきではないでしょうか。国立病院が重症や老人患者を断わっている。国立の施設で門前払いをされた患者を受け入れてくれるところは結核予防会の施設しかないんですよ。ところがこれがまた実に苦しい状態なんです。病床の老朽化はひどいものである。現状を御存じでしょうか。私は財団法人結核予防会が昭和十四年に皇后陛下令旨、閣議決定で設立されて以来、わが国の結核行政の一翼をなして今日まで活動してきました。その成果をあげてきたことは御承知のとおりだと思ふ。しかし、昭和四十四年以来赤字経営に転落してしまいました。結核予防会の危機は結核一筋にとめてきたがため結果ではないでしょうか。だから、結核予防会が四十四年以来累積赤字は十二億円にもなっておりますという。敷地を切り売りしたり、総裁の秩父

宮妃殿下で街頭に資金カンパに立っておられる。こうしてようやく保生園四百床中、百床の改善をしておるそうです。本部貸しビルも全額借り入れで改善中ですが、悪性インフルで資材高騰。ますます経営は難航しております。こういうことは御承知でしょうか。国立病院が重症患者や老人患者を断わっている。看護婦が足りない、満床である、こういうことで患者は追い出されるんですよ。こういうこと御承知でしょうか。五万床あるのが二万五千床はほかの施設に、残ったほうの二万五千床だけが国の国立療養所なんです。こういうことに対して結核対策として一体これいのでしょうか。この点についてのお考えを聞きたいんです。

○政府委員(滝沢正君) 結核の療養所の先ほどの数字を申し上げましたように、必ずしも結核のみならず、以外の国の医療政策にも対応しているわけがございまして、特に結核療養所は当初から計画的にそれぞれ国が設置したものでなく、陸軍病院あるいは療養所という形であったものを引き継ぎました。で、その地域の医療需要として場合によっては一般病院として活動することがその地域に必要なところは一般病院にも従来転向してまいりました。それから精神医療の必要な地域には精神療養所としても転換して国民の医療にこたえるようにしております。それから、結核の療養所であつても救急医療その他将来の地域の発展のために対応してくれという地域の医療の要望にも対応しながらそういう地域の医療の要望にも対応するというような段階をいま踏んでおるわけがございまして。先ほど来申し上げましたように、国立は必ずしも人口その他を考慮して計画的に各県に設置したものでないために、国立だけで結核対策のベッドの確保をどうするかというところを考えると困難でございます。県立その他法人等の公的なものも含めまして検討する必要があると思ひます。

先生御指摘の、国立で患者を断わるということについては、事実があればたいへん残念なこと

先生御指摘の、国立で患者を断わるということについては、事実があればたいへん残念なこと

先生御指摘の、国立で患者を断わるということについては、事実があればたいへん残念なこと

先生御指摘の、国立で患者を断わるということについては、事実があればたいへん残念なこと

先生御指摘の、国立で患者を断わるということについては、事実があればたいへん残念なこと

ございますので、この点につきましては、ひとつ少くとも私あるいは課長の段階では具体的に患者自体の病状に応じて、ほかに何か理由があったかどうかは別として、その先生の御指摘のような理由でお断りした例は私は聞いておりませんが、今後もしそのような具体的な例がございましたら、ひとつ御指摘をいただきたい。

なお、結核予防会のごとくは公衆衛生局のほうからお答えがあると思います。

○政府委員(三浦英夫君) 結核予防会が今日まで果たしてきました結核対策の役割りにつきましては、まさに先生御指摘のとおりだろうと思っております。特に結核につきましては、国立の研究所にかかわる結核研究所を結核予防会でお持ちになって、それが今日の結核対策の進展に非常な寄与をしてきたということもまたそのとおりでございます。現在結核予防会が非常にベッドの空床その他で困りになっておられるということもよく承知をしております。私どもとしては、その結核予防会の再建築と申しますか、等につきましては種々協議をしておるところでございます。たとえば結核研究所の助成につきましては、昭和四十九年度は一億四千五百万円、補助金を計上しております。ちなみに四十八年度が一億二千万円でございますが、五百万円の増額をはかったわけでございますが、もちろんこれだけで十分とは言えないと思っております。今後とも結核予防会の問題につきましては、明年度以降さらに種々検討してまいりたいと思っております。

○藤原道子君 国立病院、療養所が患者を断わっている例を知らないとおっしゃる。調査が足りないんです。断わられた患者が結核予防会のほうへころがり込んでいます。そこで借金がふえて家が腐ってきて、それでいま大騒ぎをして、秩父宮妃殿下までが街頭に立って資金を集めていらっしゃる。これに対して結核予防法の六十条の規定に運営費、改築費の一部を助成するところがあるが、これらについて現在はいくく空文化されてしまっているように思いますが、その理由を聞かしてほしい。そ

れから結核予防会の運営費の一部と老朽病棟の改築費の一部を国庫補助にすべきではないか。あわせて無利子または長期低利の融資を実施する考えはないか。財団法人結核予防会を医療法三十二条に基づく公的医療機関として認可して大幅な助成をすべきだと私は思いますが、お考えを聞きたい。結核予防法と社会保険各法の調整は一体どうなっておられるのか、この点についてお聞かせを願いたい。

○政府委員(三浦英夫君) 結核予防法の第六十条には確かに結核病院等につきましてはのベッド運営費の助成をすることができるとの条文がございます。ただこの規定につきましては、実は昭和三十一年、六十年ごろ結核対策を非常に重点といたしたときに、一方においてはいわゆる命令入所患者という制度を活用いたしまして入院患者をふやしていく、いわゆる開放性の患者さん方に病院に入っていたら一日も早く治療をしてなおしていただく、こういう対策と並行いたしましてベッドをふやさなきゃならぬというのが当時の要請であったわけでございます。当時二十六万床にしようというのが当時の結核対策のベッドの増床計画でございます。その二十六万床にするための役割りとしてこの六十条というものが発動されてきたような次第でございます。今日、もともとはベッドの増床計画というものと運用されてきた内容でございますので、いま経常的な結核ベッドに対するいわゆる運営費等の補助金をこの六十条で援用いたしまして予算計上するのはちょっと困難ではないかと思っております。

○藤原道子君 私は、結核対策を重要に考えてお

ると言いながら、その内容に、そのやり方には問題があまりにも大き過ぎると思うんです。

そこで、続いて自己負担について伺いたい。厚生大臣が定めた従業禁止命令、入所患者の自己負担の基準についてです。多くの開放性患者が社会に放置されているのに、昭和三十九年に制定された経済基準で結核予防法の命令入所の適用を妨害しているのはどういふことか。東京都の昭和四十七年末の結核実態調査では、その受療状況は活動性結核患者で入院は二一・六%、九千六百三十五人、在宅医療が七四・三%、治療放置が三%、不明が一・一%となっている。その前年よりやや増加している。しかも、今日でも新規登録結核患者は都内だけで毎年一万人をこえるという重大な動きが示しておられます。それにもかかわらず、結核予防法の命令入所の経済基準は三十八年以来変わっておりません。その後の著しい物価騰貴、給与の上昇にもかかわらず放置されている。そのため一家の所得税が六千六百円以上の世帯は一月の自己負担が二千円、それ以降所得税がふえるごとに自己負担額がふえて、所得税七万四千五百二十円以上の世帯は月に九千五百円の自己負担、そうして所得税の総額が八万七千二百二十円以上の世帯は結核予防法の命令入所制度から除外される。そのため多くの人たちが所得の変化に伴って入院生活を中途で断念している。退院する人があとを立たない。現在入院中の全結核患者の四割が再発患者なんです。厚生省でつかんでいるデータはどうですか。

○政府委員(三浦英夫君) 先生御指摘の結核予防法の三十五条によります従業禁止、命令入所につきましては、ある程度以上の所得のある方はそれに応じて自己負担をしていただく仕組みになっていることは御指摘のとおりでございます。かつ、昭和三十八年に定められた内容につきましては、先生御指摘のとおりでございますが、実は、私も先生に御説明にあがらなかつたかも知れませんが、五月一日からこの所得制限につきましてはかなりの緩和措置をはかることになっております。従

来の例でまいりますと、確かに先生御指摘のとおり八万一千二百二十円未満の所得税額を納めている方、これを年間所得に直しますと二百六万円の所得の方でございますが、二百六万円以上の方は全額自己負担ということになっておられるのは御指摘のとおりでございますが、今度五月一日からこれを緩和をいたしまして、全額自己負担になる方は年間所得が五百九十三万六千円、所得税額にいたしまして年間九十二万九千四百円以上の所得税額を納めていただく方以上が全額自己負担をしていただくことになりまして、その面につきましてはかなりの緩和措置をはかさせていただきました。後刻また通牒等を持ちまして御説明にあがりたいと思っております。

○藤原道子君 それでは、いまの資料を皆さんに出していただきたい。それからいまいつの命令入所制度から除外されるというのはどうなんですか。

○政府委員(三浦英夫君) 資料は後ほど提出させていただきます。

命令入所制度の除外と申しますのは、やっぱりこの命令入所というのが、命令入所という名前を活用いたしまして、いわゆる社会保障の医療保障対策を行なっているような関係でございます。で、やはりある程度の所得以上の方はそれなり自己負担を納めていただかなければならない。結局、命令入所から除外と申しますよりは、命令入所の制度を活用いたしまして公費負担の恩典が受けられないことになっておられるので、結果として命令入所からはずされる、こういうことになっておられるかと思っております。あるいは社会保障制度と申しますか、ある程度以上の所得をお持ちの方は自己負担をしていただくというのがたまたまになっておられるので、できるだけ緩和措置ははからせていただいても、ある程度の所得以上の方はやはりそれなりの費用を納めていただくという仕組みから起こっているわけでございまして、この点につきましては御了解いただるかと思う次

第でございませう。

それから、先ほど再発患者のことのお触れがございませうが、この点につきましては、私どものデータによりまして、再発する以前に結核の治療につきましては一定の目標点というのを定めております。で、その目標点と申しますのは、一つは菌が陰性化をすること、もう一つは空洞が閉鎖をすること、さらにエックス線の所見も不変と、この三つの状態になることを目標点としておりまして、その目標点に達しないまま途中で化学療法等をお打ち切りになった方につきましては、一〇％から二〇％の再発というか悪化をするというふうなデータが出ておりますが、一たん目標点にその三つの状態が医師の判断というか所見でなりまして、それから、その後一、二年程度のお治療を続けた方につきましては再発というか悪化をしたパーセンテージというのはいくつか数字が出ておりますので、いわゆる目標点に達してなお一、二年の治療生活を続けていただきますと、まずいわゆる再発というのではないような状態でございますが、悪化率がどれくらいあるかというこの統計的な点につきましては、手元に統計がございませんでちょっと申し上げられない状況でございます。

○藤原道子君 結核の問題を非常に真剣に考えていると言いつながら、三十八年からの税対策をそのままにしていたらということはおかしいです。まあ今年改正されたならばそれを早く見たいと思つてます。

そこで、経済基準が世帯単位で計算されているものもおかしいし、せめて個人単位にはならないでしょうか。私は、この経済基準は本来ならば廃止すべきだと思つておられます。病状は開放性のみでなく、すべての結核患者に結核予防法の命令入所制度を受ける資格を認めるべきだと思つておられます。さもないと金の切れ目が縁の切れ目、病気のからだで家庭に帰らなければならぬ、そうして感染するおそれの一番強いのは抵抗力のない子供です、その子供の健康診断が間引きされる、

ほんとうに心配はないでしょうか。私は、こういふ思いからもう少しこの点を考えてほしいと思つてますが、いかがでございませうか。

○政府委員(三浦英夫君) まず、第一点のいわゆる自己負担額を課せられる方につきましては、その本人の所得に切りかえられないかということでございますが、やはりこれは生計を一にする同一世帯ということが、他の社会保障制度その他のすべての制度になっておまして、これだけ本人の所得がなければどうだということのはちょっとどうかと思つておられます。ただ、いづれにいたしましても、そう広い範囲でなくて、生計を同じくいたします同一世帯だけで限られておまして、現実問題として、今後の五百九十三万円の前年度の年間所得の方にということになりますと、かなりの高い所得層の方になってまいりますので、相当な方がカバーできるんじゃないかと思つておられる次第でございます。

それから、命令入所をもう少し活用というか、いわゆる開放性の方で患者さんでない方に広げられないかということでございますが、実はこの命令入所制度を活用ということにしておりまして、できるだけ従来からもいわゆる開放性というか、空洞のあるような患者さん方につきましては、広くカバーする仕組みをとっておりますが、やはり一定の限度を越えた方々につきましては、一般的な社会保険というか、医療保険でカバーしていただく以外にはちょっと困難ではないかと思つておられる次第でございます。

なお、最後の健康診断のいわゆる簡素化の問題につきましては、むしろ重点的な健康診断を実施することによりまして、余力を、特に現在の結核予防対策のおくれている中高年齢層とか、あるいは中小企業者とか、あるいは結核の多発しているような地域に保健所等の職員が患者家族の訪問とか、患者管理とかということを重点的にやることによつて、むしろ私は結核対策というのはいくらも実を上げて向上してくるんじゃないかと思つておられるような次第でございまして、よろしくお願ひした

いと思つておられます。よろしくお願ひします。よろしくお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。(笑)

私は、結核患者に対してどうも国は冷た過ぎる。たとえば国立療養所の患者の給食です。異常な物価高の中で、昨年六月の毎日新聞は、社説で大きく「入院患者の給食費と生活保護基準の是正」の問題を取り上げました。その後、生活保護基準については、不十分ではあるが、昨年十月に五％の引き上げは正があり、暮れには期末手当、本年三月には四月の基準額引き上げまでのつなぎとして二千万のインフレ手当の実施が具体化されました。ところが、国立療養所の入院患者の給食費の引き上げについては、昨年十月厚生大臣が、近く医療費の引き上げ改定が行なわれるからといって見合わされてしまった。本年二月の医療費引き上げ改定でやつと二日の基準給食費が五百五十円から七百五十円に、一日二百円引き上げられたが、その際も、国立療養所の給食材料費は、国の予算に關係しているの、年度途中で改定はできないと、昨年四月の一日二百九十円のまま据え置かれております。むご過ぎるじゃないでしょうか。本年二月から一日二百円引き上げられた分は一体何に使つておられるのですか。

都立の府中病院、これも結核病院ですが、ここはこの二月一日から給食材料費は、ちゃんとそれまでの三百二十五円から四百四十二円に引き上げられております。ところが、給食内容は見違えるように改善されている。それとは対照的なのが国立療養所です。二月から卵もくだものも出る回数がぐんと減つた。雲泥の差がついていますが、これでいいんでしょうかね。

○政府委員(滝沢正君) 先生御指摘のように、二百九十円と四十八年度の患者一人一日当たり、病院、療養所共通でございませうが、その準備でやつてまいりました。二月からは、診療報酬の改定がございまして、基準給食五百五十円が七百五十円というふうになつたわけでございます。これと関連いたしました、予算は十二月にきまつたわけ

でございますが、一応二一％のアップの三百五十二円ということと四月一日から九月三十日までセツトしてございまして、十月から米価改定を見込んで三百五十七円、こういうこととございまして、二一％前後で最近のような食料の、主食を除く食料費の物価指数が前年同月比で二八というふうな数字が出てまいりますと、先生の御指摘のような問題が実は心配であるわけでございます。しかしながら、この診療報酬の七百五十円のうち幾らを給食費に回さなきゃならぬか、このようなものについては一つの決して基本的な限定されたものではないと思つておられます。しかしながら、病院経営にとりましてはあらゆる収入、診療報酬のあらゆる角度から入ってくる収入が総合されて病院経営に配應されているわけでございます。したがって、七百五十円が、この二百円の上がつたのは材料費だけじゃなくて人件費だということも答えとして

は言えるかもしれません。が、しかしながら、これは国立病院だからというんじゃないで、一般の医療機関が基準給食で五百五十円から七百五十円になつたという中には、いろいろの総合された配應として七百五十円という診療報酬が決定されていると思つておられます。したがって、われわれが今回三百五十二円、二一％アップということとは必ずしも十分でなく、特に東京都のような例を引かれますと、確かに比較的に見ますと、従来国立病院、療養所がそれぞれ努力を払ひまして給食の改善に努力してまいつておまして、診療報酬の改定のカーブと必ずしも關係なしに内容改善等も予算上はやつてまいつておまして、そういう積み重ねの上に二一％を配應したわけでございますので、当面はこれによりまして、それぞれ共同購入であるとか、あるいはたとえば肉なども校内で買つて料理するようになつて準備を安くすること、こういうような努力を調理の方々の御努力によつていただいているわけでございますし、やはり集団給食というものは個人の家庭の、物価の値上がりとも無縁ではございませうが、それぞれのくふうの

余地は若干残されておりますので、この単価の中
で努力し、できるだけ病状に合うような給食をい
たしたい。ということ、最近栄養審議会等で主
食の米が多過ぎてあるいはたん白質などの配分が
少ない、それをただカロリーだけで合わせている
というような御批判も出ておまして、これは改
定の答申が正式にごさいますれば、われわれとし
てはその方向でこの給食内容そのものの改善も考
えなければならぬと思っております。かりにい
ますスライド制等が診療報酬で問題になっておりま
すけれども、このような問題がやはり具体的に
まいりますれば、われわれとしてもそれに対応す
るところの単価の配慮はしなければならぬとい
うふうに私は私なりの判断をいたしておりますけ
れども、当面は与えられた予算で最善の努力をし
ていきたい、こういうふうに考えております。

○藤原道子君 ところがね、現在でも入院料の中
での食費は都立も国立も同じなんですね。患者か
ら一日七百五十円とっている。給食純材料費は国
立が一日三百五十二円、都立が一日四百四十二円、
一日にして九十円の格差がついている。しかも、
都立府中病院の給食材料費は今後の物価の高騰に
応じてスライドさせる方針が決定されていま
る。——いまの物価の高騰を知っていますか、あ
なた。これに比べて国立は十月の米価改定分とし
て、十月から一日五円の引き上げしか認めていな
い。どういうわけでしょう。

患者さんが陳情に行ったら、あなたは、国立療
養所の給食内容はカロリー、脂肪、たん白などの
栄養基準は規定どおりだと言われたそうですね。
ところが、カロリーなどはジャガイモを油であげ
ればカロリーだけは幾らでも高くなる。知ってい
ますか。カロリーやたん白など規定どおりだとし
ても、それが食べられない筋だらけの肉であった
り低劣な給食献立では問題にならない。きょう、
私は食餌を持ってきて皆さんに見せる予定だっ
たけれども、きょうは質問ができそうもなかったか
ら食餌を持つてくることはできなかった。ジャガ

イモでも何でもカロリーを上げようとするばらう
と上がるのよ。ところが基準給食の基準では病状
と嗜好とに合致してカロリー二千四百カロリー以
上、脂肪二十グラム以上、たん白八十グラム以上
したがって、患者は補食を必要としない給食内容
と規定しているんです。ところが、すべて患者に
撰取されることが前提条件だけれども、最近患者
が捨てる残食量が一段と多くなっている。食べら
れませんが、この間持ってきたけれども、国立東
京病院では年間七十五万円からの残飯が出てお
る。残飯を売っているんですけれども、あの残飯
が一年に七十五万円から売っているということは
たいへんな数なんです。そこで全国的にはどう
なっているか。現在の狂乱物価の中で国立病
院、療養所の栄養士さんたちは泣いていますよ。
現在の一日三百五十二円の給食純材料費ではどう
ても良心的な患者給食を献立することはできな
い。ほんとうに栄養士さんは泣いています。その
ために夜も寝られずノイローゼになりそうだと給
食純材料費の低さを訴えております。現場の悲鳴
が聞こえないですか。——この物価高に三百幾ら
ですね、これでやっていけるはずがないと思
う。どう思いますか。昨年暮れ一個二十五円だった
どんのゆで玉が七十円、ホーレン草一わ三十円が
百円で、ニンジン二本三十円が百円、片栗粉二十
円が六十円というふうな、物価は昨年と現在では
まさに倍以上高くなっている。どう考えてもこ
ういう物価高の現実が一体これで栄養になるか。
だから、患者は食餌が食べられないから捨てて、
ありもせぬ金で食費にしているのです。食餌を
買っているのです。私はこういう面からすみやか
に給食純材料費を引き上げていた方がいいと思
います。前には奥さんでも買ひものに千円持ってい
ばおつりがあった。いまは買ひものに行くのに二
千円、三千円必要なんです。しかも結核患者がこ
ういう状態に置かれていこうと、私は是非
常にたいへんと思う。しかも七百五十円、その
中から実際に出すのにこの東京都とは一日九十円
違ふんです。しかも東京都では物価が上れば食

費はそれに従って上げていこうと、こう言ってい
る。しかも国立がそういう状態に放置していいか
どうか、お伺いいたします。

○政府委員(滝沢正君) 国立病院が実は全国に散
在しておるといふことと地域差を設けていない、
予算単価が同一でやっておるといふこと、要する
に国立病院は全国に病院、療養所がございます。
それから患者一人当たりの食料費の単価は予算上
同一でやっております。たとえば東京都のもの
と比較した議論が出ましても、それではわれわれ
が各府県の国立病院がどのくらいかという資料を
見ますという、三百五十二円の、われわれの数字
と相前後して、決してわれわれの数字が極端に
低いわけではございません。われわれのよりも低
い国立病院もございまして、もちろん若干高いと
ころもございまして。そこがわれわれのある意味で
悩んでございまして、この地域差のあることを例示
として先生が御質問になられた、東京都と比較す
ると九十円差があるぞと言われますと、非常に私
のつらいところでございまして。この点は国立病院
療養所全体の運営でございまして、特段地域差
というようなものを現実で設けることは、非常に
物価の変動の激しい時期で困難でございまして。そ
ういう意味で単価が同一であるということと各府
県並みに考えたら決して低過ぎないという事実は
統計的にも事実として持っております。先生に決
してお答えのためにするお答えをするわけではご
ざいませぬが、事実がそういうことであることを
申し上げておきたいと思っております。

それから、残食の問題につきましては、非常に
ごもつともな御指摘だと思っております。ただ、この問
題はわれわれも患者の食事の時間を夕方早過ぎる
という問題とそれから残飯が残ると、この問題に
ついてはかねがね慶応の病院とかあるいは都立の
病院、日赤、こういうふうなところの残食を調べ
てみましたら、大体一五から二〇ぐらいである。
二〇%ぐらいの残食率が出ております。国立の中野
療養所の残飯の量は大体一〇から一五%ぐらい。
それで先ほどは東京病院で七十万余という御指摘

がございましたが、中野病院で調べてみますと、
これは業者に残飯を契約して売ることになってお
ります。それを月で平均で一万七千円ぐらい、業
者から。年間の契約額が二十万というふうなこと
が中野病院からの調査で入っております。これは
職員食堂、調理場、病棟の患者の残飯全部を総合
して一万七千円ぐらいで買取って、養豚等のえ
さにする場合もあると思っております。そのようなこ
とで残飯を出さないようにするには、先ほど御指
摘のような内容の改善ももちろんでございませ
ぬが、たとえば虎の門病院が最も残飯率が低
い。これは夕飯の時間が六時であるというたいへ
んな努力をしておられるということ、もう一つ
はやはり米の量等の配分、先ほど例に申し上げま
したように主食と副食の配分を考慮しているとい
うようなこととございまして、この点は私は今
後の病院給食の量と質の兼ね合いをどのくらいに
配分していくか、もちろん単価については御指摘
のように決してこの改善の度合いがこれだとい
は思っておりません。今後とも先ほどお答えいた
しましたように給食費の——診療報酬等がどうい
う取り扱いを受けるか、場合によってはスライド
制等の中にこれが繰り込まれるようなことがある
とするならば、私はやはりそれに対応した材料費
も考えたいというふうに思っている次第でござい
ます。

○藤原道子君 東京だから三百五十二円では足り
ないけれども、地方へ行けば、というけれども、
このごろ地方だつて物価は高いのですよ。調べて
ごらんください。栄養をとらなければならぬ結核
患者、しかも七百五十円ですか、出ているのに、
その中でたつた半分も出してない、というのは私
は納得がいけない。絶対にこの点は改革をしてほ
しい。それで東京都ではそれならかりにあなたが
言うとおりの、地方はもっと安いだろうというけれ
ども、じゃあ高い東京の患者はそのまま放置して
いいのですか。私はその点がけしからぬと思う。
その点はすみやかに給食材料費を引き上げていた
だきたい。とにかく七百五十円出ているのだから、

現物の費用を原材料費をもっと上げて、そうして栄養士さんも泣くような状態で苦勞しているのですよ。この間三木さんかな——のところへ患者のほうから陳情書を各大臣に出した。三木さんだけが返事をくれたというので陳情に行ったのです。私は一緒に行ってやったのです。そうしたら食餌を持ってきて見せている。三木さんはびっくりしてしまいましたよ。こういう点をひとつお考えになっていただきたいと思うんです。

そこで、結核の推移から見ても、専門医が減少しているといわれていますが、現状はどうですか。結核専門医の研修、確保対策はどうなっていますか。

○政府委員(三浦英夫君) 結核の専門医というのと、なかなかつかめませんが、現在日本の結核病学会に入っておられるお医者さんは、やっぱり結核の御専門ということで志向されたものだろうと思います。その日本結核病学会の会員のお医者さんは、昭和三十四年がピークで四千三百人の方が入っておられました。四十八年にはそれが二千三百人になっておりますから、この間いわゆる結核に主として志向された医師の数が少なくなってきたことは確かでございます。もちろんこれには結核患者数の減少ということもあるだろうと思えますが、それはそれといたしまして、やはりまだ結核は完全に撲滅されているわけではございません。したがって、私どもとして今後とも結核のこういう治療に進んでいただくお医者さんにつきましても対策を進めていきたいと思います。たとえば、先ほど先生がおっしゃいました結核予防会の結核研究所では結核専門のための研修等が行なわれております。そういうところへ研修に行っていたことになり、あるいはまた末端の保健所には結核検査協議会というのが各保健所ごとに置かれております。その協議会の先生方は、比較的といいますか、結核御専門の先生方でございますので、こういう先生方を中心に行なうて一般内科の先生方の指導ということ等も行なっていくかと思っております。結核の志向

されるお医者さんの対策につきましては、今後とも万全を期していきたいと思っております。次第でございます。

○藤原道子君 私、結核を真剣に考えていらっしゃるなら医者、看護婦あるいは栄養士その他の職員を十分充実するように努力してほしい。私は、自分が肺病やったことございますので、ときどき結核療養所を見に行っております。もう少しみんなが安心して治療を受けられるような療養所にしたいなと思っております。

そこで、次に、老人医療について伺いたい。結核患者の年齢階層別の年次推移及び老人病における結核患者の状況をお聞かせください。結核患者は高年齢層が増加していく傾向にありますか、この対策はどうなっていますか。それから、老人の健康診査の年齢は六十五歳からであり、一方老人医療の公費負担のほうは、一部の寝たきり老人を除いて七十歳となっております。これを健康診査の年齢に合わせて六十五歳にすべきではないかと思えます。各都道府県や市町村においては六十五歳ないし六十九歳の年齢で医療費の公費負担を行なっているところも相当多数ありますが、この実態をどのように把握していらっしゃいますか。

○政府委員(三浦英夫君) まず、結核と老人、高年齢層の関係でございますけれども、確かに現在、結核の新しい罹患される患者さん方は年齢が高くなるにつれて多くなっております。特に四十歳以上の方をとりますと、たとえば四十歳以上の方の昭和四十七年における罹患率が、人口十万人に対して四十歳から四十九歳までの方で一六・八・四、一方それに対して、二十歳から二十九歳の方々は人口十万人に対して罹患率が一〇・五・九というふうになっております。さらに、これが六十から六十九に移りますと罹患率が人口十万人に対して三七・一というふうになり、確かに年齢が高くなるにつれて結核になる罹患率が高くなっておきます。したがって、私どものこれからの結核対策は、主としてこういう高年齢層の方々に健康診断等強化をと申しますか、対策の充実をは

かかって結核の撲滅に努力してまいりたいと思っております。次第でございます。

○政府委員(高木文君) 老人医療費の公費負担制度と申しますか、いわゆる老人医療費の無料化制度は、七十歳以上の老人を対象といたしまして、昨四十八年一月から実施に移されたわけでございますが、先生ただいま御質問の、この年齢を健康診査と同じように六十五歳まで引き下げたらどうかという問題でございますが、これにつきましては、きわめて大きな問題でございますので、この老人医療費無料化制度の実施状況、特に医療機関の受け入れ状況、あるいは医療保険制度の給付改善の影響、こういったものを見ながら、今後慎重に検討してまいりたいと、かように考えております。

○藤原道子君 時間がなくて急ぎますので、最後に結核の医療福祉について伺いたいと思えます。結核患者の推移にかんがみ、将来の国立療養所のあり方をどのように考えておいでになるか。身体障害者福祉法の内部障害者更生福祉の状況はどうであるか。内部疾患の障害等級についてですが、身体障害者等級では、結核患者である内部障害者は、ややもすると低い等級に置かれていたように思われますが、改善するお考えはないでしょうか。さらに、児童福祉法の療育医療の現状はどうであるか。まあ、抜いていきますけれども、医療費の公費負担についてですが、厚生省内にかねてからプロジェクトチームを編成して検討が行なわれてきていますが、その進捗状況はどうなっているか。

そうして、私は、この結核問題をもっと真剣に考えてほしいことを強く要望、質問いたしました。私の質問をこれで終わりたいと思えます。

○政府委員(滝沢正君) 国立療養所の整備につきましては、四十三年以来第一特別整備を八十四カ所やりました。ただ資金が不足のために、第二次計画に入りましたが、一部第一のとり残しもございます。逐次完成して整備を進めていきたいというふうに思っております。

役割りにつきましては、先ほど来お答えしましたように、国立を中心に、県立その他の公的機関等を含めたわが国の最終的な結核対策のベッドの確保というものをやはり十分検討する必要があります、それに合わせた整備をしていきたい、こういうふうに考えております。

○政府委員(高木文君) この身体障害者の等級につきまして、内部障害者について非常に低い格づけが行なわれているという御指摘がございましたが、私どももその点気がつきませんでした。そういう点がございますならば、十分に検討したいと思えますが、現在のところ、この結核に關しましては、呼吸機能障害をいたしまして、それぞれに程度に応じまして、一級または三級、四級の三段階に格づけいたす、かようなことになつておるわけでありませう。

なお、現在身体障害者の更生医療につきましては、この実施状況でございますが、これは現在経費的に見ますと、非常に大きな部分がいわゆる人工じん臓による透析医療が重点的に実施されている、こういうような状況でございます。

○政府委員(翁久次郎君) 児童で結核にかかっている人に対する療育医療でございますが、これは児童福祉法によって公費負担の制度がとられているわけでございます。現在三十四年から骨関節あるいはその他の結核につきまして、学用品それから日用品費の公費負担を行なっておるわけでございます。なお、その教はおおむね現在全国で一千名程度と、こういうように承知しておる次第でございます。

○説明員(中野雄雄君) 先ほど御質問の公費負担医療に關しては、プロジェクトチームの検討状況でございますが、今日の段階ではまだ最終結論を得ておりませんが、ある程度の検討の積み重ねが進んでおりますので、その状況について一言御説明だけいたしておきたいと思えます。

現状といたしまして、医療保険と公費負担医療の關係は非常に複雑でございます。しかも、数えますと、二十六も公費負担制度があるというこ

とでございます。これをちょっと簡単な、国民にとつても理解しやすく、かつ医師、患者にとつても便利な形に制度の関係を組みかえたいということがございまして、どういう方向でこれを整理するかというところを検討いたしておるわけでございまして、現在のところおほるげな形で浮かんでまいっておりますのは、本来特別の公費負担によって負担すべきものは、むしろ根っこから公費負担医療をし、経済問題としての医療費補償という観点のものは、むしろ保険のほうに一緒にしてしまふ、それによつて医師にとつても患者にとつても制度的にもっと簡便な、便利な形を考へるほうが適当ではないかというふうな考え方が浮かんできておるわけでございまして、なおどの制度をどの仕組みに当てはめてどちらに一本化するかとというようなことにつきましては、個別の制度の特殊な事情、あるいは特殊な患者管理、あるいは医療情報の収集の問題もございまして、なお検討を進めて適切な結論を得てまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 先ほど来結核問題について非常に御熱心に御質疑をいただきましたこと、私衷心から深く敬意を表する次第でございます。

戦前の国民病といわれた結核が、戦後の医学、薬学の進歩、さらに栄養の改善等によりまして克服することができた段階に達しましたことは、ほんとうに私は喜ばしいことと存じておる次第でございます。しかしながら撲滅したかのごとく見えましても、これはなかなかたいへんなむずかしい問題でございます。結核をめぐりまして、先ほど来御意見の出ましたような患者さん方の経費負担の問題、給食費の問題、それから国立療養所におきましてほんとうに老朽した病棟に生活をしておられる方々の生活、そういうことを考えてみますれば、私どもももっとなすべきことがたくさんあることと考へております。一度に全部改善することはなかなかできないと思ひますが、私どもは、やはりかつては国民病であった結核というこ

とを忘れてはならぬと思ひます。そういう意味におきまして、今後ともいろいろ御質疑等の中で御指摘をいただきました御意見等につきましては、十分尊重いたしまして、そうした問題の解決に努力をいたしてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○藤原道子君 終わりますが、ただ、きょうは時間がございますので、若干抜いておりますので、この次に、ほかの方が質問してくださればそれによし、もしあれだったら、若干の質問をさせていただきます。質問をさせていただきます。

○委員長(山崎昇君) 両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後六時四十四分散会

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民健康保険法の一部を改正する法律案 (衆)

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中「費用について、次の各号に掲げる額を「費用の百分の四十」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条に次の二項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、組合に対し、政令の定めるところにより、組合の行う国民健康保険の財源を調整するため補助金を交付することができる。

3 前項の規定による補助金の総額は、組合の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五に相当する額とする。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の第七十三条の規定は、昭和四十九年十月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行われる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行われた療養の給付及び同日前に行われた療養に係る療養費の支給に要する費用については、なお従前の例による。

本案施行に要する経費 本年度約七十八億円の見込みである。(平年度約百五十六億円)

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民年金法等の一部を改正する法律案

一、児童手当法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

(小字及びは衆議院修正の部分)

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「九万円」を「十三万五千六百円」に、「六万円」を「九万円」に改める。

第六十一条第一項中「二級に該当する」を削る。

第六十二条中「七万八千円」を「十一万七千六百円」に改める。

第六十三条第三項第二号及び第三号並びに第六十四条の第三項中「二級に該当する」を削る。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二

項及び第七十九条の第二項中「六万円」を「九万円」に改める。

第七十九条の四第一項中「二級に該当する」を削る。

第八十二条第三項中「こえる」を「超える」に、「こえて」を「超えて」に改め、「二級に該当する」を削る。

第八十七条第三項中「九百円」を「千円」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 厚生年金保険法第八十一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「千分の五十」とあるのは「千分の四十八」と、「千分の三十六」とあるのは「千分の三十四」とする。

附則第二十一条第二項中「四万八千円」を「六万六千円」に改める。

附則第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 昭和四十八年度の物価指数が昭和四十七年度の物価指数の百分の五を超えるに至つた場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「十一月」とあるのは「八月」と、「二月」とあるのは「九月」とする。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第三条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五條」を「第三十五條の二」に改める。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「講ずること」の下に「並びにこれらの制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」を加える。

第十七條第四号中「前三号」を「前各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四三

四 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づき年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の貸付けを行うこと。

第十八条第一項中「金融機関に対し、前条第二号及び第三号を「他の法人（金融機関を除く。）に対し前条第一号に掲げる業務の一部を、金融機関に対し同条第二号から第四号まで」に改め、同条第三項中「以下第三十三条及び第三十六条において「受託金融機関」という。」を削る。

第二十七条中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第一項本文中「受託金融機関」を「第十八条第一項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に」、「受託金融機関」を「受託者の」に改め、同項ただし書中「受託金融機関」を「受託者」に改める。

第六章中第三十五条の次に次の一条を加える。

(準用)
第三十五条の二 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第七十七号第四号に掲げる業務を行う場合について準用する。

第三十六条中「受託金融機関」を「受託者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、○第二条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律、○第一条中国民年金法第八十七条正する法律附則第二十二條の次に一条を加える改正規定第三項の改正規定は昭和五十年一月一日から、○は公布の日から、第二条中厚生年金保険法等の一部を改正第三條及び附則第四項の規定は公布の日から起

する法律附則第六條の次に一条を加える改正規定は同年算して一年六月を超えない範囲内において政令十一月一日から、
で定める日から施行する。
(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

2 昭和四十九年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年十月一日前にこの法律による改正後の国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に同月から同法第六十一条の母子福祉年金又は同法第六十四条の三の準母子福祉年金を支給する。

3 昭和四十九年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者について、同年十月一日前にこの法律による改正後の国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額の加算の対象となる者が同日まで引き続きあることとなるときは、同月からその加算の対象となる者の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

4 昭和四十九年九月における障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む）の支払については、国民年金法第六十八条（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同月までの分を支払うものとする。
(国民金融公庫法の一部改正)

4 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第四条に次の一項を加える。
4 公庫は、年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第八十号）第十八条第一項の規定により年金福祉事業団の業務の委託を受けたときは、他の金融機関にその委託を受けた業務の一部を代理させることができる。第二項及び

前項の規定は、この場合について準用する。

児童手当法等の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

児童手当法等の一部を改正する法律
(児童手当法の一部改正)

第一条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「三千円」を「四千円」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)
第二条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「別表第一に定める程度の廃疾の状態にある」に改め、各号を削る。

第四条第一項第三号並びに第二項第七号及び第八号中「別表」を「別表第二」に改める。
第五条中「六千五百円」を「九千八百円」に、「七千三百円」を「一万六千円」に改める。
第二十九条第二項中「別表」を「別表第一若しくは別表第二」に、「行なわれる」を「行われ」に改める。

別表を別表第二とし、同表の前に別表第一として次のように加える。
別表第一

一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの

二 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの

三 平衡機能に著しい障害を有するもの

四 咀嚼の機能を欠くもの

五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

九 一上肢のすべての指を欠くもの
十一 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

十一 両下肢のすべての指を欠くもの
十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
(特別児童扶養手当法の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第三百三十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

特別児童扶養手当等支給に関する法律
目次中「特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当等」に改める。

第一条中「児童」を「者」に、「特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当等」に改める。

第二条の見出し中「特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当等」に改め、同条中「特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当等」に、「児童」を「者」に改める。

第三条第二項中「当該児童」を「障害児又は特別障害者（以下「障害者」という。）」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項中「児童」を「障害児」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特別障害者」とは、別表第一号から第八号までに掲げる身体の機能の障害又は同表第九号に規定する状態の身体の機能の障害若しくは病状とこれらと同程度以上と認められる精神薄弱とが重複しているため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

第二章の章名中「特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当等」に改める。
 第四条第一項中「児童」を「障害者」に、「特別児童扶養手当（以下「手当」という。）」を「障害児」に改め、特別障害者については特別福祉手当に改め、同条第二項中「児童」を「障害者」に改め、同条第三項中「手当」を「特別児童扶養手当又は特別福祉手当（以下「手当」という。）」に、「児童」を「障害者」に改め、同項第三号中「政令で定める法律に基づき年金たる給付で廃疾を支給事由とするもの」を「廃疾を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるもの」に改める。
 第五条中「その額は、一月につき、六千五百円に、前条に定める支給要件に該当する父若しくは母又は養育者が監護し又は養育する同条第三項各号に該当しない児童の数を乗じて得た額」を「その月額は、特別児童扶養手当にあつては障害児一人につき一万一千三百円とし、特別福祉手当にあつては特別障害者一人につき三千円」に改める。
 第十三条第三号及び第十五条中「児童」を「障害者」に改める。
 第二十二條中「児童」を「障害者」に、「行なう」を「行う」に改める。
 第二十四條第二項中「行なわれる児童」を「行われる障害者」に改める。
 第二十五條中「児童」を「障害者」に改める。
 第二十七條中「特別児童扶養手当法」を「特

別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一條及び附則第二條の規定は同年十月一日から施行する。
 (児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十九年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。
 (児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和四十九年九月以前^八の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。
 2 この法律による児童扶養手当法の改正により新たに同法第三條第一項に規定する児童とされたる者を昭和四十九年十月^九一日において現に監護し又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。
 (特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和四十九年九月以前^八の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。
 2 昭和四十九年九月一日において特別福祉手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該特別福祉手当について特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條第一項の認定の請求の手續を採ることができ、
 3 ○前項の手續を採つた者が、○において特別福祉手当の支給要件に該当しているとき、又は同日福祉手当の支給要件に該当している者が、同月中に特別児童扶養手当等の支給に関する法律第

六條第一項の認定の請求をしたときは、^{これらの}その者に対する特別福祉手当の支給は、同法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。
 (児童扶養手当等の支給に関する経過措置)

第五条 昭和四十九年九月における児童扶養手当、特別児童扶養手当又は特別福祉手当の支払については、児童扶養手当法第七條第三項本文（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六條の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同月までの分を支払うものとする。
 (地方財政法の一部改正)

第六條 地方財政法（昭和二十三年法律第九〇号）の一部を次のように改正する。
 第十條の四第七号中「及び特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当及び特別福祉手当」に改める。
 第十一條の二中「但し」を「ただし」に、「第十條第八号の二」を「第十條第八号の三」に改める。
 (厚生省設置法の一部改正)

第七條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
 第十三條第五号の三中「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改める。
 四月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。
 一、療術の制度化に関する請願（第三五〇七号）
 (第三五〇八号) (第三五〇九号) (第三五一一号) (第三五一二号) (第三五一三号) (第三五一四号) (第三五一五号) (第三五一六号) (第三五一七号) (第三五二〇号) (第三五二一号) (第三五二二号) (第三五二三号) (第三五二四号) (第三五二五号) (第三五二六号) (第三五二七号) (第三五二八号) (第三五二九号) (第三五三〇号) (第三五三一号) (第三五三二号) (第三五三三号) (第三五三四号) (第三五三五号) (第三五三六号) (第三五三七号) (第三五三八号) (第三五三九号) (第三五四〇号) (第三五四一号) (第三五四二号) (第三五四三号) (第三五四四号) (第三五四五号) (第三五四六号) (第三五四七号) (第三五四八号) (第三五四九号) (第三五五〇号) (第三五五一号) (第三五五二号) (第三五五三号) (第三五五四号) (第三五五五号) (第三五五六号) (第三五五七号) (第三五五八号) (第三五五九号) (第三五六〇号) (第三五六一号) (第三五六二号) (第三五六三号) (第三五六四号) (第三五六五号) (第三五六六号) (第三五六七号) (第三五六八号) (第三五六九号) (第三五七〇号) (第三五七一号) (第三五七二号) (第三五七三号) (第三五七四号) (第三五七五号) (第三五七六号) (第三五七七号) (第三五七八号) (第三五七九号) (第三五八〇号) (第三五八一号) (第三五八二号) (第三五八三号) (第三五八四号) (第三五八五号) (第三五八六号) (第三五八七号) (第三五八八号) (第三五八九号) (第三五九〇号) (第三五九一号) (第三五九二号) (第三五九三号) (第三五九四号) (第三五九五号) (第三五九六号) (第三五九七号) (第三五九八号) (第三五九九号) (第三六〇〇号) (第三六〇一号) (第三六〇二号) (第三六〇三号) (第三六〇四号) (第三六〇五号) (第三六〇六号) (第三六〇七号) (第三六〇八号) (第三六〇九号) (第三六一〇号) (第三六一一号) (第三六一二号) (第三六一三号) (第三六一四号) (第三六一五号) (第三六一六号) (第三六一七号) (第三六一八号) (第三六一九号) (第三六二〇号) (第三六二一号) (第三六二二号) (第三六二三号) (第三六二四号) (第三六二五号) (第三六二六号) (第三六二七号) (第三六二八号) (第三六二九号) (第三六三〇号) (第三六三一号) (第三六三二号) (第三六三三号) (第三六三四号) (第三六三五号) (第三六三六号) (第三六三七号) (第三六三八号) (第三六三九号) (第三六四〇号) (第三六四一号) (第三六四二号) (第三六四三号) (第三六四四号) (第三六四五号) (第三六四六号) (第三六四七号) (第三六四八号) (第三六四九号) (第三六五〇号) (第三六五一号) (第三六五二号) (第三六五三号) (第三六五四号) (第三六五五号) (第三六五六号) (第三六五七号) (第三六五八号) (第三六五九号) (第三六六〇号) (第三六六一号) (第三六六二号) (第三六六三号) (第三六六四号) (第三六六五号) (第三六六六号) (第三六六七号) (第三六六八号) (第三六六九号) (第三六七〇号) (第三六七一号) (第三六七二号) (第三六七三号) (第三六七四号) (第三六七五号) (第三六七六号) (第三六七七号) (第三六七八号) (第三六七九号) (第三六八〇号) (第三六八一号) (第三六八二号) (第三六八三号) (第三六八四号) (第三六八五号) (第三六八六号) (第三六八七号) (第三六八八号) (第三六八九号) (第三六九〇号) (第三六九一号) (第三六九二号) (第三六九三号) (第三六九四号) (第三六九五号) (第三六九六号) (第三六九七号) (第三六九八号) (第三六九九号) (第三七〇〇号) (第三七〇一号) (第三七〇二号) (第三七〇三号) (第三七〇四号) (第三七〇五号) (第三七〇六号) (第三七〇七号) (第三七〇八号) (第三七〇九号) (第三七一〇号) (第三七一一号) (第三七一二号) (第三七一三号) (第三七一四号) (第三七一五号) (第三七一六号) (第三七一七号) (第三七一八号) (第三七一九号) (第三七二〇号) (第三七二一号) (第三七二二号) (第三七二三号) (第三七二四号) (第三七二五号) (第三七二六号) (第三七二七号) (第三七二八号) (第三七二九号) (第三七三〇号) (第三七三一号) (第三七三二号) (第三七三三号) (第三七三四号) (第三七三五号) (第三七三六号) (第三七三七号) (第三七三八号) (第三七三九号) (第三七四〇号) (第三七四一号) (第三七四二号) (第三七四三号) (第三七四四号) (第三七四五号) (第三七四六号) (第三七四七号) (第三七四八号) (第三七四九号) (第三七五〇号) (第三七五一号) (第三七五二号) (第三七五三号) (第三七五四号) (第三七五五号) (第三七五六号) (第三七五七号) (第三七五八号) (第三七五九号) (第三七六〇号) (第三七六一号) (第三七六二号) (第三七六三号) (第三七六四号) (第三七六五号) (第三七六六号) (第三七六七号) (第三七六八号) (第三七六九号) (第三七七〇号) (第三七七一号) (第三七七二号) (第三七七三号) (第三七七四号) (第三七七五号) (第三七七六号) (第三七七七号) (第三七七八号) (第三七七九号) (第三七八〇号) (第三七八一号) (第三七八二号) (第三七八三号) (第三七八四号) (第三七八五号) (第三七八六号) (第三七八七号) (第三七八八号) (第三七八九号) (第三七九〇号) (第三七九一号) (第三七九二号) (第三七九三号) (第三七九四号) (第三七九五号) (第三七九六号) (第三七九七号) (第三七九八号) (第三七九九号) (第三八〇〇号) (第三八〇一号) (第三八〇二号) (第三八〇三号) (第三八〇四号) (第三八〇五号) (第三八〇六号) (第三八〇七号) (第三八〇八号) (第三八〇九号) (第三八一〇号) (第三八一一号) (第三八一二号) (第三八一三号) (第三八一四号) (第三八一五号) (第三八一六号) (第三八一七号) (第三八一八号) (第三八一九号) (第三八二〇号) (第三八二一号) (第三八二二号) (第三八二三号) (第三八二四号) (第三八二五号) (第三八二六号) (第三八二七号) (第三八二八号) (第三八二九号) (第三八三〇号) (第三八三一号) (第三八三二号) (第三八三三号) (第三八三四号) (第三八三五号) (第三八三六号) (第三八三七号) (第三八三八号) (第三八三九号) (第三八四〇号) (第三八四一号) (第三八四二号) (第三八四三号) (第三八四四号) (第三八四五号) (第三八四六号) (第三八四七号) (第三八四八号) (第三八四九号) (第三八五〇号) (第三八五一号) (第三八五二号) (第三八五三号) (第三八五四号) (第三八五五号) (第三八五六号) (第三八五七号) (第三八五八号) (第三八五九号) (第三八六〇号) (第三八六一号) (第三八六二号) (第三八六三号) (第三八六四号) (第三八六五号) (第三八六六号) (第三八六七号) (第三八六八号) (第三八六九号) (第三八七〇号) (第三八七一号) (第三八七二号) (第三八七三号) (第三八七四号) (第三八七五号) (第三八七六号) (第三八七七号) (第三八七八号) (第三八七九号) (第三八八〇号) (第三八八一号) (第三八八二号) (第三八八三号) (第三八八四号) (第三八八五号) (第三八八六号) (第三八八七号) (第三八八八号) (第三八八九号) (第三八九〇号) (第三八九一号) (第三八九二号) (第三八九三号) (第三八九四号) (第三八九五号) (第三八九六号) (第三八九七号) (第三八九八号) (第三八九九号) (第三九〇〇号) (第三九〇一号) (第三九〇二号) (第三九〇三号) (第三九〇四号) (第三九〇五号) (第三九〇六号) (第三九〇七号) (第三九〇八号) (第三九〇九号) (第三九一〇号) (第三九一一号) (第三九一二号) (第三九一三号) (第三九一四号) (第三九一五号) (第三九一六号) (第三九一七号) (第三九一八号) (第三九一九号) (第三九二〇号) (第三九二一号) (第三九二二号) (第三九二三号) (第三九二四号) (第三九二五号) (第三九二六号) (第三九二七号) (第三九二八号) (第三九二九号) (第三九三〇号) (第三九三一号) (第三九三二号) (第三九三三号) (第三九三四号) (第三九三五号) (第三九三六号) (第三九三七号) (第三九三八号) (第三九三九号) (第三九四〇号) (第三九四一号) (第三九四二号) (第三九四三号) (第三九四四号) (第三九四五号) (第三九四六号) (第三九四七号) (第三九四八号) (第三九四九号) (第三九五〇号) (第三九五一号) (第三九五二号) (第三九五三号) (第三九五四号) (第三九五五号) (第三九五六号) (第三九五七号) (第三九五八号) (第三九五九号) (第三九六〇号) (第三九六一号) (第三九六二号) (第三九六三号) (第三九六四号) (第三九六五号) (第三九六六号) (第三九六七号) (第三九六八号) (第三九六九号) (第三九七〇号) (第三九七一号) (第三九七二号) (第三九七三号) (第三九七四号) (第三九七五号) (第三九七六号) (第三九七七号) (第三九七八号) (第三九七九号) (第三九八〇号) (第三九八一号) (第三九八二号) (第三九八三号) (第三九八四号) (第三九八五号) (第三九八六号) (第三九八七号) (第三九八八号) (第三九八九号) (第三九九〇号) (第三九九一号) (第三九九二号) (第三九九三号) (第三九九四号) (第三九九五号) (第三九九六号) (第三九九七号) (第三九九八号) (第三九九九号) (第四〇〇〇号) (第四〇〇〇号)

請願者 埼玉県狭山市入間川三ノ二ノ一

一 相場穂積

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五一五号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 北海道釧路市錦町五ノ一 望月節雄

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五一六号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 東京都江戸川区春江町二ノ五四 根本康次

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五一七号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 東京都江東区古石場三ノ一ノ二 四 成宮賀子

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五一八号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 山口県下関市大字前田町一一一 福田たか外四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五一九号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷四ノ二二明和三号 村山卓造

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五二〇号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 東京都品川区西大井三ノ七ノ一六 清水游恵

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五二一号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 福岡市中央区六本松一ノ六ノ一七 中山徳三郎

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五二二号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 富山県高岡市末広町三ノ三 西川 貞

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五二三号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 札幌市白石区中央二条三丁目 荒 木朋恵

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五九二号 昭和四十九年四月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 三重県桑名市立代町九三四 江上 正

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六一二号 昭和四十九年四月十一日受理

療術の制度化に関する請願(六通)

請願者 山口県岩国市車町二ノ一ノ一 村 田浩規外五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六一三号 昭和四十九年四月十一日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 広島県豊田郡大崎町 中田英雄

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六二九号 昭和四十九年四月十二日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 広島市庚午南二ノ五ノ二〇 中村 政秋

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六七二号 昭和四十九年四月十五日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 札幌市中央区南一四条西八丁目 鈴木美代外一名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六七三号 昭和四十九年四月十五日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 静岡県榛原郡吉田町川尻二、一四 九ノ一 樋口ひさ

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六七四号 昭和四十九年四月十五日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 北海道中川郡美深町二条北二丁目 島田裕博

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六七五号 昭和四十九年四月十五日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 東京都杉並区上高井戸二ノ五ノ一 三 寺本由美子

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六七六号 昭和四十九年四月十五日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 埼玉県春日部市大字八丁目一九二 佐藤多鶴子

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六七七号 昭和四十九年四月十五日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 横浜市鶴見区東寺尾四ノ二ノ二〇 持丸京子外一名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六七八号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 札幌市豊平区豊平四条七丁目
平石蔵

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三六七九号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 富山県高岡市長江八二ノ五 河原
為雄

紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八〇号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 富山県婦負郡八尾町杉田 佐藤脩

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八一号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡庄和町米島一、一
八六ノ七五 浜田茂雄

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八二号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 北海道釧路市北大通三ノ七 松村
暢子

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八三号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市逆川二ノ一ノ二六
柴崎文枝

紹介議員 初村龍一郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八四号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 東京都江戸川区一之江一ノ一五
小林計八郎

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八五号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 山口県萩市江向一区 平野成子

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八六号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 名古屋市中村区太閤通一ノ五六
原計助

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十九年四月十五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 広島県安芸郡倉橋町釣土田 古中
花子外一名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七六一号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 山形県酒田市相生町二ノ五ノ三七
久志正吉

紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七六二号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(五通)
請願者 札幌市白石区本通二ノ北三三 相
木重次郎外四名

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七六三号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 北海道旭川市四条通一〇ノ左四
本田脩外一名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七六四号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 静岡県藤原郡御前崎町白羽三、五
二〇ノ三〇 伊藤はる外二名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七六五号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 福岡市南区平和三ノ九ノ一五 中
島ヨシ子外一名

紹介議員 朝木 亨弘君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七六六号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 福岡市博多区祇園町二ノ一 栄キ
ヨ外二名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七六七号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(五通)
請願者 東京都渋谷区恵比寿南二ノ一六ノ
九 堀川勝治外四名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七八号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 埼玉県行田市旭町一五ノ一七 原
広吉

紹介議員 佐藤 隆君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七六九号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 山形県酒田市相生町二ノ五ノ三八
安彦甲子男

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七〇号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 埼玉県東松山市松山町一ノ三ノ二
九 嶋田れつ外一名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七二号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 富山市向新庄三五ノ二〇 宮崎儀
作外二名

紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七三号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 埼玉県川越市末広町一ノ一
〇 山岸光広外一名

紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七四号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 北海道釧路市北大通三ノ七 松村
セイ外二名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七五号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 埼玉県川口市中青木三ノ一〇ノ三
一 山岸清作

紹介議員 初村龍一郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七六号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 東京都新宿区山吹町七七 水野寿
乃外二名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七七号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 山口県萩市東浜崎二ノ二 西川愛
外一名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七八号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 千葉県千草台一ノ七ノ一〇三 上
川原信一

紹介議員 増原恵吉君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七七九号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 千葉県流山市西初石三ノ四七二
坂入和吉外二名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八〇号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 東京都新宿区百人町二ノ一ノ七松
下在內 吉野主見子外二名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八一号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 札幌市東区苗穂町一〇ノ一〇 斎
藤健三外一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八二号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 富山県上新川郡大沢野町下大久保
一、四二二ノ一四 武野長一郎外
二名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八三号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 福岡県築野市二日市塔原八六ノ
七栄在內 福田智子外二名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八四号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 北海道上磯郡上磯町字七重浜町二
三二 七尾勇治外二名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八五号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 北海道有珠郡大滝村北湯沢温泉
吉田慶之進外二名

紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三七八六号 昭和四十九年四月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 東京都目黒区大岡山一ノ一〇ノ六
鈴木伊三郎外二名

紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一〇三号 昭和四十九年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願(五通)
請願者 北海道函館市人見町三五 関ティ
外四名

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一〇四号 昭和四十九年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 静岡県駿東郡長泉町下土狩六八六
坂本竹雄外一名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一〇五号 昭和四十九年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願(九通)
請願者 岐阜県不破郡垂井町六七四ノ一
広瀬信夫外八名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一〇六号 昭和四十九年四月十八日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 北海道旭川市東六条二丁目 相沢
三男外一名

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一〇七号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（五通）

請願者 神奈川県相模原市豊町一〇ノ四八

秋元東治外四名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一〇八号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（二通）

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七〇

鈴木武夫外一名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一〇九号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（二通）

請願者 富山県砺波市花園町一ノ一 久保

和子外一名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一一〇号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（二通）

請願者 埼玉県羽生市南三ノ三ノ四 田口

八重子外一名

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一一一号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（二通）

請願者 北海道釧路市錦町五ノ一 望月深

雪外一名

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一一二号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（二通）

請願者 埼玉県北本市中央三ノ七五 岡野

武徳外一名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一一三号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 大阪府天王寺区国分町一七四 東

村英太郎

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一一四号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（二通）

請願者 埼玉県北本市高尾三、一二〇 川

合澄之外一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一一五号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（三通）

請願者 富山県高岡市戸出春日二、二四七

加藤多吉外二名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一一六号 昭和四十九年四月十八日受理

療術の制度化に関する請願（四通）

請願者 北海道岩見沢市日の出町一五六

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一二八号 昭和四十九年四月十九日受理

療術の制度化に関する請願（三通）

請願者 大阪府東南部岬町深日二、二四〇

ノ三〇 辻里裕治外二名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一五九号 昭和四十九年四月十九日受理

療術の制度化に関する請願（四通）

請願者 大阪府東住吉区西今川町三ノ六五

南條慎成外三名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四一六〇号 昭和四十九年四月十九日受理

療術の制度化に関する請願（三通）

請願者 広島県芦品郡駅家町字下山守二二

〇広島県PTA連合会内 桑田駒

夫外二名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二六号 昭和四十九年四月二十日受理

療術の制度化に関する請願（五通）

請願者 札幌市中央区南一〇条西六丁目

阿部誠二外四名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二七号 昭和四十九年四月二十日受理

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二八号 昭和四十九年四月二十日受理

療術の制度化に関する請願（六通）

請願者 静岡県天竜市二俣町東通三九五ノ

二藤森清外五名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二九号 昭和四十九年四月二十日受理

療術の制度化に関する請願（六通）

請願者 東京都新宿区下落合一ノ一七ノ三

飯塚富美江外五名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二〇号 昭和四十九年四月二十日受理

療術の制度化に関する請願（六通）

請願者 埼玉県秩父市大野原二、三〇六ノ

二 久保イチ外五名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二一号 昭和四十九年四月二十日受理

療術の制度化に関する請願（六通）

請願者 富山市愛宕町一丁目 熊本よしえ

外五名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二二号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 埼玉県行田市旭町一五ノ一七 原
広吉外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二三号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市見晴町三二〇 横川
正一郎
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二四号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 北海道釧路市錦町五ノ一 望月真
理子外四名
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二五号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願(六通)

請願者 東京都新宿区荒木町五津ノ守会館
内 菅恵美子外五名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二六号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 山口県秋田市東浜崎町二区 波多野
東
紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二七号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願(十一通)

請願者 大阪府寝屋川市森町三六ノ一三
協阪彰外十名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二八号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 東京都目黒区目黒本町三ノ五ノ一
三 小林ハツ外四名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二二九号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 東京都目黒区洗足一ノ二八ノ一
蛇名敏夫外四名
紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二三〇号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 奈良県御所市小殿二二三 伊原順
作
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二八六号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 奈良県五條市新町一ノ四ノ五 嬢
谷信雄
紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四二八七号 昭和四十九年四月二十日受理
療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市庄内幸町二ノ二三ノ
三〇 田窪澄子外四名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第三五五二号 昭和四十九年四月十日受理
クリーニング業法一部改正反対に関する請願(三
通)

請願者 岐阜県大垣市新田町全職同盟高健
労働組合内 野村親富外二名
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第三六九四号 昭和四十九年四月十五日受理
クリーニング業法一部改正反対に関する請願

請願者 岐阜県羽島郡岐南町徳田一、九四
七ノ一 常富屋クリーニング株式会社
社取締役社長 小出基市
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第三五五三号 昭和四十九年四月十日受理
失業保険制度の改正に関する請願(十六通)

請願者 山形県東田川郡藤島町藤島 阿部
弥一郎外二千二百三十一名
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二九四八号と同じである。

第三六〇三号 昭和四十九年四月十一日受理
失業保険制度の改正に関する請願(十一通)

請願者 山形県最上郡鮭川村大字川口三、
一八一 鮭川農業協同組合長 八銀
福栄外三千九百八十三名

紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二九四八号と同じである。

第三五五四号 昭和四十九年四月十日受理
低所得者、生活困難者等に対する緊急生活援護対
策に関する請願(三十四通)

請願者 高知市本町五ノ一ノ四五高知市民
生委員協議会内 土居米喜外六百
三十四名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第三一四〇号と同じである。

第三五五五号 昭和四十九年四月十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願(二通)

請願者 静岡県清水市袖師町 浅沼保外一
名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三五五六号 昭和四十九年四月十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市天神一丁目 武井正
里
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三五五七号 昭和四十九年四月十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 埼玉県深谷市西島一、〇四九 石
川君枝
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三五九一号 昭和四十九年四月十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市本町六丁目 田沼信
次外九名
紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三五九八号 昭和四十九年四月十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(二通)
請願者 東京都台東区寿一ノ二一ノ一一
吉岡卓外一名
紹介議員 野坂参三君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三六一七号 昭和四十九年四月十二日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市本町七丁目 梶山正雄
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三六三〇号 昭和四十九年四月十二日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(四通)
請願者 埼玉県入間郡三芳町藤久保七九八
ノ二 皆川重蔵外三名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三七三〇号 昭和四十九年四月十五日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都豊島区巣鴨三ノ二一ノ九
小針義雄外四名
紹介議員 加藤 完君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三七三四号 昭和四十九年四月十五日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都中野区上鷲宮二ノ四ノ二二
斉藤彦太郎
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三七五六号 昭和四十九年四月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都大田区多摩川一ノ一五ノ三
笠原孝雄
紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三七五七号 昭和四十九年四月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市栄町一ノ一ノ二 栗山朝夫
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三七五八号 昭和四十九年四月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都中野区中野一ノ一四ノ一一

紹介議員 松本留吉
矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三七五九号 昭和四十九年四月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都大田区西大森一ノ一八ノ九
辻康平
紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三七六〇号 昭和四十九年四月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都品川区豊町四ノ五ノ四 山崎真助
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八一二号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(二通)
請願者 埼玉県蕨市錦町六ノ一三ノ一三
工藤泰武外一名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八一三号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都足立区弘道一ノ七ノ一一
桑崎友子
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八一四号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都目黒区目黒一ノ一〇ノ一〇
石田清
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第一八一五号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都足立区足立二ノ四四ノ六
石垣信夫
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八一六号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 千葉県市川市平田二ノ二二ノ三
白井寿一
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八一七号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都足立区弘道一ノ二二ノ一八
田中きる子
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八一八号 昭和四十九年四月十七日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都墨田区押上一ノ一四ノ七 井上力雄

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八四一号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都中野区中野一ノ二三ノ五 斉藤寅夫

紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八四三号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都国立市谷保五、一一一 落合隆

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三八五〇号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都大田区千鳥一八ノ二 小田倉誠

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第一九二二号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都台東区日本堤一ノ三ノ六

大田金次郎外十一名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三九二二号 昭和四十九年四月十七日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒六ノ一五ノ一 九 正木義治

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三九五五号 昭和四十九年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 岩手県北上市飯豊町村崎野一五ノ八〇 八重樫勲一

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三九五六号 昭和四十九年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県熊谷市字村岡一、二七五 渡辺定雄外一名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三九五七号 昭和四十九年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒三ノ一六ノ四 佐藤四郎

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一〇一号 昭和四十九年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(三通)

請願者 東京都豊島区駒込三ノ一一ノ一五 石橋一夫外二名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一〇二号 昭和四十九年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都町田市森野四ノ四ノ一六 江面敏三

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一一九号 昭和四十九年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都中野区弥生町二ノ一六ノ四 野部安重

紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一二九号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(四通)

請願者 埼玉県上福岡市上福岡六ノ一〇ノ七 日出間宗三外三名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 富山県高岡市五福町一ノ一〇 羽広外代治

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一三九号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市大町一〇 三浦茂

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一四〇号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市湖ノ辺一、〇六 九 横山竹治

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一四一号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 名古屋市中区西敷下町一ノ二 祖父江勝利

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一四二号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 長野県須坂市春木町一、〇九七ノ六 浅野精一

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一四三号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 長野県中野市三好町二ノ三ノ八
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一四四号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 福岡県大牟田市曙町一〇 堤市郎
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一四五号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 北海道滝川市一ノ滝町六九 大和田実
紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一四六号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 北海道紋別市花園町三 佐藤忠一
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一四七号 昭和四十九年四月十九日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(二通)
請願者 東京都秋川市草花二、四九五 上原富十郎外一名
紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一七四号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 静岡県掛川市城田一、一九〇 藤原庄蔵
紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一七八号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 福岡市東区名島内堀町二、四八四 右田アヤ子
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一八三号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 鹿児島市草牟田四、一三三ノ七 中井鉄雄
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一九〇号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 香川県高松市瓦町一ノ九ノ九 木

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四一九一号 昭和四十九年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 北海道帯広市東五条南六丁目 岩田松四郎
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二〇六号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(七通)
請願者 山梨県甲府市湯田一ノ一三ノ五 河野恒外六名
紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二〇七号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(八通)
請願者 山梨県甲府市朝氣三ノ一九ノ一九 大原栄外七名
紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二〇八号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(三通)
請願者 東京都足立区加賀血沼町九四三 古川守太外二名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二〇九号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 広島市横川新町八ノ一二 立川一馬
紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二一〇号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 茨城県日立市城南町五ノ二ノ二四 七井英司
紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二一一号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願
請願者 東京都中野区若宮三ノ三四ノ六 野呂隆
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二一二号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(二通)
請願者 東京都町田市旭町三ノ一五ノ一加 藤方 大城敏雄外一名
紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二一三号 昭和四十九年四月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 秋田県仙北郡角館町川原町二〇

佐々木易広

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二二四号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 宮城県白石市字白石沖入八八ノ一

志子田松男

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二五七号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ二九ノ三

大谷秀夫外六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二八三号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願(二通)

請願者 埼玉県上尾市浅間台三ノ二七ノ一

五 佐藤みのり外一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四二八四号 昭和四十九年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 徳島市幸町三ノ二四徳島県建設国

民健康保険組合内 吉積明徳

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第三五五八号 昭和四十九年四月十日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 富山県水見市伊勢大町二ノ二ノ三

六 張田孝子外六十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第三五五九号 昭和四十九年四月十日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 福島県郡山市希望ヶ丘一五ノ二六

安川節子外五名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第三六七〇号 昭和四十九年四月十五日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 東京都調布市東つじヶ丘二ノ三

二 川口福太郎外八十五名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第三八一一号 昭和四十九年四月十七日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 富山県婦負郡八尾町福島一五一全

日本自由労働組合富山県支部八尾

分会内 本多寿人外百五名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四一二六号 昭和四十九年四月十八日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 広島市宇品海岸三ノ九 三好敏男

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第三五九九号 昭和四十九年四月十日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝後谷六、七〇二

石山浩子外二十九名

紹介議員 上原 正吉君

を図られた。

一、保険診療経理士法の早期制定。
二、国家資格認定制度の実施。
三、保険診療経理士としての新しい職業専門教育
養成機関の認可。
四、保険診療経理士としての病院診療所会計、社
会保険診療報酬請求事務職の身分保障。

理由

わが国の医療保険制度は、近年の医学、医術制度
の急速な進歩による医療内容の高度化、医療給付
の著しい増大に伴い、保険医の行う保険診療と医
療機関の行う社会保険診療請求事務が適正、適法
に遂行され、円滑に推進されることが要求される
ことから専門的知識職能者の高まいた技術提携が
望まれるが、法の定める身分保障があつてのみ、
社会保険診療請求事務取扱者は、社会的責任を全
うすることができ、医療保険制度は適正、適法に
運営されらる。

第三六〇〇号 昭和四十九年四月十日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 宮崎県延岡市川原崎町二、〇三五

ノ三 矢野由利子外十六名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三六一〇号 昭和四十九年四月十日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 広島市東雲二ノ一五ノ四 本永恵

美子外四名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三六一〇号 昭和四十九年四月十一日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市谷口町二ノ三〇 松

原栄一外三十二名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三六三八号 昭和四十九年四月十三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 新潟市上新栄町五、八二九ノ五八

〇 村山春子外四名

紹介議員 森 八三二君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三六四一号 昭和四十九年四月十三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 宮崎県都城市広原町八ノ一一 釈

迦部国義外八名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 埼玉県春日部市大字小淵三四六

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三六六五号 昭和四十九年四月十五日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 栃木県黒磯市下黒磯六ノ一六 大

平義夫外四名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三六六六号 昭和四十九年四月十五日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市業平町一ノ一 塩田

真一外三十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三六六七号 昭和四十九年四月十五日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒羽町須賀川一、〇

五八 屋代敬雄外四名

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三六六八号 昭和四十九年四月十五日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市上殿町三四六ノ一

中山勝吉外四名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三七五三号 昭和四十九年四月十六日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡読谷村字比謝七七

知念正徳外三十二名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三八一九号 昭和四十九年四月十七日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大柿町飛渡瀬一、〇

五七 柳川正美外五名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第四二〇五号 昭和四十九年四月二十日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市瓜生堂二ノ二四ノ

一〇 川畑文男外十六名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第三五九九号と同じである。

第三五六〇号 昭和四十九年四月十日受理

炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労

事業の改善等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市余部上六四 田原浅

松外九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一五〇〇号と同じである。

第三五六一号 昭和四十九年四月十日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 大阪市東淀川区上新庄町二、二四

三 竹内トミ外二百八十六名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第三六六九号 昭和四十九年四月十五日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市千歳町四六二 金森

光信外二百名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第三七五四号 昭和四十九年四月十六日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 大阪府松原市高見の里 中山洋子

外二百名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第三五六二号 昭和四十九年四月十日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げ

に関する請願

請願者 京都府綴喜郡八幡町 丸岡源造外

三十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第三五六三号 昭和四十九年四月十日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げ

に関する請願

請願者 富山県高岡市伏木中央町 太田静

代外六十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第三六四二号 昭和四十九年四月十三日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げ

に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町松尾 坂本千

代子外二千二百三十一名

紹介議員 小笠原貞子君

請願者 愛知県岡崎市欠町三反田 山本一

三外三十二名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第三六七一号 昭和四十九年四月十五日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げ

に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢三ノ八ノ四

塚越三五郎外三十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第三七五五号 昭和四十九年四月十六日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げ

に関する請願

請願者 北海道函館市鏡亀町一四〇 蛇子

三郎外百七十四名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第三八一〇号 昭和四十九年四月十七日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げ

に関する請願

請願者 富山市岩瀬白山町八三 水橋元外

百五名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第三九五三号 昭和四十九年四月十八日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げ

に関する請願 (二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町松尾 坂本千

代子外二千二百三十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四二二五号 昭和四十九年四月二十日受理
生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げに関する請願
請願者 大阪市東住吉区矢田本通三丁目 河原誠三郎外五名
紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四二八五号 昭和四十九年四月二十日受理
生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げに関する請願
請願者 東京都板橋区坂下町二ノ一〇ノ二 一八 岩瀬隆外九十五名
紹介議員 鈴木一弘君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第三六九五号 昭和四十九年四月十五日受理
戦時災害援護法に関する請願
請願者 岡山市清輝横一ノ四ノ一二 芥田孝至外十九名
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三八〇〇号 昭和四十九年四月十七日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願
請願者 広島県芦品郡協和村協和村長 小川巧
紹介議員 藤田 正明君

国家補償の精神に基づく「原爆被害者援護法」を一日も早く制定されたい。

理由
原爆被害者は、いついかなる病気が自分の自身に発生するかと不安の一日一日を過ごしており、こ

の心の不安は何物にもかえ難い重圧となつてい
る。本村における原爆手帳所有者は九十三名であ
るが、「原子爆弾被害者に対する特別措置に関する
法律」の適用者はわずかに二十四名だけで、残る
六十九名は何の恩恵にも浴していない。全国三十
四万余名の被害者の中には放射能による健康障害
者、あるいは家族崩壊や財産喪失による生活困窮
者、あるいは被爆者であるために差別に悩む若い
人たちがその数は決して少なくない。更に多くの
被爆者は高齢化し、もうこれ以上国の援護措置を
従ちきれない実情である。

第三八〇六号 昭和四十九年四月十七日受理
心臓病患者の医療と生活に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡吹上町南一ノ一
五 待井良子外二百四十二名
紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第三八〇七号 昭和四十九年四月十七日受理
心臓病患者の医療と生活に関する請願
請願者 埼玉県上尾市大字川一八 中山誠吾外二百四十七名
紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第四〇八二号 昭和四十九年四月十八日受理
心臓病患者の医療と生活に関する請願
請願者 川崎市川崎区塩浜二ノ九ノ三 和泉幸代外二百四十六名
紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第三八〇八号 昭和四十九年四月十七日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願

請願者 三重県松阪市白粉町四丁目 田辺 峯男外三千五百二十二名
紹介議員 沓脱タケ子君

国民生活の最低水準を示す生活保護の基準等を、
実際に「健康で文化的な最低生活」ができるよう
に改善するため、直ちに次の事項を実施されたい。
一、生活扶助の基準を当面五割以上引き上げ、ま
た、勤労控除を収入の六割以上に引き上げるこ
と。
二、級地を全国的に引き上げ、差し当り、九パー
セントの格差を四パーセントに縮めること。
三、夏期一時扶助を新設し、地方自治体が支給す
る年末、夏期の一時金は、収入認定しないこと。
四、住宅、教育、出産、生業、葬祭の各扶助を大
幅に引き上げること。
五、入院ベット代、付き添い看護の慣行料金との
差額負担など、差額徴収分は実費を支給するこ
と。また、医療券を医療証に切り替えることも
に、すべての医療機関を指定医にすること。

理由
生活保護の基準は、生活保護法で明らかにされて
いるように、憲法第二十五条による「健康で文化
的な最低生活が保障されること」になつては、
政府が決めている昭和四十八年度の基準（五パー
セントの再改定を含めて）をみると、大都市にお
ける一人一食の平均額は八十四円五十銭にすぎ
ず、その上、最近の異常な物価値上げは、保護受
給者の暮らしを一段と大きく圧迫し、生きる気力
さえ失う人達が、特に年寄の中に広がつてい

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第三八〇九号 昭和四十九年四月十七日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
請願者 徳島市津田浜ノ町六ノ一ノ一三
山西光雄外三千七百三十五名
紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二二号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十八通)
請願者 北九州市八幡区松尾町一丁目 西原五郎外百三十七名
紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二三号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十二通)
請願者 福岡県嘉穂郡桂川町土師五 木本京子外百九名
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二三号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十二通)
請願者 北九州市戸畑区天神二丁目 田中サカエ外百九名
紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二四号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十二通)
請願者 福岡県飯塚市清水谷二二組 洲川政雄外百九名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二五号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十八通)

生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区春ノ町五丁目 林 春夫外百三十九名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二六号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十二通)

請願者 福岡県嘉穂郡庄内町旭町 山本春 一外五十九名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二七号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十五通)

請願者 三重県津市八町三ノ五ノ二六 後 藤千代子外七十四名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二八号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (二十七通)

請願者 福岡市東区大字唐ノ原七七二ノ四 吉永幸生外百三十四名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇二九号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十七通)

請願者 福岡県飯塚市新二瀬三ノ二 黒田 チヨノ外八十四名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三〇号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十三通)

請願者 福岡県嘉穂郡桂川町吉隈二 橋ノ ロフデ外六十四名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三一号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (二十二通)

請願者 福岡県飯塚市新相田 川上誠一郎 外百八名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三二号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (二十通)

請願者 福岡県嘉穂郡庄内町栄町道祖団地 吉村磯吉外九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三三号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十八通)

請願者 福岡県嘉穂郡庄内町赤坂 馬場ヨ シエ外八十九名

紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三四号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十八通)

請願者 福岡県山田市熊ヶ畑末旨 荒川清 水外八十九名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三五号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十八通)

請願者 福岡県飯塚市新二瀬十二組 岩下 定夫外八十八名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三六号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十六通)

請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町長尾一、二三 八 佐藤惣市外七十九名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三七号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十三通)

請願者 福岡県山田市上山田西川住宅西下 小園清二外六十四名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三八号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (二十五通)

請願者 福岡県久留米市白山町三九九 中 垣秀夫外百二十一

紹介議員 杉山善太郎君

請願者 北海道釧路市米町一ノ一 浜野ス エ外百二十二名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇三九号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (十七通)

請願者 福岡県山田市上山田町 江崎鋭作 外八十四名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四〇号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (三十一通)

請願者 新潟市四ツ屋三丁目 田沢寅市外 百五十四名

紹介議員 須原昭二君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四一号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (二十五通)

請願者 新潟市秋葉通二丁目 近藤隆外百 二十四名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四二号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願 (二十六通)

請願者 福岡県久留米市白山町三九九 中 垣秀夫外百二十一

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四三号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十通)
請願者 福岡県嘉穂郡庄内町有井 板橋一
美外百四十九名
紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四四号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十四通)
請願者 福岡県久留米市中央町二ノ二八
溝田佐吉外百四十九名
紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四五号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十五通)
請願者 新潟市沼垂東六ノ二ノ一七 石沢
稔外百二十四名
紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四六号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十通)
請願者 福岡県飯塚市飯田五穀神本通一
津田八郎外百四十九名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四七号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十一通)
請願者 北海道釧路市堀川町二ノ一四六
広瀬ツヤ子外百五十四名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四八号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十六通)
請願者 北海道釧路市弥生一ノ一四ノ五
加川久外百四十九名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇四九号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十五通)
請願者 福岡県宗像郡宗像町吉留中ノ尾
林田カズエ外百二十一名
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五〇号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十六通)
請願者 長崎県松浦市星鹿町 八坂今朝一
外百二十九名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五一号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十六通)
請願者 長崎県松浦市星鹿町 八坂今朝一
外百二十九名
紹介議員 竹田 四郎君

請願者 長崎県松浦市志佐町白浜免 山口
仁市外百二十九名
紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五二号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十七通)
請願者 長崎県松浦市星鹿町星鹿 吉川長
一外百三十四名
紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五三号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十一通)
請願者 秋田県能代市住吉町六ノ一九 佐
藤トキ外百五十四名
紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五四号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十通)
請願者 秋田県仙北郡田沢湖町神代 細川
タニ外百四十九名
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五五号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十一通)
請願者 秋田県仙北郡田沢湖町神代 藤原
貫一外百五十四名
紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五六号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十三通)
請願者 長崎県西彼杵郡香焼町安保 宮崎
ハツ外百六十四名
紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五七号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十通)
請願者 長崎県西彼杵郡香焼町S九ノ五
瀬戸川節子外二百九十九名
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五八号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十九通)
請願者 新潟市山木戸四丁目 豊島英次郎
外百四十四名
紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇五九号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十三通)
請願者 新潟市中木戸三七九 中野守男外
百六十二名
紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六〇号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十六通)
請願者 東京都八王子市長房町三四一ノ二
ノ二六ノ一〇四 戸川太郎外百七
十八名
紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六一号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十一通)
請願者 東京都板橋区前野町一ノ三九都営
二ノ五〇三 橋本侑外百五十三名
紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六二号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(十五通)
請願者 東京都北区赤羽北三ノ一六N五六
ノ二〇七 千葉はる子外六十八名
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六三号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(三十五通)
請願者 東京都文京区向丘二ノ八ノ六 瀬
下福次外百六十四名
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六四号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願

(二十九通)

請願者 北九州市門司区葛葉町一ノ八ノ一
四 橋本登喜子外百二十七名
紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六五号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十八通)
請願者 北九州市門司区藤松二ノ二 山田
弘子外百二十三名
紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六六号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(四十八通)
請願者 福岡県大牟田市上内二〇ノ四 藤
田恵輔外二百三十五名
紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六七号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十八通)
請願者 熊本県荒尾市下井手一八八 大場
直材外百三十四名
紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六八号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十二通)
請願者 福岡県大牟田市小浜町八二ノ五九
嶋原秀吉外百九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇六九号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十二通)
請願者 福岡県大牟田市大字勝立六三三
小柳捷子外百八名
紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七〇号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十五通)
請願者 大阪府城東区今福西二ノ二ノ二五
河内ハルエ外百二十名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七一号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(二十五通)
請願者 大阪府城東区今津南二ノ四ノ二四
西山佐武郎外百十九名
紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七二号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(十九通)
請願者 大阪府城東区今福西二ノ二ノ二六
山口明弘外九十四名
紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七三号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(十九通)
請願者 秋田県河辺町北野田高屋宇畑二
佐々木周一郎外九十四名
紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七四号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(十八通)
請願者 大阪市此花区四貫島宗安町四 赤
嶺盛吉外八十五名
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七五号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(十九通)
請願者 大阪府東大阪市稲田八五二ノ一
吉田和雄外八十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七六号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(十九通)
請願者 大阪府八尾市東太子二ノ五ノ一二
三木治定外九十四名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七七号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(十五通)

請願者 秋田県仙北郡田沢湖町神代字後村
藤村齊外七十四名

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七八号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(十七通)

請願者 秋田市手形山崎六四ノ一 田近誠
一外七十九名

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四〇七九号 昭和四十九年四月十八日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願
(六通)

請願者 秋田県河辺郡河辺町北野田高屋字
桃ノ木沢八四 佐々木栄次郎外二
十九名

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四一三二号 昭和四十九年四月十九日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願

請願者 大阪府城東区新喜多二ノノ四六
大塚重友外三千四百四十四名

この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第三九一六号 昭和四十九年四月十七日受理
長期病、職業病、難病患者及び労災被災者の医療
と生活保護の緊急改善に関する請願

請願者 兵庫県三木市本町三ノ一〇ノ三
玉田隆一外二百九十九名
紹介議員 矢山 有作君

一、長期病、「難病」患者の医療と生活保障の早期改善。

1 ベッド代など一切の差額患者負担を撤廃し、付添看護料の患者負担を全額公費で負担するとともに、患者の通院費は実費支給すること。

2 すべての長期病「難病」患者の健康保険療養給付期間を、五年から働けるようになるまで延長するとともに、傷病手当金は十割を治るまで支給すること。

3 公費負担医療を全面的に改善し、すべての「難病」患者や脳卒中など長期患者に適用するとともに、心臓病などのように手術だけの公費負担を、手術後の医療費も全額公費で負担すること。「難病」対策は、疾患指定に改めること。

4 すべての長期病、「難病」患者(三箇月上)に、入院在宅を問わず、インフレ手当を一律三万円支給すること。

5 自立困難な患者には、生活保障としての医療、生活(定期的な手当)を保障すること。

6 医師、看護婦、リハビリなど従事者を大幅に養成、増員し、医療従事者の賃金、労働条件、身分を保障すること。特に、ハンセン氏療養所で看護力不足のための患者による看護で、患者の労働力依存による施設運営を早急になくすること。

7 ハンセン氏療養所の老朽化した施設を全面整備し、併せて、医薬品、医療設備をよくし、十分な医療が受けられるようにすること。

8 再生不良性貧血症や心臓病、腎臓病、結核などの手術(輸血)用血液(生血も含む)を、患者や家族に集めさせたり、その費用を負担させることをやめ、国が責任をもって血液を供給し、輸血の費用はすべて健康保険並びに公費で負担するよう改めること。

9 自立可能な患者には、医学、生活のリハビリ訓練、職業訓練、職場復帰訓練、安心して就職できる保障制度をつくり、その期間中は

手当を支給するようにすること。

10 心臓病、腎炎、ネフローゼなど長期病小児患者の医療、教育、生活が同一場所で行える完全公費による保障制度を確立すること。

11 すべての長期病「難病」患者の専門病院(基礎医学、臨床医学のできる)は、疾患系統群ごとの施設を全国八ブロックに各一箇所以上設置すること。

12 はり、きゆう、マッサージなど漢方療法並びに「難病」の治療薬、検査は、全額健康保険、公費負担で受けられるようにすること。

二、すべての労働災害、職業病患者の医療と生活補償の改善。

1 労災被災者の休業補償は低い平均賃金の六十パーセントでなく、せめて百パーセント支給にすること。

2 労災補償の給付基礎日額の最低補償額を、早急に三千元以上にすること。

3 旧々法(昭和三十年九月一日前)と旧法(昭和三十五年四月一日前)で、補償を打ち切られた被災者にも、遺族補償給付年金並びに葬祭料を支給するようにすること。

4 旧法で補償を打ち切られた被災者は、現在長期傷病給付年金(二百九十九日分)を受けているが、そのうち四十日分差し引かれているので、この差引きを廃止すること。

5 長期傷病補償給付年金は、すみやかに三百六十五日分支給すること。

6 原職復帰のための職場復帰訓練の制度化、事業所の受入れ義務と、一切の差別待遇の禁止を明記すること。

7 業務上外認定に際して、医師選択の自由と主治医の診断の尊重、企業に反証がない場合には迅速に認定すること。

8 精神、神経系障害の被災者のための、職能回復訓練施設(いわゆるトレーニング・センター)を設置すること。

三、すべての長期病「難病」患者が障害年金の受給。

1 インフレ、物価暴騰により、生活を破壊されたすべての年金受給者に一律三万円のインフレ手当を支給すること。

2 障害福祉年金二級の実施は、国会の附帯決議どおり一月にさかのぼって支給し、なお、各種年金の年金額引上げは、四月から実施すること。

3 すべての年金額を早急に最低四万円以上(月)に引き上げること。

4 障害年金の廃止認定日を現在の初診日から三年目は長いからこれを一年半に改めると。なお、厚生年金も国民年金と同じように、認定日後重症になった場合に、年金が受けられるよう「事後重症」を制度化すること。

5 障害年金は、すべての障害を推算するようになること。

6 心臓など二十歳前からの患者、また、年金加入前からの患者、障害者に障害年金(拠出)を受けられるようにすること。

7 年金のスライド制は、物価と賃金の上昇率に合わせ、支給月ごとに行うようにすること。

8 国民年金も厚生年金と同じように、障害三級者も障害年金が受けられるように三級を新設し、併せてすべての障害等級を一本化する。

四、住宅に困っている長期病回復者、労災被災者、「難病」回復者、障害者用の住宅を確保するため、用地確保と建設計画を立て早急に住宅難を解消すること。

第三九五四号 昭和四十九年四月十八日受理
長期病、職業病、難病患者及び労災被災者の医療
と生活保護の緊急改善に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨鳥居本北代町五
三 羽野正和外三千四百六十九名
紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第三九一六号と同じである。

第四〇八一号 昭和四十九年四月十八日受理
長期病、職業病、難病患者及び労災被災者の医療
と生活保障の緊急改善に関する請願
請願者 神戸市灘区大石北町七ノ四 河田
恵美香外二百十四名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第三九一六号と同じである。

第四一二四号 昭和四十九年四月十八日受理
長期病、職業病、難病患者及び労災被災者の医療
と生活保障の緊急改善に関する請願
請願者 京都府宇治市小倉町新田島二ノ四
五 桐井喜夫外二百三十三名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第三九一六号と同じである。

第四一三〇号 昭和四十九年四月十九日受理
長期病、職業病、難病患者及び労災被災者の医療
と生活保障の緊急改善に関する請願(四通)
請願者 北海道帯広市西一八条北二丁目
林哲郎外六百六十二名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三九一六号と同じである。

第四一五八号 昭和四十九年四月十九日受理
長期病、職業病、難病患者及び労災被災者の医療
と生活保障の緊急改善に関する請願
請願者 北海道岩見沢市四条東一六丁目岩
見沢労災病院内全館じん肺患者同
盟北海道地方本部内 佐藤鉄五郎
外四十名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三九一六号と同じである。

第四二五六号 昭和四十九年四月二十日受理

長期病、職業病、難病患者及び労災被災者の医療
と生活保障の緊急改善に関する請願
請願者 京都市東山区山科東野八反畑町三
四 佐々木弘三外三百七名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三九一六号と同じである。

第三九三九号 昭和四十九年四月十七日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都葛飾区奥戸五ノ一〇ノ一五
木村邦子外五十九名

紹介議員 岩間 正男君
老後保障は、重大かつ緊急の問題であるから、老
人が人間らしく、不安なく老後を暮らせるように
次の事項を実現されたい。
一、老後の生活保障に見合う年金制度を即時確立
すること。
二、健康の維持、疾病の予防・治療の対策を強化
すること。
三、老人福祉関係事業を充実すること。
四、経験、能力、意志を生かした就労を保障する
こと。
五、住宅を大量に保障すること。
六、公的制度・事業における優遇措置を拡充する
こと。

第三九四八号 昭和四十九年四月十八日受理
雇用保険法案反対等に関する請願
請願者 北海道函館市花園町三四ノ一四
境谷松美外千五百名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二五一五号と同じである。

第三九九九号 昭和四十九年四月十八日受理
全国全産業一律最低賃金制度確立等に関する請願
請願者 札幌市中央区南一八条西二ノ五

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二五一五号と同じである。

第四一八〇号 昭和四十九年四月十九日受理
北海道旧土人保護法の廃止等に関する請願
請願者 北海道千歳市東雲町二ノ三四千歳
市議会議長 鈴木助雄

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第四一八〇号 昭和四十九年四月十九日受理
北海道旧土人保護法の廃止等に関する請願
請願者 北海道千歳市東雲町二ノ三四千歳
市議会議長 鈴木助雄

紹介議員 河口 陽一君
北海道旧土人保護法を直ちに廃止するとともに弱
小民族であるアイヌ人の地位を平等に評価し、諸
権利を積極的に擁護し、あらゆる差別を解消、生
計基盤を確定して、民族の豊かな伝統文化がい
かなく発揚されるよう、速やかに新法を制定され
たい。

理由
北海道の旧土人保護法は、狩りよう民族のアイヌ
人に土地を与え、農耕を奨励、施設を設置する等
アイヌ人を保護する見地から制定公布されたもの
であるが、その内容は、民族的差別を前提に、実
質保護の備わっていない、単なる土地の付与、所
有権の規制にとどまるもので、新憲法の精神を逸
脱するのみならずこれがかえって人種的、社会的
偏見を助長する弊害を招いている。

第四一八一号 昭和四十九年四月十九日受理
「優生保護法の一部改正案」反対に関する請願
請願者 横浜市港北区大豆戸町一、〇四二
市村順子

紹介議員 田中寿美子君
「優生保護法の一部を改正する法律案」は、審議す
ることなく、速やかに廃案とされた。
理由
本改正案は、人工妊娠中絶を認める項目につい
て、「経済的理由」を削除し、「精神的理由」と「胎
児が重度の精神又は、身体の障害を有するおそれ
のある場合」を加え、優生保護相談所の業務に「適

正な年齢における初回分娩の指導」を加えようと
するものであり、最終答申される刑法全面改正の
ねらいと合致するものであつて、生めない、生み
たくない状況、又現在の社会で障害者を抑圧して
いる状況を全く無視しており、ならん根本的解決
になりえないものである。

第四二五九号 昭和四十九年四月二十日受理
「優生保護法の一部改正案」反対に関する請願
請願者 東京都豊島区中野三ノ三〇ノ三
天野道美

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第四一八一号と同じである。

第四一九八号 昭和四十九年四月十九日受理
乳幼児医療費無料化に関する請願
請願者 東京都豊島区目白二ノ一九ノ一三
豊田キミエ外五十三名

紹介議員 杏脱タケ子君
乳幼児医療費の無料化を制度化するため、次の事
項の実現を強く要請する。
一、すべての乳幼児の医療費無料化は、当面、三
歳までを実施すること。
二、所得制限をしないこと。また、窓口払いでな
く現物給付にすること。
三、乳幼児の定期健康診断を無料にすること。
四、日曜、祭日、夜間の診療を実施すること。そ
の場合、国、自治体で保障すること。
五、小児総合病院をつくること。当面、県立、市
立等国立の病院に小児科の専門医を置くこ
と。
六、診療報酬を引き上げ、特に乳幼児診療に対し
大幅に加算すること。

理由
最近の激しい物価高から、子供の治療費さえ、二
度を一度に切りつめるという状態で、手遅れから
幼い生命を奪われる悲しい例は少なくない。全国

理由
最近の激しい物価高から、子供の治療費さえ、二
度を一度に切りつめるという状態で、手遅れから
幼い生命を奪われる悲しい例は少なくない。全国

理由
最近の激しい物価高から、子供の治療費さえ、二
度を一度に切りつめるという状態で、手遅れから
幼い生命を奪われる悲しい例は少なくない。全国

理由
最近の激しい物価高から、子供の治療費さえ、二
度を一度に切りつめるという状態で、手遅れから
幼い生命を奪われる悲しい例は少なくない。全国

理由
最近の激しい物価高から、子供の治療費さえ、二
度を一度に切りつめるという状態で、手遅れから
幼い生命を奪われる悲しい例は少なくない。全国

理由
最近の激しい物価高から、子供の治療費さえ、二
度を一度に切りつめるという状態で、手遅れから
幼い生命を奪われる悲しい例は少なくない。全国

八百余の自治体が乳幼児の医療費無料に踏み切り、ほとんどの県が実施のための検討をしているが、政府は、なんの措置もしていない。

第四二六〇号 昭和四十九年四月二十日受理
乳幼児医療無料化に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田四ノ四三ノ一二
重野友子外十七名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四一九八号と同じである。

第四二〇〇号 昭和四十九年四月十九日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願

請願者 東京都北区東十条一ノ一八ノ一ノ
三〇一 豊田侑子外九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第四二七五号 昭和四十九年四月二十日受理
原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願(十通)

請願者 奈良市二名町一、九五〇 窪田智
子外百名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第四二七六号 昭和四十九年四月二十日受理
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の
規制に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 福岡市中央区他行三ノ二二ノ一八
大崎初枝外四百三十六名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

昭和四十九年五月二十一日印刷

昭和四十九年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局